

予算決算委員会都市経済分科会会議録

招 集

令和2年3月17日（火）午前10時 議場

出席委員（8名）

（分科会長）稲 田 清 （副分科会長）又 野 史 朗
伊 藤 ひろえ 遠 藤 通 田 村 謙 介 戸 田 隆 次
前 原 茂 矢 倉 強

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

【総務部】

[調査課] 塚田課長

【経済部】 杉村部長

[経済戦略課] 雑賀課長 坂隠企業立地推進室長

[商工課] 毛利課長 高浦商工振興担当課長補佐

【文化観光局】 岡参事兼局長

[観光課] 大谷観光戦略担当課長補佐 桑本観光戦略担当係長

[スポーツ振興課] 深田課長 成田スポーツ振興担当課長補佐

[文化振興課] 下高課長 大野原課長補佐兼文化振興担当課長補佐 原文化財室長

【農林水産振興局】 中久喜局長兼農林課長

[農林課] 深田農林振興担当課長補佐

[地籍調査課] 景山課長

[水産振興室] 赤井室長

【都市整備部】 錦織部長

[建設企画課] 伊達課長 角課長補佐兼総務担当課長補佐

佐藤課長補佐兼管理担当課長補佐

[都市整備課] 福住次長兼都市整備課長 北村課長補佐兼公園街路担当課長補佐

赤井河川橋りょう担当課長補佐

松本課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長

[道路整備課] 山浦次長兼道路整備課長 渡邊課長補佐兼道路改良担当課長補佐

遠崎道路維持担当課長補佐

[営繕課] 前田課長

[建築相談課] 湯澤次長兼建築相談課長 大櫃開発審査担当課長補佐

[住宅政策課] 原次長兼住宅政策課長 東森課長補佐兼住宅政策担当課長補佐

潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

【下水道部】 矢木部長

[下水道企画課] 藤岡課長 山崎下水道企画室長 金川総務担当課長補佐

[下水道営業課] 遠藤課長 林課長補佐兼料金担当課長補佐

村上普及担当課長補佐

[整備課] 宮田次長兼整備課長 山中課長補佐兼管路整備担当課長補佐
清水管路維持担当課長補佐

[施設課] 田口次長兼施設課長 高濱施設維持担当課長補佐
松並課長補佐兼施設工事担当課長補佐 角排水指導担当課長補佐

【農業委員会】 宅和事務局長

【水道局】 細川局長 松田副局長兼計画課長

[計画課] 岩坂課長補佐兼企画広報担当課長補佐 白須企画広報担当係長

[総務課] 金田次長兼総務課長 湯崎課長補佐兼財務担当課長補佐
吉儀課長補佐兼契約管財担当課長補佐 津村課長補佐兼庶務担当課長補佐
羽柴契約管財担当係長

[営業課] 伊原課長

[浄水課] 松前次長兼浄水課長 本池主査兼水源管理担当課長補佐

[水質管理課] 船川課長

[施設課] 石田課長 住田主査兼改良担当課長補佐

[給水課] 安村次長兼給水課長

[境港営業所] 松田所長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 森井議事調査担当事務局長補佐

傍聴者

安達議員 石橋議員 岩崎議員 岡田議員 岡村議員 尾沢議員 門脇議員
土光議員 矢田貝議員 渡辺議員

報道関係者 3人 一般 3人

審査事件

- 議案第 2 号 専決処分について（令和元年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第 2 回））
- 議案第 2 7 号 令和元年度米子市一般会計補正予算（補正第 4 回）のうち当分科会所管部分
- 議案第 2 9 号 令和元年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第 2 回）
- 議案第 3 2 号 令和元年度米子市水道事業会計補正予算（補正第 1 回）
- 議案第 3 3 号 令和元年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第 3 回）
- 議案第 3 4 号 令和 2 年度米子市一般会計予算のうち当分科会所管部分
- 議案第 3 7 号 令和 2 年度米子市駐車場事業特別会計予算
- 議案第 3 8 号 令和 2 年度米子市市営墓地事業特別会計予算
- 議案第 4 1 号 令和 2 年度米子市米子インター周辺工業用地整備事業特別会計予算
- 議案第 4 2 号 令和 2 年度米子市水道事業会計予算
- 議案第 4 3 号 令和 2 年度米子市工業用水道事業会計予算
- 議案第 4 4 号 令和 2 年度米子市下水道事業会計予算

~~~~~

## 午前10時19分 開会

**○稲田分科会長** ただいまから予算決算委員会都市経済分科会を開会いたします。

本日は、11日の本会議で予算決算委員会に付託された議案のうち、当分科会の審査担当とされました議案12件について審査をいたします。

経済部所管について審査をいたします。

議案第27号、令和元年度米子市一般会計補正予算（補正第4回）のうち、経済部所管部分を議題といたします。

当局の説明を求めます。

雑賀経済戦略課長。

**○雑賀経済戦略課長** 議案第27号、令和元年度米子市一般会計補正予算（補正第4回）につきまして、経済部関係を一括して御説明いたします。

そうしますと、令和元年度米子市補正予算書の29ページをお開きください。諸費の上から2つ目の返還金（農林課）として、2,954万9,000円計上しております。これは平成30年度に交付した補助金について、交付要件の未達成が判明したことから、自主返還された補助金について、鳥取県を通じて国へ返還するものでございます。

続きまして、31ページをお開きください。農業総務費の土地改良協会補助事業として、780万9,000円計上しております。これは、米子市土地改良協会事務局長の退職に伴い、必要となる退職手当について、米子市の負担割合において不足分を補助するものでございます。

農業振興費の農地中間管理事業として、マイナス2,524万円計上しております。これは、令和元年度当初予算編成後に機構集積協力金の制度改正があり、実績が減となったことにより事業費の減額を行おうとするものでございます。

商工総務費人件費として、マイナス403万3,000円を計上しております。これは国庫補助事業のプレミアム付商品券事業費で人件費を負担するため、商工総務費人件費を減額するものでございます。

商工業振興費の米子市プレミアム付商品券事業として、マイナス8,500万円計上しております。これは、実績として対象者数に変更が生じたことにより、事業費の減額を行おうとするものでございます。

続きまして、37ページをお開きください。繰越明許費です。

初めに、農林水産業費の農業費、弓浜荒廃農地対策事業費につきまして、地権者との協議調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許として計上したものでございます。

同じく、土地改良事業費につきまして、入札不調が続き、工程を見直す必要が生じ、地元関係者との協議に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費として計上したものでございます。

同じく、県営土地改良事業費負担金につきまして、入札不調が続き、工程を見直す必要が生じ、不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費として計上したものでございます。

以上が、経済部関係の令和元年度米子市一般会計補正予算（補正第4回）の概要でございます。

○**稲田分科会長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

伊藤委員。

○**伊藤委員** 1点お聞かせください。

31ページの商工費の商工業振興費のプレミアム付商品券事業なんですけれども、その減額理由として、対象者の数が増えになったという御説明だったんですけれども、もうちょっと詳しく教えていただけませんか。

○**稲田分科会長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 商工振興費、米子市プレミアム付商品券事業についての状況について御説明いたします。

これは、プレミアム分の5,000円というのを負担するものでございますが、こちらを減額をする補正を上げております。これは、当初に対象者として非課税世帯、それから子育て世帯という2つの大きな対象があるんですけれども、その当初数、それぞれ非課税を3万、子育て世帯を4,800というふうに見込んでおりました。実際に事業が始まりまして要件を精査していく中で、非課税世帯というのはいろいろな条件が異なってまいります。実際の精査で対象となったのが2万6,110人でございます。ここで大きく減ってございます。それから、申請に至るわけでございますけれども、販売に至るまでの申請を受け付けるわけでございますけれども、その申請者数は実績として1万2,308件というふうになっております。全体の販売額としては2億4,300万円ほどになっておりまして、以上の実績から今の非課税世帯の対象者数が実際に精査を行ったために減ったものというのがプレミアム分のマイナスということになっております。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 対象者数は4,000人近く精査をした結果、マイナスとなったっていうのはわかるんですけど、それ以上に申請件数が少なかったというところが要因ですよ、多分。違いますでしょうか。

○**稲田分科会長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 申請者数に対しましては、対象者、精査したのが2万6,000に対して、申請数が1万2,308件というふうに先ほど申し上げました。申請率で言いますと、47.1%ということでございます。これに関しましては、一番最初に対象になりますという勧奨を行った、そして国の要請に基づいて、米子市はその後2回勧奨を行っております。こういった47%というふうなところになっております。

他都市に関しましては、それよりもちょっと低い状況というのが、今回のプレミアム商品券の状況になってございますので、市といたしましては、この申請数というところを一応の成果というふうに考えておるところです。

○**稲田分科会長** よろしいですか。

ほかございますか。

戸田委員。

○**戸田委員** この繰越明許の問題について、よく、土木費のほうで私も触れようかと思ったんですが、実は関係者の方々からいろいろと、予算がついたのにやっぱり実施されていただけませんという声がかないだも届きました。やはりそういう中で、入札不調だという

理由にされるんですけども、入札不調というその内容について、どのように分析されておられるか、その辺のところを伺っておきたいと思います。

○**稲田分科会長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 入札不調の原因でございますけれども、ちょっと、現状はまた状況が違いますけれども、年内までは非常に景気もよろしくて、なかなか手挙げをされる事業者がおられなかったのではないかなというぐあいに分析はしております。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私が伺ったのは、私も入札結果はよくネットで見るとは思いますが、応札者がいないという事例も確かにあります。そのような形で、じゃあ応札者がおらないからそのまま繰越明許というような事務スケジュールは、私はいかがなものかなと思うんですよ。やはり業者に対しても、そういう応札していただきたいというような、やはり促すような考え方も私は必要であろうと思うんです。土木費のほうで触れようかと思ったんですけど、今回このほうで触れたいんですけど、やはり関係者の方は当初予算について、予算が執行されて、関係者の方は完成をして供用していただくというのを望んでおられるわけですね、一日も早く。そういうふうな中で、やはり応札者がいないからということのみでは私は済まされないのではないかなと思うんですよ。やはりそういうふうな応札していただけるような環境づくりも、私は必要ではないかなというふうに思っておるんですが、そんなところはどうか。

○**稲田分科会長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 委員さんがおっしゃられますように、応札者がいないということで、ちょっと私どものほうも安易に考えておったと反省しております。新年度に向かいますと、このようなことがないように、いろいろと課内でも知恵も絞りまして、また工夫して応札していただいて事業を完成するように努めていきたいというぐあいに考えております。

○**稲田分科会長** よろしいですか。

ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田分科会長** なしですね。ないようですので、本件は終了します。

次に、議案第34号、令和2年度米子市一般会計予算のうち、経済部所管部分を議題といたします。

当局の説明を求めます。

雑賀経済戦略課長。

○**雑賀経済戦略課長** 令和2年度の一般会計予算につきまして、経済部関係の主な事業につきまして、一括して御説明いたします。

説明に当たりましては、歳出予算の主な事業の概要書によりまして、ページ数と事業名を申し上げます。御説明いたします。

初めに、事業概要の1ページをお開きください。上段、地域産品PR事業（ふるさと納税）として、6億9,521万3,000円を計上しております。これは、米子市ふるさと納税への寄附者への記念品送付等に係る経費でございます。

次に、3ページでございます。下段、がいなよなご応援基金積立金として、14億15

万7,000円を計上しております。これは、ふるさと納税寄附金のがいなよなご応援基金への積立金を予算措置するものでございます。

続きまして、41ページでございます。下段、農村地域防災減災事業として、700万円計上しております。これは、台風や豪雨等による農業用ため池の決壊の災害防止のため、受益地がなくなったため池の機能を廃止するための調査を行おうとするものでございます。

次に、43ページでございます。下段、農業水路等長寿命化・防災減災事業として、892万7,000円計上しております。これは、災害時に農業用ため池の下流域の住民が迅速かつ安全に避難することができるよう、浸水範囲や避難路、避難場所、緊急時の連絡先等を示したハザードマップを作成しようとするものでございます。

続きまして、44ページでございます。上段、団体営土地改良事業として、1,984万6,000円計上しております。これは、土地改良区が行うかんがい排水や水利施設等の土地改良施設等の整備について支援しようとするものです。

なお、土地改良事業の主要事業につきましては、位置図をお配りしております。

次に、46ページでございます。上段、森林経営管理事業として、188万計上しております。これは、森林の適切な経営管理を目的として、森林所有者を対象に意向調査を実施しようとするものでございます。

同じページの下段、市行造林搬出事業として、855万2,000円計上しております。これは、市が借り受けて管理している日南町花口の市行造林について、杉、ヒノキを間伐・搬出し、売り上げ収入を得るとともに、搬出時の安全性を確保するために作業道を整備しようとするものでございます。

続きまして、51ページの上段でございます。中小企業振興アクションプラン策定事業として、37万円計上しております。これは、本議会に上程中の中小企業振興条例に基づき、市内の中小企業、小規模企業の振興に係る具体的な取り組みを定める米子市中小企業振興行動計画を作成しようとするものでございます。

下段、未利用エネルギー活用事業として、2億円計上しております。これは、消化ガス発電機を内浜処理場に設置するとともに、太陽光発電機を4館の公民館に設置し、13館の公民館に蓄電池を設置しようとするものでございます。

続きまして、52ページでございます。下段、海外進出事業者支援事業として、143万6,000円計上しております。これは本市と交流のある台北市と保定市へ行政訪問及び市場調査等を行うための経費と、海外へ進出する際、市内企業が支払うコンサルティング料に対する支援補助金でございます。

続きまして、58ページをお開きください。下段、インバウンド向け高付加価値コンテンツ創生事業として、92万円計上しております。これは、皆生トリアスロン等の地域資源、コンテンツを活用し、インバウンドをターゲットとした付加価値のある旅行商品の造成、販売へとつなげようとする取り組みでございます。

続きまして、59ページでございます。上段、かわまちづくり計画推進事業として、351万6,000円計上しております。これは、中海・錦海かわまちづくり計画に基づき、市民に一層親しまれる水辺環境の基盤整備を実施するとともに、市の整備予定箇所に係る測量を実施しようとするものでございます。

下段、地域と協働による地域づくり人材育成事業として、48万円計上しております。

これは、大学と連携しながら本市で開催される催事等への参画を通じ、地域と協働して活躍する人材を発掘・育成し、次世代の地域経済の活性化を担うプレーヤーを創出しようとするものでございます。

続きまして、60ページでございます。上段、皆生温泉開発100周年記念事業として、5,617万8,000円計上しております。これは、皆生温泉開発100周年記念事業実行委員会と連携しながら、機運醸成のための事業や、誘客を図るための事業や、受け入れ環境の整備を実施しようとするものでございます。

下段、皆生砂浜クリーンアップ事業として、120万円計上しております。これは、毎年多くのごみが漂着する皆生温泉エリアの砂浜について、海岸漂着物などの海岸ごみの回収及び処理活動を行おうとするものでございます。

続きまして、92ページでございます。上段、文化活動館管理運営事業として、1,242万9,000円計上しております。これは、地域文化の伝承や活力のある地域づくりを推進するため、旧勤労青少年ホームから衣がえした施設を、指定管理者により管理運営を行おうとするものでございます。

下段、文化ホール整備事業として、2,218万6,000円計上しております。これは、文化ホールの老朽化した設備の一部を改修しようとするものでございます。

続きまして、94ページでございます。上段、米子城跡保存整備事業として、8,413万円計上しております。これは米子城跡を保存し後世に伝えていくとともに、その活用を図るため、整備基本計画に基づいた史跡整備を行おうとするものでございます。

下段、米子城・魅せる！プロジェクト事業として、943万5,000円計上しております。これは、米子城跡の価値や魅力を伝え、実感していただく機会を提供するためにイベントなどを開催する経費でございます。

続きまして、96ページでございます。下段、史跡福市遺跡保存整備事業として、585万円計上しております。これは、史跡福市遺跡ののり面保護工事を行うため、測量設計を行おうとするものでございます。

続きまして、97ページでございます。上段、ワールドマスターズゲームズ開催事業として、373万5,000円計上しております。これは、令和3年5月に開催予定のワールドマスターズゲームズの米子市実行委員会運営経費の一部を負担するもので、競技運営の準備や広報、機運醸成の事業を行おうとするものでございます。

次に、99ページでございます。上段、オリンピック・パラリンピック関連事業として、1,236万6,000円計上しております。これは、東京オリンピック・パラリンピックに関連しまして、聖火リレーの警備に係る経費の一部、事前キャンプ運営に係る経費の一部の負担、また地元選手のPRやパブリックビューイングを行おうとするものでございます。

下段、弓ヶ浜サイクリングコース活用事業として、196万円計上しております。これは、3月22日に全線が開通する予定であります弓ヶ浜サイクリングコースを活用するイベント開催経費の一部の助成、また皆生プレーパークにサイクリングの休憩施設を整備するための経費の一部を助成しようとするものでございます。

続きまして、100ページでございます。上段、淀江運動公園等整備事業として、2,105万8,000円計上しております。これは、老朽化した淀江球場の改修に向けて設計

業務に着手しようとするものでございます。

下段、新体育館整備事業として、44万5,000円計上しております。これは、鳥取県と連携した整備に向けて協議を進めている新たな体育館について、住民や利用者の代表、有識者の方々に構成する組織を立ち上げ、検討していこうとするものでございます。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。令和2年度米子市予算書の7ページでございます。債務負担行為の上から4行目、5行目の事業が経済部関係の債務負担行為でございます。まず、雇用促進補助金につきましては、本市または鳥取県西部圏域の市町村における一定規模の投資と新規雇用を伴う工場等の新設または造設について、市内在住の新規常用雇用者の人数に応じた額を3年分割または4年分割で企業に助成しようとするものでございます。

次に、産学官連携しごとの種（シーズ）づくり支援事業補助金につきましては、年度途中からの取り組みで、年度をまたぐようなケースに対しても助成ができるように対応しようとするものでございます。

以上が、経済部関係の一般会計当初予算の主な事業の概要でございます。

**○稲田分科会長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見をお願いいたします。ございませんか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 94ページ、米子城跡保存整備事業、この関係でちょっとお聞きしておきたいと思うんですけども。これは議案質疑だったかな、一般質問だったかな、で取り上げて議論したんですけども、一つは、説明によると、野球場の既存の施設を取り壊して整備するのに、既存の施設に対しては文化財保護法による補助金が該当しないと、こういう説明があったように覚えておるんですけども、その辺のところちょっと詳しくもう少し基本的な点を説明してくれませんか。例えば、文化財保護法による補助事業というのは、どういう対象になって、補助率はどのぐらいになるのかということ。一般的に史跡問題議論したときには、国が80%、県が6%だったかな、それに米子市が13.4という一般論が展開されつつも、こないだの説明では、既存の施設の取り壊し事業等整備するのについては該当しないと、こういう説明であったというふうに思うんですけど、その辺を含めて再度確認をしたいと思うので説明いただけますか。

**○稲田分科会長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 概略を御説明いたします。

まず、補助事業、文部科学省が所管しております米子城跡の整備事業ですけれども、土地の買い上げ、指定地の土地の買い上げにつきましては、先ほど委員おっしゃったように、国が80%、県が6%、市が14%、四捨五入等がありますけれども、端数はありますが、大まかにそういう補助が出ます。

それから、整備のほうですけれども、整備につきましては、国が50%、あと県が16%、市が34%になっております。それで、既存の物件の撤去につきましては、公が指定地の中に所有している、いわゆる米子市が所有しているものの撤去については、補助対象外になっております。

あと、本会議のときにも答弁しましたけれども、駐車場の整備についても補助対象外というふうになっております。以上でございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そうすると、この球場の用途廃止は9月だということになっていますよね、説明では。そうすると、この球場の今の施設の用途廃止にかかわる総事業費は概算で幾らぐらいかかるんですか。

○**稲田分科会長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 令和2年度はスコアボードまで、外野のレフト側の撤去で約4,700万、駐車場整備を含めて上げさせていただいております。これから先につきましては、ライト側、1塁側、3塁側の外野の内外野のスタンド撤去については、これから積算していくことになろうかと思っております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** つまり、ことしはその予算が計上されている金額は全部市債で賄うと、財源としては。そういう説明でしたよね、臨時駐車場も含めて。そうすると、今おっしゃったこれからの事業にかかわる、この取り壊しということになると、これは全部、いわゆる同じように市債でやっていくということになるんですか。

○**稲田分科会長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 財源に市債を充てるかどうかというのは、財政部局の考えになろうかと思いますが、原則を言いますと、スタンドの撤去、湊山球場のスタンドの撤去に係る経費は、原則、全額市費での負担になっております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 僕は、百歩譲ってね、実はこの史跡にすることについては、随分反対論をぶってきたんだけど、その中で一部あったのは、この文化財の史跡取得の場合には、国の補助金が該当できると。用地の取得については、今言った80%国が見るという話なんだけど、それだけでなしに既存の施設を廃止して整備する、その費用も該当になるのかなというふうに思い込んだんです。ところが、そうじゃないよという説明に変わってきたわけですね。そこでお聞きいたしますけども、史跡公園というものの名称でこの事業が進められていくような形になってはいますけども、これは史跡公園としての位置づけでやるんですか、事業は。

○**稲田分科会長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** この米子城の保存整備事業は、米子城を保存し整備活用していくということで、事業としては、米子城跡保存整備事業ということになります。公園としては、今の都市公園の湊山公園の区域内に既に含まれておりますので、その公園の中での整備ということになっていくと考えております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** つまり、保存事業という事業名でやっていくことであって、史跡公園という事業ではないということですか。

○**稲田分科会長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** ここだけ切り離して、例えば米子城跡史跡公園整備事業といったような名称にする考えはございません。史跡公園整備事業といった名称にするのは考えておりません。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そうすると、なぜ暫定の駐車場、臨時駐車場というのできるんだろうかということなんですよね。つまり、公園法に基づく、湊山公園を土台にして、この保存事業というものはやっていくということなんですよね。そうしてくると、この都市公園法の関係で私の情報を整理してみると、臨時で物をつくるというものについては駐車場が対象に入っていないと思うんですけども、この辺の見解はどうなんですか。

○**稲田分科会長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** この暫定駐車場と便宜上申し上げておりますけども、これは史跡等活用専用駐車場というのが正式な名称、位置づけでございますので、要するに、この史跡を利活用を図るために、そこに来られる方のための駐車場であるという、いわゆる駐車場整備だという考えでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 思い込みはよくわかるんですけども、僕が今聞いているのは、都市公園法というくりでいくと、臨時で物をつくれるというものは、特定の建物以外はできないというふうになっています。駐車場というのは、臨時の施設として公園法では認めていないというふうに僕は理解しているんですけども、それでいいですかということをお願いいたします。

○**稲田分科会長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** この駐車場は、史跡等活用専用の駐車場でございますので、臨時駐車場をいつきだけそこにつくるという意味ではございません。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** どうも歯切れがよくないというか、私のみ込みが悪いというか、公園法では、臨時でつくるという施設の中に、駐車場は該当してないって書いてあるんですよ。だから、史跡を見に来られる方がとめられる駐車場でつくるということは、意味はわかるんですけど、それは。だけど、臨時で公園の中で、公園法は、臨時でつくるものについては、駐車場が入ってないってことを聞いているんですよ。それがなぜ、史跡を見に来る人の駐車場ですから、臨時でつくりますという話になるんですかということをお願いいたします。

○**稲田分科会長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** これは、公園の中の一部にこういった史跡があると、城跡があるというところで、そこに来ていただく方に利用していただく駐車場だということですから、臨時の駐車ということではなくて、公園の中にある、特に史跡を見に来ていただく方のための駐車場というふうに考えております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** こればかり時間ととってどうしようもないけど、僕、どうも今のは説明がわかりません。

もう一つ、専用的なという意味合いが書かれていますけども、それはなぜ専用的になるんですか。公園法の中では、専用というものの制限をかけるようなことは見えてきませんが、臨時駐車場、この分については専用という形でできるんですか。

○**稲田分科会長** 文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 名称が史跡等活用専用ということになっておりますけども、内容としましては、史跡を見ていただくために駐車場をつくりますよと、そのための駐車場ですよという位置づけをするということでございますので、史跡も含めて公園だというふ

うに考えております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** だから、史跡に見に来られる方だけが使える駐車場じゃなくて、湊山公園を利用する人は誰でも利用できるという解釈には成り立たないんですか、それでは違うんですか。

○**稲田分科会長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 今設置しようとしている場所が、升形のそば、三の丸のところということで、必然的に史跡に来られる方、近づかれる方っていう方が利用されるという実態になると思います。史跡を含めて公園利用者ということになれば、広く実態としては公園を使われる方がそこにとめて、史跡を通過して公園に行かれるということはあるかもしれません。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** つまり、公園で利用する人も自由に使える駐車場だというふうに理解していいですね。

○**稲田分科会長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 実態的にはそういうことも起こるかもしれません。基本的には、史跡を見に来られた方、史跡を利用される方の駐車場という位置づけではありますが、史跡も公園の一部ですので、公園利用者の方も使われることは想定されます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** この事業の所管はどこになるんですか、文化振興課ですか。この事業の所管はどこになるんですか。

○**稲田分科会長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** この史跡保存整備事業は、文化振興課が所管してやっております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 史跡の保存管理、これについては文化振興課がやるっていうことはわかります。業務指示の職務分担表を見るとそうなっています。だけど、公園のこういうハード施設の事業は、文化振興課の職務分担表には載っていません。本来なら、都市整備部が所管として事業するのではないかと思うんですけど、なぜそれはそういうふうにならないんですか。

○**稲田分科会長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** これは、文化財保護の今一環として行う史跡保存整備事業の中で、来訪者の便益施設の一つとして整備するということで、文化振興課が所管するものでもございます。整備工事の実施に当たりましては、当然、都市公園の所管部門、都市整備部になりますけども、との連携を図りながら進めていくことにしております。実務としましては、文化振興課から建設企画課に業務依頼を行いまして、都市整備部等の協力を得ながら、設計、工事監理等の業務に当たると、そういった形になるものでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 僕は、これ事務的な問題かもしれないけど、業務指示の命令系統が途中で脱線していくような形になってくると思うんですね。だから、文化振興課がおやりになる業

務というものを職務分担でいけば、これは該当しないんです。都市整備部のほうの担当なんですよ。この辺の整理が必要じゃないかと思えますよ。職務分担表の中に入っていません。それを委託してやるんだというのは、ややこしいロスが出てくると。

それから、もう一点肝心なことは、この都市公園の中にこういうものを整備する場合には、私は改めた手法があると思うんですよ。それはどういうことかということ、僕はあるときこの史跡問題で国交省に行ったんですよ。それで、借地問題で部長、課長が処分されるような事件が起きたんですけども、このときに国交省の課長が言ったのは、今ある公園施設をリニューアルして、新たな計画を策定されて補助申請をしていただきますと、補助対象にいたしますと、用地買収費も見ますと、こういうことを言ってるんですよ。

そうすると、この野球場の施設というのは都市施設ですから、公園の施設の中に入っているわけです。これを廃止して、新たにその区域をリニューアルして、そして新たな公園機能をつくりたいと。こういう案でいくと、いわゆる100%施設の除外費に市債を使うようなことがなくても、国の補助金を導入をして、対応できる道が残されているんじゃないかと思うんですよ。そうすると、財源的にはすごく助かると思います。

それから、心配されておる、いわゆる湊山球場地の私有地の買い上げの問題です。これについても、公園用地の買い上げは補助金が出るはずですが、借地ですから。そういうことを考えると、史跡公園でやる事業のほうがいいのか、都市公園で再開発計画という形でやるほうがいいのか、そういう選択肢がまだ残されてるんじゃないかと思えますよ。そういう点については都市整備部と協議されたんですか。

**○稲田分科会長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** この史跡保存整備事業で実施いたしますと、先ほども御説明の中で申し上げましたけども、例えば史跡指定地内にある私有地は高い補助率で取得することができたり、あるいは史跡として整備していく部分については、かなりの、国と県でざっと言いますと3分の2の補助が使えて整備をできたりといったような有利な点もございます。性格としましては、やはり史跡地であるということで、基本的にはそういった文化庁の史跡整備の制度にのっとって進めていくというのが原則になるかというふうに考えております。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** つまり都市整備部と、今、私が提案したような中身のものは協議されていないと、こういうことでいいですね。

**○稲田分科会長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** 細かいところの比較をして詰めをしているということではございませんけども、概要ですね、こういった制度を使ってやるというような流れというのは、それと整備の趣旨といったようなことは話をしながら、協議をしながら理解を得ていると考えております。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕が指摘したというか、意見を出したのは、決して小さな事柄ではないと思いますよ。財政上の観点から含めて、どういうふうに効率的な事業が推進したほうがいいのか。それから、文化財としての保護という観点から見たときにも、公園法で縛りがかかっていますから、地下遺構なんかに対しては余分な開発行為はできませんので、そうなっ

てくれば保護は十分にできますということになれば、割合のいいほうの事業を選択したほうが、米子市にとってはプラスになると、こういうことを私は申し上げているんです。だから、細かいような話じゃなくて事業の基本的な問題です。幹の部分です、これは。そういうところで、この史跡公園の問題だけがひとり歩きをしてしまって、都市公園の中にそういう状況で事業を起こす場合の基本的な考えでいけば、公園法というものの位置づけが全く取り入れられていないで、大事な部分が抜けてしまっておると、こう指摘せざるを得ないと思いますね。だから、そういう意味で私は、球場の用途廃止に当たっての事業の手法のあり方、再度私は検討を要することではないかということで、意見を申し上げておきたいと思います。

それと、これ僕1人でやっていいんかね、委員長。

**○稲田分科会長** 続けて、どうぞ。

**○遠藤委員** じゃあ、もう一つ、文化ホールの関係。これ以前からも意見を出しておったんですが、どうなんですかね。洋式トイレの問題を整備するに当たってはぜひ、リハーサル室とかありますよね、和室なんかが。洋式トイレでやってほしいと。いわゆる洋式トイレっていうものは椅子ですよ、椅子のついた。そういうものを要望しておったんですが、これは計画には乗っていくんですか、ことし、乗っていかないんですか。

**○稲田分科会長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 来年度、令和2年度は予定をしております。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 予定はしていないという御返事ですが、なぜできないんですか。多くのお年寄りの皆さん方が、和式というんですかね、ではとてもではないが耐えられんと。ほんなら大きいホールの方にあるけん、そっち使いなさいやというような話に持っていかれる意見もあるようですけど、そうじゃなくてその場で使える、せつかくトイレもつくってあるわけですから、それを洋式に変えてきて、座って使える便器をつくっていただきたいという声が圧倒的に強いと思ってますよ。だけど、それがなぜできないんですか。そんなに多額の予算がかかる話じゃないでしょう。それから、全体の改修の中で検討するというような項目にも値しないじゃないですか、日々の修繕で済む話じゃないかと思うんですよ。それがなぜ該当にしないんですか。

**○稲田分科会長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 文化ホール整備事業につきましては、大規模なっていうか、以前、委員会のほうでも御説明しました大規模な整備よりも、委員のおっしゃるように日々の整備というか、そういうふうな中にトイレも入れ込んでいくっていうのは、考え方としてはあろうかと思います。ただ、来年度、令和2年度に要求させていただいておりますのは、ひとまず、すごい緊急性の要するもの、これを整備しなかったら館が使えなくなってしまうというようなものを、今、予算要求をさせていただいておるところでございます。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕は、使う人の立場に立ってやっぱり修繕っていうものはやっていかれるべきだと思いますよ、使う人の立場。自分たちが使うところだけを直すんじゃないでして、利用される市民の皆さん方、その立場に立ったやっぱり修繕の仕方っていうものがあるんじゃないですか。それから見ると、非常に緊急性なことだと思いますよ。毎日使うことです

から。来年まで待ってくださいやというような話じゃないと思いますよ。これは、ぜひこの事業、予算の中で工面をして、来年度中にでもそういう洋式トイレの設置ができるように検討をしていただくことを申し上げておきたいと思います。

**○稲田分科会長** どうします、一旦別の方にしますか。

〔「やっというて、いいよ」と遠藤委員〕

伊藤委員。

**○伊藤委員** ありがとうございます。

それでは、私、51ページの未利用エネルギー活用事業についてお聞かせください。これは、令和3年度以降の継続についてということがわかれば教えていただきたいですし、あと公民館、太陽光発電機は4館、あと蓄電池の設置っていうのは13館というふうにございますが、ここはもう決まっているのか、決まっていたら教えていただきたいし、決まっていなかったら選定の考え方っていうのを教えていただきたいと思ってます。

**○稲田分科会長** 雑賀経済戦略課長。

**○雑賀経済戦略課長** この未利用エネルギー活用事業の令和3年度以降の継続性ということでございますね。まず、令和2年度につきましては、御説明いたしましたように、下水道の内浜処理場にガス発電機の設置と、それから今、公民館で一応4館の屋上に太陽光発電機を設置することと、あと13館の公民館に蓄電池を設置するというこの事業が基本的に令和2年度の事業でございまして、令和3年度以降は発電した電気を蓄電池にため込んでいくというような運用のほうを進めていくという形になります。

それから、公民館、その13館とかいう公民館のことでございますが、基本的には公民館につきましては、大体決めておるところでございまして、それは、まずは、一応いわゆる土砂災害危険地域に指定されてるような地区の公民館を主にして、今まで過去に避難所として、一時避難所として運営をしたような館を中心に12館、それとあと屋上に太陽光発電機が設置可能な公民館4館、それが重複しているのが3館ございまして、重複していない1館を含めて13館ということに、とりあえず計画をしております。

具体的には、まだこれは生涯学習課さんとの調整もございまして、一応おおよそそういう形のところを計画として考えているところでございます。

**○稲田分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** この事業は、エネルギーの有効活用と、あとは先ほど言われました地域防災力の向上ということで、とても期待するところでございます。できれば、継続として全館に公民館に広げていただきたいな、そうしたら防災拠点の機能というのも向上するんじゃないかなと思っているところです。3年度については、ここで言うのはちょっとあれなのかもしれないですけども、運用についてということで、それも国のほうで国庫支出金で賄っていただけるのか、それとも市になるのかだけ教えていただきたいと思ってます。

**○稲田分科会長** 雑賀経済戦略課長。

**○雑賀経済戦略課長** 設置までは国のほうの補助が、今回も10分の10ということで、これはいわゆる現在の石油とか石炭とかというそういう化石燃料を使う発電から、いわゆる再生可能な太陽光とか、風力とか、それからバイオガスですね、そういう再生可能なエネルギーに転換していく先進事例につきましては、国のほうが認めていただく事業でございまして、まずはちょっと1点だけ、13館になったということの、ちょっと御説明をさせ

ていただこうと思ひまして、まずこの国の補助がいわゆる発電量ですね、内浜処理場での発電量、それと太陽光での発電量、合わせた発電量以上に蓄電池から出力してはいけないという条件がございまして、一応、今計画では、内浜の浄化場で50キロワット、それから太陽光が1館4キロワットですから、4館で16キロワット、合わせて66キロワット、それを定格出力として、蓄電池からそれ以上の電力を出力してはいけないというのが国の条件でございまして、そうすると1館当たり大体半日ぐらい電気が使えるようなことを計算しますと、13館ということで今させていただいたということでございます。それで、今後につきましては、確かに全館必要だということの認識はございますが、これは先ほども説明しましたように、ちょっと設置以降の経費につきましては国庫の補助がございませんで、後につきましては、これの設置しました結果、実証ですね、効果を見きわめまして、防災安全課等と相談しながら必要性に応じて考えていきたいと思っております。

**○稲田分科会長** よろしいですか。

ほかございますか。

田村委員。

**○田村委員** 予算説明資料の46ページ、下段、市行造林搬出事業でございますが、道路をつくと、作業道を整備するということでお金がかかるということなんですが、事業概要の中で、搬出材の売却益は市と地権者で分けるというような内容であります。ざっくりこれは赤字になる事業だと考えてよろしいのでしょうか。

**○稲田分科会長** 中久喜農林水産振興局長。

**○中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 市行造林の搬出事業でございますけれども、説明にありますように、まず作業道の整備で855万2,000円予定しております。一方で、令和2年度から4年度にわたりまして搬出、今のところの去年の11月の見積もりですけれども、収入的に約1,300万円を見込んでおります。それで、地権者との契約では、必要経費を除いた収益について、6・4、市が6、地権者4で分取するという契約になってございますので、現在のところ地権者が約200万円、市のほうが約300万円の収入を得るという見込みでございます。

**○稲田分科会長** 田村委員。

**○田村委員** わかりました。間伐等の必要性はよくわかるんですけども、切り出しのたびにこの作業道を整備していくというふうに捉えてよろしいんですか。

**○稲田分科会長** 中久喜農林水産振興局長。

**○中久喜農林水産振興局長兼農林課長** とりあえず、今回の作業道の整備で一回こっきりだというぐあいに思っております。

**○稲田分科会長** 田村委員。

**○田村委員** わかりました。ということは、もう今、市の持っているというか、管轄する土地の中では作業道というのは、今回の作業をもって終結するというところでよろしいんですね。

**○稲田分科会長** 中久喜農林水産振興局長。

**○中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 済みません、説明が足りません。市のほうが5つほどこういう契約をしておまして、この日南町の花口については、この1回の作業道の整備ということで、ちょっとほかのところについては、まだこれから考えるということ

でございます。

**○稲田分科会長** 田村委員。

**○田村委員** わかりました。結局、その全体像がわからない、いつまでこれ続けるんだっというところについては、やはり全体のスケジュール感を持って説明いただけたらありがたいです。要望しておきます。

もう一点、96ページの下段、史跡福市遺跡保存整備事業、これは私の地元でございます。この場所ってというのが、地図等での説明を私は聞いてないんですけども、具体的には山の国道側の旧市営住宅があった、あっち側の工事というふうに考えてよろしいのでしょうか。

**○稲田分科会長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 申しわけありません、地図等をつけておりません。施工箇所は、以前市営住宅があった裏のところで、のり面がかなり崩落しておりまして、以前は市営住宅があったおかげでなかなか目につかなかったんですけども、市営住宅が立ち退きになって、今、全面が更地になっておりますので、そうしていろいろ観察、調査しますと、やはりのり面が悪くなっている。福市遺跡自体が昭和40年代の指定ですので、それ以降整備がなされておられませんので、こういう事態が起きておりますので、そののり面のための設計を予定しております。

**○稲田分科会長** 田村委員。

**○田村委員** わかりました。先行して史跡青木遺跡というの、のり面工事を今やっていたいただいて非常にありがたいんですけども、今回の福市遺跡について、何期工事ぐらいを想定されておられますか。

**○稲田分科会長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 申しわけありません。設計が終わってから、2期にするのか、1期にやってしまうのか、あと経費の問題等も、国の補助金の対象になりますので、そういうのも加味しながら検討していくことになろうかと思えます。

**○稲田分科会長** 田村委員。

**○田村委員** 最後にします。私、昨年の市議会で、この福市遺跡については、いわゆる階段が急で2カ所あるんですけども、階段が急ですよということで、危ないという声が上がっているという旨を訴えさせていただいた際に、国史跡であるので大規模改修は無理だけれども、簡易な手すりの設置は検討できると、やりますというような御回答をいただいております。この事業には入っていないということですね。

**○稲田分科会長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 前回そういう答弁をさせていただきましたが、今、材料をそろえたところですので、これから施工というか、簡易な手すりの設置に入ろうかと思っております。

**○稲田分科会長** 田村委員。

**○田村委員** わかりました。ちなみにいつぐらい。一応、4月の終わりにはつつじまつりという予定があるんですが、それ間に合いそうですか、どうでしょうか。

**○稲田分科会長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** つつじまつりには間に合うようにやりたいと思っております。

○**稲田分科会長** ほか。

戸田委員。

○**戸田委員** 1点だけお聞かせください。

47ページの商工業振興資金の貸付事業、対前年度比を見ますと、約6億9,000万円減額しておられるんですけども、これは前年度の、令和元年度の実績見込みを充当させたのかどうなのか、その要因をまず伺っておきたいと思います。

○**稲田委員長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 商工業振興資金貸付事業につきましては、翌年、当該年度、今年度、令和元年度の繰り越しが入ってまいります。そういったものを含めましての総合的な全体的な来年の予定というふうにしております。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 毛利課長はわかっておられるけど、繰り越しがどうなのか、実際は前年度の約70億円弱の見込み額と理解してよろしいんですか。

○**稲田分科会長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 前年度の貸し付けを引き続き続いてまいりますのでその部分、それから新規の部分と2つに分かれると思います。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 意味が…。要は前年度当初予算額を69億9,400万円計上された。令和2年度の当初予算額は63億で、対前年度比約7億円を減額しておられますが、その要因はどのような内容なのか。前年度の実績見込み額でしたのかどうなのか、前年度というか、令和元年度の実績見込み額を充当したのかどうなのか、その7億円を減じた要因は何かをということをお伺いしております。

○**稲田委員長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 大変申しわけございませんでした。今すぐに資料が出てまいりませんので、前年度の繰り越し分、それから来年度の新規分を資料として後ほど御提出したいと思っております。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私ね、大事なこと聞いとるんですよ。以前は小口融資が主なもので、いろんな今の応募者がいっぱいあったんですね。今、借換債。私が申し上げたいのは、日銀がきのうも金融緩和を発動された。これもコロナウイルス対策だということになれば、本市も借りかえの申し込みが出てくる可能性が私は大であろうと、そういうふうなことも今の現時点では想定はされるわけですけども、私が伺っておきたいのは、副市長さんでもいいんですけども、将来的に今のそういうふうな小口融資の枠がオーバーした場合には、補正予算の対応でもされるんですか。そういうところをお伺いしたい。

○**稲田分科会長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** これは経済情勢によって機動的に運用すべきものだと考えております。今、委員御指摘のように、経済情勢、非常に目まぐるしく変わっておりまして、それに対する金融緩和の動きも出てきております。さまざまな状況が考えられますが、要はこの制度融資の目的を果たすために機動的に運用すべきものだと考えておりますので、状況に応じて、必要が生じれば補正予算等で対応することも出てくると思います。以上です。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 先ほど副市長さんがおっしゃったように、本当に今の経済背景はすごく厳しいものがある。金融発動もされた、緩和されたわけですから、そういうようなものも本市の、いわゆる経済行政として、そういうものをいろいろと、これから加味していかなければならない。この制度融資をつくったから、後は知りませんよというような様態では、私はだめであろうというふうに思っております。その辺のところ、予算編成に当たっても、どういうふうな根拠で予算編成をされたかは、改めて私はしんしゃくをされるべきだろうというふうに思います。これは指摘しておきたいと思います。

○**稲田分科会長** ほかがございますか。

前原委員。

○**前原委員** 45ページの上段の、鳥取和牛振興総合対策事業の中、ちょっと聞きたいことがあります。今、すごい和牛の子牛が非常に高騰してるんですけども、鳥取の和牛も上がってるんですけども、今回、来年度予算では600万の増額ということで、繁殖牛をされてる農家の方だと思うんですけども、のほうの補助だと思うんですけども、この経営状態ってどんな感じですかね。

○**稲田分科会長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** けいじょうと…。

○**稲田分科会長** 経営状態。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 済みません、申しわけありません、経営状況ということでございます。和牛の、最近高値と、さっきおっしゃられましたように、比較的堅調に推移しているというぐあいに伺っております。経営状況でございますよね。

○**稲田分科会長** 前原委員。

○**前原委員** なかなか今まで和牛のほうが非常に難しく、子牛を大きくする方法もあるんですけども、これは多分繁殖させるということで、雌牛を買っていくという形だと思うんですけども、繁殖牛という形なんですけども、飼料費等を含めて、それが採算がとれるかどうかというのは、やっぱりすごく、この牛の世界では難しいことになってて、今、子牛自体は非常に高騰してるので状況はいいんですけども、件数的には繁殖牛の農家ってどのぐらいいらっしゃるんですか。

○**稲田分科会長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 5件でございます。

○**稲田分科会長** よろしいですか。

ほかございますか。

矢倉委員。

○**矢倉委員** 94ページの米子城跡の予算に関連して伺いたいと思いますけども、これはもう何回もこの議場で言ってきたことなただけども、湊山球場の問題です。これについて、いよいよスタンドが撤去されるという予算がついております。私、この議場で、今から二十七、八年前ですけどね、ちょうど米子城の再建問題が非常に盛り上がってきてるときだったと思います。私は、湊山球場は非常に市民の自慢のもんで、球場であるけども、これを廃止して、そして城山や他の用途のために使ったらどうだということを言い出したわけ。そのかわり、今の市民球場を充実してほしいというようなことで、私は発言したんですよ。

私、大変叱られた。だけど、皆さんを説得して、城山を、この湊山球場は譲ると。そのかわり、最終的には今の市民球場を電光掲示板をつけてくれという要望を森田市長のときも、野坂市長のときも、ほとんどの野球団体の署名のもとで要望してきたわけですよ。ただ、森田市長のときも、野坂市長も財源がなかった、やりたかったけどできなかった。待ってくれ、待ってくれと言われた。今だったらできるんですよ。いよいよ撤去される。それなのに、そこまで譲ってきたのに、そういう約束が果たされようとしてない。これはどうなんですか。計画は立てておられるんですか。信義は守ろうとしてるんですか。伺います。

**○稲田分科会長** 深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** この湊山球場の廃止につきましてですが、当然、競技団体の方、代表の方と文化振興課、交えて御相談いたしました。それで、廃止することについて御理解はいただいたわけではありますが、そういたしますと、残された米子市内の野球を競技する環境というのがますます重要になってございます。具体的には、今、矢倉委員がおっしゃられた米子市民球場、そして淀江球場のほうがあるかと思えます。この2つについてなんですが、令和2年度の予算で淀江球場の改修についての設計の予算を上げさせていただいております。こちらのほうがわかとり国体のソフトボール会場にもなったということで、市民球場に比べると、より老朽化が進んでおります。淀江球場は昭和59年、市民球場については平成2年に開設された施設でございます。そういったところで、両者の老朽化している状況を勘案しながら、今後、必要な整備については進めていきたいと思っております。お尋ねのありました市民球場についての具体的な、何年度に何を改修するということについては、現在のところ決定したものではありませんが、老朽化した、スコアボードだけではなくて、放送設備ですとか、一部、雨漏り等を修繕したところもございしますが、そういった箇所について順次手をつけていきたいと考えております。以上です。

**○稲田分科会長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** あのね、逃げないでほしいんですよ。要望書があったでしょう。確認したけど、あったでしょう。そういう約束、涙を飲んでみんな約束した、俺もついていったんだから、私が言い出したんだから。米子市民球場というのは市民のためでもあるけども、米子の自慢で、当時、中国一の球場だった。米子の活性化の拠点の一つだったんですよ、そういう意味があるんですよ。それで、当時、電光掲示っていうのは、まだ鳥取ぐらいしかなかったのかな、今ないのは米子だけですよ。米子は、市民が使うと同時に、活性化施策の一つとしてああいう立派な球場をつくったんですよ。これは米子市ぐらいの規模からいったら、大変ぜいたくなもの投資してるんです、中国一だったんです。当時、こけら落としに、私が最初、監督させてもらって、あそこから甲子園に出させてもらいました。まさに甲子園のほうよりも市民球場はきれいだった、まさにそうだった。ただ、それに手を加えないから、ずんずんだめになってきた。宝の持ち腐れになってる。プロ野球も、来た当時は、まさにこれが米子の祭りだと、全国に情報発信されて、経済効果っていうのは数十億って言われたんですよ。ここの本会議で、当時の小林経済部長が答弁してますよ、数十億。そういうものも勘案したならそういう、私は言ってるわけですよ。確かに広島カープもオリックスも、今の状況ではもう観客が多くて、米子に来ることはほとんどないと思う。けども、今、国のほうで、地域活性化ということで、球団をふやすと、プロ野球の球団をふやそうという動きになってる。当然、米子もフランチャイズの何ぼかの一つ

に入り得ると思う。そういうことも考えながらやっていかないかん。せっかく先輩たちが、中国一の球場をつくったんです。それがどんだんだんだんだめ、山陰で唯一ないと思いますよ。そういうところになっちゃってる。これはね、市長の考え方だと思う、決断だと思うよ。市長、どう。

**○稲田分科会長** 伊木市長。

**○伊木市長** 米子市民球場のスコアボードのデジタル化ということ、電光掲示板化については、私も話は伺っております。その後、やっぱり各市民球場に限らず、先ほど深田課長からも答弁がありましたけども、さまざまな施設の老朽化が今、非常に進んでおりまして、そういったところを優先的にさせていただいております。つまり、市民球場について矢倉委員が言われることは非常にわかるんですけども、わかりますし、さらなる投資が、例えばプロ野球を呼ぼうと思えば必要だということも認識をしております。しかしながら、例えば今回、湊山球場をいよいよ廃止することによって、その湊山球場で野球大会をされていた方たちに対する、ある種、緊急的な配慮といたしましては、やはり淀江球場をもう少し使えるような状態にしなければいけない。そちらの予算を優先させていただいたということです。ですので、その電光掲示板自体、私としてしっかりと受けとめております。その時期については、もう少しタイミングを図らせていただきたいと思います。

**○稲田分科会長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** 市長としては、そういう、やるということを想定に入れながら、今は検討してるというふうに受けとめてよろしいですね。

**○稲田分科会長** 伊木市長。

**○伊木市長** 恐らく要望をいただいた時代から、時代が今ちょっと変わってると思います。それはどういうことかということ、それ先ほど矢倉さんが言われたように、当時、プロ野球が呼べる球場でした、米子市民球場は。今、広島球場だとかオリックスの本拠地なんかでも非常にお客さんがよく入るようになって、なかなか呼びづらい状況があります。つまり、費用対効果という面で、電光掲示板だけが条件じゃない。むしろスタンドが狭いこと、今の1万数千では足りないと言われてることが実はプロ野球を呼ぶためにはネックになっております。ただ、それまでを含めた改修となりますと相当な費用がかかるということがありますので、費用対効果をよく考えながら、その時期については考えたいと思います。これが現時点における回答になります。

**○稲田分科会長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** 私がさっき言ったように、今、動きというのは、新しい動きというのは、国が中心になって球団をふやそうとしてる。そういう動きになってきてるんです。それは地域の活性化ということで。そういうことにも、やはり受け皿として乗っていくということも必要だろうと言ってるわけですよ。最後に、どう思いますか。

**○稲田分科会長** 伊木市長。

**○伊木市長** 具体的に地元から、今のそうした地方創生の流れの中で、地元から球団をつくっていこうという動きがあった際には、その球団の活用等を考えながら、改めて電光掲示板の施工については検討をしたいと思います。

**○稲田分科会長** よろしいですね。

ほかございますか。

又野委員。

○**又野委員** 済みません、何点か聞かせていただきます。最初に、47ページの上段になるんですけども、漁業研修事業についてです。予算額が半分以上ですけども、減ってるんですけども、まずこの理由を聞かせてください。

○**稲田分科会長** 赤井水産振興室長。

○**赤井水産振興室長** 漁業研修事業につきましては2種類ありまして、漁業雇用促進対策事業と担い手育成研修事業というのがあります。費用のほうが、漁業雇用促進対策事業のほうが担い手育成研修事業の半分くらいになっておりますので、その関係で予算が減っております。

○**稲田分科会長** 半分くらいというのは、何が半分か。

○**赤井水産振興室長** 経費のほうでございます。

○**稲田分科会長** 経費が半分に至ったのは、事業がなくなったとか、人が少なくなったとか。

(「ごめんなさい、失礼しました。」と赤井水産振興室長)

○**稲田分科会長** 赤井水産振興室長。

○**赤井水産振興室長** 通常ですと、市のほうの負担金のほうが、指導経費ということで負担させてもらっておりまして、かかる費用が減額になっておるもので、済みません、ちょっと待ってください。

○**稲田分科会長** 赤井水産振興室長。

○**赤井水産振興室長** 済みません、失礼しました。かかる費用ということで、1人当たりの支出額が年間約120万前後になっているのが雇成型ということでございまして、それに伴って、新規就労の分につきましては、そのかかる費用というのがそれよりも多いために、令和2年度につきましては、独立型の方が希望者がおられませんので、そういうふうになっております。

○**稲田分科会長** ちょっと整理。雇成型と独立型が2種類あって、今年度は独立型がなく、雇成型は従前のおりあったので、この金額に至っているという理解でいいですか。

[「そのとおりでございます」と赤井水産振興室長]

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** そうすると、その独立型がなくなったのは、なぜ。

○**稲田分科会長** 赤井水産振興室長。

○**赤井水産振興室長** 希望者がございませんでした。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** じゃあ、その雇成型も、独立型も、既に希望者があつての、これは予算をつけられるということなんでしょうか。

○**稲田分科会長** 赤井水産振興室長。

○**赤井水産振興室長** 県漁協のほうから、次年度の研修予定を何名くらいということで提案がございましたので、それで予算要求をさせていただいております。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** 了解しました。ありがとうございます。漁協のほうからの要望があつてということですね。了解しました。

続きまして、48ページなんですけれども、まず、上のほうの商工課さんのほうの補助金のほうなんですけれども、これ前、決算委員会的时候だったと思うんですけども、対象は製造業というふうに聞いてたと思うんですけど、それで間違いなかったでしょうか。

○**稲田分科会長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 製造業4件を予定しております。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** そのときに、製造業以外も研究したいというような話があったと記憶してるんですけども、そのあたりは何か研究とかされたんでしょうか、されてないんでしょうか。もし私の記憶が違ってたら申しわけないですけども。

○**稲田分科会長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 製造業以外の検討といいますのは、この企業立地促進補助金に関しましては、製造業を中心とした補助金になってございます。それとは別にしますか、事業として分けるかどうかというところも、今まだ決定はしておりませんが、市内企業の新しい取り組みに対しての支援を検討している中で、製造業以外の業種についても支援の方法を今現在、模索しているところというふうに思っております、これも先ほどのアクションプランの中でいろいろな企業からの意見を聞きながら、具体的に効果の高いものを施策としてしていきたいというふうに現在考えておるところでございます。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** そうすると、一応確認なんですけど、製造業以外も何かそういう検討はされるということなんですかね。ちょっと申しわけないです、わかりにくかったもので。

○**稲田分科会長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 企業立地促進補助金、この部分を拡充するかというところでは、今わかりませんが、製造業以外の業種に対しての事業拡大の支援というようなのも検討をしていくということでございます。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** わかりました。

次に、その下のところの経済戦略課さんのほうのなんですけれども、決算委員会的时候の資料のほうでは、今回も雇用促進補助金というのが出てるんですけども、前的时候には雇用促進補助金を廃止するがって書いてあったんですけども、それが今回、また予算に上がってるんですけど、そこら辺は何か根本的な考えが変わったのか、変更あったのか、そこら辺を教えてくださいませんか。

○**稲田分科会長** 雑賀経済戦略課長。

○**雑賀経済戦略課長** 企業立地促進補助金の中の雇用促進補助金につきましては、平成31年度に、もし新規で申請してこられたようなどこからは対象としないという形にしておりまして、平成30年度までにもう既に認定して、雇用促進補助金を出しますよということで決定している企業につきましては、これはその支払いが終わるまで継続ということでさせていただきます。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** なるほど、わかりました。新規の分はもう受け付けないということですね。ありがとうございます。

それと、次、事業別予算説明書のほうなんですけれども、131ページの97番のところの、小規模事業者経営改善貸付資金利子補給補助金というのがあると思うんですけれども、これも前年と比べまして半分ぐらいになってるんですけれども、これもなぜ半分になっているのか、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

**○稲田分科会長** 毛利商工課長。

**○毛利商工課長** この小規模事業者経営改善貸付資金といいますのは、日本政策金融公庫の事業でございまして、貸し付けを行っているものでございます。この融資の利用の利子に対して、利子補給を2分の1してまいるという事業でございます。こちらの件数の増減によって変わってくるというふうに思っております、その利用の見込みを来年度、継続35件、新規15件というふうに、今のところは見込んでいます。

**○稲田分科会長** 又野委員。

**○又野委員** 先ほども戸田委員のほうから、商工業の振興資金の話があったと思うんですけれども、一番最初のときに、中小企業振興条例、今後どんどん振興を図っていくとされているところで、商工業の振興資金でもかなり予算が減ってて、この小規模事業者のもまた半分ぐらいになってるといことで、本当に中小企業を振興していくっていう気持ちが条例のほうからは出てるんですけれども、予算のほうから感じられないんですけれども、そこら辺はどのように理解したらいいんでしょうか。

**○稲田分科会長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** 今までの制度融資、既存の制度としてずっとやってきてるわけでございます。これは継続分、融資っていうのは1年で終わるもん、返済が何年も続くもんでございますので、継続分が来年度どのぐらいの金額になるのか。あるいは、今年度行った利子補給の実績として来年度どうなのか。当然、経済情勢等々、あるいは融資に関しましても、ずっと金融緩和策をやって、国もやってきましたんで、割合、金融機関自身のプロパー融資というのでもかなり条件が、利息等が下がってきているというような状況もあります。いろいろな状況も加味しながら、次年度必要な資金を予算化しているというようなことでございまして、ただ、先ほど戸田委員のほうからもございましたが、今後の経済情勢の変動、これによりまして資金需要が高まってくるといことになれば、当然、この利子補給の金額についても補正対応していくという考えであります。

**○稲田分科会長** 又野委員。

**○又野委員** 実際、必要であれば補正はしていくとは思いますが、せっかく中小企業振興条例をつくって、どんどん振興しようっていう気持ちでおられると思うので、やはり積極的に、こういうような制度使ってくださいっていう気持ちも、何かこの予算の中からもとれるようにしていただきたいなというのがありまして、ちょっとこの下がってるのが残念というのをお伝えしておきます。

**○稲田分科会長** 伊木市長。

**○伊木市長** 補足させてください。お気持ちはよくわかります。ただ、先ほど部長が答弁をしましたように、現下の事情、つまりちょっとコロナウイルスの事情はとりあえず除かせていただきたいんですが、この令和元年度の事情といいますと、やはり世の中、金融緩和の方向が強くなっておりまして、市中の金融機関も一生懸命貸し出しをしようとしている時代に入っております。そうした中における制度融資のあり方っていうのは、私はやっぱ

り考えなきゃいけないだろうと。つまり、歴史的な役割というものが大分変わってきたのではないかということで、逆に、じゃあ、我々米子市として、行政としてできる中小企業の支援というのは何なのかというのをもう少し考えなきゃだめだよというのが、この中小企業振興条例の主な趣旨です。

端的に言うと、制度融資っていうのは、今のコロナウイルス対策でも一生懸命制度融資を出してきてますけれども、借金の勧めなんですよね。事業者にとっては、当面の生き残りのためには資金繰り支援にはなりますけれども、あくまで借金は基本的にみずから返していくものが基本です。もちろん保証があるからといっても、第一義的に返済をしていくのは事業者ですから、実はあんまりこれは、緊急としては仕方ないけれども、借金の勧めというのは必ずしもありがたいわけではないという事情がございます。そうしたときにおける、我々行政ができる支援というのは、もう少し売り上げというか、借り入れではなくて売り上げが上がっていくような支援ということがもっとできないだろうか、これを考えようやっていうのが、中小企業振興条例の趣旨であります。つまり、予算額だけ見ますと、又野委員の御指摘のとおり部分はあるかもしれませんが、気持ちとしては、やっぱりやり方をシフトしていかなくちゃいけない、変えていかなくちゃいけないんじゃないかっていうところを、我々はちょっと考えながら進めていきたいと思っておりますので、その点については、補足して御理解をいただきたいと思っております。以上です。

**○稲田分科会長** 又野委員。

**○又野委員** 確かに貸し付けに対するものなので、どんどんどん借りなさいよという意味合いになるのも、また変な話だとは私も思っております。ほかにいろんな支援策とか考えていただいて、ぜひとも中小企業、そして小規模企業者の振興をはかっていたきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

**○稲田分科会長** ほかございますか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 去年の9月の議会じゃなかったですかね、いわゆる前倒しの補正予算が組まれましたよね、土地改良事業、債務負担行為に2,000万円。これの実態の事務の進捗っていうのは、実際に前倒ししたんだけど、どういうふうに効果が上がっているんですか。

**○稲田分科会長** 中久喜農林水産振興局長。

**○中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 債務負担の事業のことでございますよね、土地改良事業の。この事業についてですけれども、2カ年にわたって事業をする事業でございました。その土地の改良の事業の具体が、用水路の改修であったと思っておりますけれども、それが農家さんが、米づくりが終わってから工期となるんですけれども、来年度は田んぼをつくられないということで、4月からされないの4月から事業にかかれるというぐあいに伺っております。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 早目に予算をつけると、3月議会の議決よりも早く事業に着手できるんで、それで早く予算をつけさせてくださいということで、これ補正予算に組まれたんですよ、債務負担行為込みで。その実務の効果っていうのはどう上がってるかってことを聞いているんです。

**○稲田分科会長** 中久喜農林水産振興局長。

○中久喜農林水産振興局長兼農林課長 その分、早目に着手できてるというぐあいに感じておりますが。

○稲田分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 土地改良事業、主要事業っていうのが、この土地改良事業のどの部分がそれに該当するんですか。

○稲田分科会長 すぐ出ますか。

中久喜農林水産振興局長。

○中久喜農林水産振興局長兼農林課長 前倒しの事業ですけれども、2,000万円の事業で、12月補正でさせていただいたものでございまして、年間の維持全般でございます。年間の維持補修全般の事業です。

○稲田分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 申し上げた、この資料、配られた資料、令和2年度の資料の中のどの事業に該当するんですかってこと。

○稲田分科会長 中久喜農林水産振興局長。

○中久喜農林水産振興局長兼農林課長 済みません、ちょっと今、把握しておりませんので、また答弁させていただきます。

(「お願いします。」と遠藤委員)

○稲田分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 それから、皆生温泉の開発100周年記念事業が組まれていますけれども、このうち観光センターの改修が入っていますけれども、工事費が約4,000万、これはどういう工事、改修されるんですか、観光センターの。

○稲田分科会長 60ページですね、上の段です。どちらが答えられますか。お二人手が挙がりましたが。

大谷観光課観光戦略担当課長補佐。

○大谷観光課観光戦略担当課長補佐 100周年事業における工事費でございますけれども、一つにつきましては、観光センターの改修となっておりますが、こちらについては多目的ホールの床の改修で、こちらのほうを607万円としております。ほかの、大きくあとの4,000万と申しますのは、海浜公園のトイレの改修にこの金額、3,996万が当たっております。

○稲田分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 トイレの改修に3,900万円ですか、確認しますが。

○稲田分科会長 確認で。

大谷観光課担当課長補佐。

○大谷観光課観光戦略担当課長補佐 こちらのほうに、海浜公園の公衆トイレになりますので、大きな、センターの中ではなくて、海浜公園のほうにありますトイレの改修になります。

○稲田分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 ちょっと説明できるような資料でも配付できませんか。

○稲田分科会長 この各事業の内訳の金額が付されたものという意味で。

(「皆生温泉の分の、海浜公園のトイレ改修の」と遠藤委員)

○**稲田分科会長** トイレについてという…。

〔うん、概要的なもの、見えませんか〕と遠藤委員〕

○**稲田分科会長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 海浜公園のトイレの改修についてでございますが、これは現在あるトイレをベースにして、これをさらに使いやすくしていくというのが主眼でございますけども、これからどういう形にしていくのかっていうのは、具体的な検討に入ることとしております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** どういう方向かわからんけど、予算ほどはつけましたなんて説明はちょっとなかなか通りにくい話じゃないか、これ。

それから、もう1点。もう1点、ちょっと委員長。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これ、海浜公園でしょう。観光の施設として位置づけてあるんですか、都市公園の中の一部なんじゃないですか。観光課が該当するんですか、これ。

○**稲田分科会長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** これはもともと都市整備部が主管している部分ではございますけども、これ、海浜公園にありまして、目的としましては、海岸等を歩いてこられる、歩道を利用される方、そして海浜公園を利用される方、そういったところを一体的に利用する中でトイレも使っていただくというようなことで、例えば今、男女別になってないところを分割したりですとか、あるいは砂浜で遊ばれる方用にシャワーを外側に取りつけたりとか、そういったものをイメージしましてつくろうと。したがって、皆生温泉の活用という視点で、観光のほうで設計なり、施工なりをしていって、できた後は都市整備部のほうで維持管理をしていくと、そういうことに考えております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 時間がないんで、午後になると思いますが、私はね、湊山球場の用途廃止にも絡んで同じようなことを申し上げたけども、事業の所管というのはもう少し明確にされたらいいんじゃないですか、指示命令系統に基づく職務分担表には、観光課はこういう事業は入ってないんですよ、事務として。この辺の見直しをされたほうがいいじゃないかと思えますよ。ましてや技術者がいないでしょう、観光課には、設計できるような。だから、そういうことも考えると、岡さんね、手挙げるばかりじゃないんだよ。僕が聞いとるのは、仕事の流れていうのは、ちゃんとルールに基づいてやるようになってるんじゃないですか、行政は。その職務分担表の中には、あなたのとこにこういう事業入ってないんですよ、湊山公園の用途廃止もそうなんだけども。そういうことを考えると、副市長ね、あんた聞いておられるけども、もう少しね、我々が見たときにおかしいと見える部分についての、内部的な、事務的な修正はね、僕は図られるべきだと思うんです。素直にやっばり我々の意見が通るようにしてほしい。このことを要望しておきますよ。

委員長、まだいいですか。

○**稲田分科会長** ちょっと待って、答弁をされますね。

伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 事業所管の件につきましては、多部局にまたがる事業は、今、多部局で、

どこの部局が所管だからということじゃなくて、多部局で連携して、総がかりでやっているとというのが実態であります。その中で、よりふさわしい事業を、そこが所管するところがふさわしいところにやらせる。そして、そこでさらに技術的面等については、都市整備部がサポートすると、このような体制でやっておりますので、御理解いただきたいと思えます。以上です。

○**稲田分科会長** では、午後にしたいと思います。

暫時休憩いたします。

**午後0時00分 休憩**

**午後1時00分 再開**

○**稲田分科会長** 休憩前に引き続き、予算決算委員会都市経済分科会を再開いたします。

初めに、中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 午前中の遠藤委員さんのお尋ねですけれども、12月補正の債務負担行為ですけど、2本ございました。1本が、事業、石州府地区の水路改修工事でございます。もう1本が、土地改良施設の年間維持工事補修分でございます。先般お配りいたしました当委員会の資料の農林課の分をごらんいただけますでしょうか。農林課土地改良事業主要事業という資料でございますけれども、その1ページ目、土地改良事業というのが一番上段にございます。それで、2本の債務負担行為ですけれども、1本目が、⑥番、石州府のかんがい排水工事。もう1点ですけれども、横線があります、図面がございません。市内全域の土地改良施設等の維持補修工事でございます。以上でございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** わかりました。休憩前に副市長が答えされた中で、僕は少しばかり納得できないんですよ。私が問うたのは、皆生温泉の海浜公園のトイレ整備をするという説明の中で、それは所管は本来ならば都市整備部じゃないですかと、こう求めたわけですね。そしたら、それを観光課がやっていると少しおかしいんじゃないですかというふうに言ったら、副市長は、仕事がいいものをできれば、どういう形でやろうとも、誰がやってもいいんですよというような例えの発言に聞こえたんですよ、私は。私が言ってるのは、職務分担表には、観光課には、そういうハードスケジュールのようなトイレの整備のものはついていませんよと、それは公園施設なんだから都市整備部がやるべきじゃないですかと。それだけ、その辺のこと、事務整理をきちんとしたほうがいいんじゃないですかと言った。だけど、あなたは、いや、いい仕事をすれば、みんなが一生懸命やって、いいこと、結果残せばいいですよと、こういうような、僕は類いだったと思いますね。僕はもう少し丁寧な説明があつていいと思いますよ。何のために職務分担表というものが規定づけられているかと。こういうことを事務統括の責任者が、何かモラルハザードを誘発するような話は慎んでもらいたい。このことを強く申し上げておきたい。

○**稲田分科会長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 私が申し上げたのは、今、遠藤委員がおっしゃったような意味ではございませんで、これは今回、御指摘の事業もそうでありまして、前段で御指摘になりました、史跡公園と都市公園の重複する部分の整備の話もそうでありまして。さまざまな行政課題がふくそうして存在する、それに対して、従来の縦割りではなくて、市役所が一丸となって、

関係部局がきちんと連携して業務をやっていくということに今取り組んでおります。例えば今御指摘の皆生の海浜公園であります、確かに海浜公園という公園のトイレではありますが、場所は御存じのとおりであります。皆生の海岸側の、公園のとは言いながら一番端の、それも出入り口は外に向いてあります。まさに公園のトイレではありますが、皆生の、いわゆる観光客、あるいは地域の方々が浜を楽しむ際のトイレとして機能してるものであります。今回は皆生温泉の開発100周年という節目の年に当たりまして、さまざまな皆生温泉の振興策を検討したわけではありますが、その中で、地元の強い御要望もありまして、この海浜公園のトイレを皆生温泉の振興策という性格も整理しながら整備をさせていただくということで考えたわけであります。当然のことながら、技術的な部分は都市整備部の関係、あるいは営繕課の関係等がきちんと一緒になって検討を行い、そして皆生温泉の振興ということで、予算計上は観光課のほうで計上させていただいたということでもあります。以上です。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 私が言ってるのは、事業の主体というのはどこかということ、職務分担表に基づいて調べるとそういう事実が出てきとるので、私は主体に基づいた、やっぱりやり方じゃないと、何のためにそういう事務分担の状況というのを規程で定めてるかというのが見えなくなってしまうということを私は申し上げたいんです。だから、今、文化観光局長、どういうふうにするの、あんたんとこで、これ岡さん、この改修は、三千何万使って。

**○稲田分科会長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** このトイレ改修でございますけども、基本的には今あるトイレが男女別にもなっていない、それから、もちろん洋式化もされていないといったようなことで、なかなか利用しづらいものになっております。それを、先ほど副市長も申し上げましたように、やはり観光の視点で活用していきたいと。それから、海浜公園なんかも利用される方にも使っていただいて、あのあたりにぎわい創出の一助にもしていきたいというような思いがありまして、今の建物を壊して、新しいものを改修で新設しようという考えでございます。多目的トイレはもちろんですけども、それと男女別にした洋式トイレ、そういったものを設置して、あと外づけのシャワーですね、そういったものを想定しております、いろいろな方が御利用いただきやすいようなものにしようと、そういう改修を考えております。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 今の説明受けとつてもね、施設の主体を管理するには都市整備部だと思いますよ。そこに観光課が横串でいろいろと意見を出していくというのは、それはあってもいいと思いますよ、観光政策として。だから、事業の主体は都市整備部だということは明白だと思います。そういう事務分担のあり方というのは、やっぱり効率性なり専門性、そういうものをより明確にするために私は存在すると思っておりますから、私の意見もまんざらではないと思いますよ。だから、そういうことについて、できるだけ我々にもわかりやすいそういう事業のあり方というのを検討してもらいたい。これは要望しておきます。

それで、もう一つ尋ねたいのは、事業別予算書の129ページのローズセントラルビル運営事業、商工課、持ってますね。1,072万9,000円、これは借地料ですけども。どんなもんですかね、高島屋さんの経営上の移譲も起こってきた。東館も高島屋さんから

移ってっということを考えてみたときに、このローズセントラルビルの駐車場、運営を米子市がこれからもずっと持ち続けていかなければいけないものなんでしょうかね。例えば一緒に、これを無償で、今の新しく高島屋を運営される方に譲渡していくと、言うなればもとにお返ししてあげると、それは少しでも利益が上らへんかと思うんですよ。私は米子市、いつまでもこれを当時の状態でずっと維持してやっていかなきゃならないという理由は見当たらないように思うんですけど、どのような御見解ですか。

**○稲田分科会長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** 遠藤委員さんおっしゃいましたように、そもそもは高島屋の持っていらっしゃる駐車場を中心とした複合ビル、これを米子市に高島屋から譲渡を受けて、今までは中心市街地の駐車場対応として、市が施設を所有し、そして運営は開発公社がやっているという形態で今までやってきたわけでございます。これにつきまして、御提案のように、今、やよいの跡地もひまわり駐車場ということで平面駐車場ができてまいりました。改めて市が駐車場を中心とした複合ビルを維持管理していく必要性については、今、内部のほうでも検討しておりまして、場合によっては市の経営の範囲の中から切り離していくといったことも含めて、現在、ローズセントラルビルについては検討しているところでございます。御提案のように、これは借地で借りておるものですから、そういった、仮に市の経営から、所有から第三者に移していく、御提案のように、今のジョイアーバンのほうに移していくということに仮になれば、借地料の問題も解消できるのではないかという、そういう観点からも検討しているところでございます。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** このローズセントラルビルの駐車場運営状態を見ておると、赤字じゃないんですよね、黒字なんです。だから、そういうことを考えれば、新しく経営権が移る方に譲渡しても、送られた側も損にはならないと、簡単な計算をすると、思うんで、そういうことも含めて考えると、米子市がいつまでも、少しでも金が入るけんやるだわというような話ではなしに、その辺はきちんとした、やっぱり行政が行う事務の範囲として管理すべきではないかと私は思いますんでね、そういう前向きな方向の検討が進んでおられれば、ぜひそういう方向で求めていきたいと思えますね。

それから、この事業番号170、かわまちづくり計画推進事業、この問題に関連してなんですけどもね、これはもともと米子港というのは、新産業都市の事業で今の現状が作り上げられたと思っているんです。そこの一部を、今回こういう形で計画をつくっていくということなんですけども、僕は一番米子港の問題を考えるに当たって、内部でどういう検討されているかわかりませんが、あれは5,000トン級の船が米子港に着くというのが新産業都市計画なんです。それで今の岸壁ができ上がったと思っております。今、総合政策部ですか、一部岸壁について、いろんな新しい機能を張りつける検討をされているということなんですけども、僕は根本的にこの米子港の問題を語るときに、議論するときに、やっぱり5,000トン級の船がこれからも米子港に着くんだというのを前提にした形でこういう形のまちづくりをやっていくのか、もう5,000トン級の船は米子港には着かないと、そういう必要性は見えてこないという判断で対応していくのか、これには大きな違いが出てくると思ってるんです。その理由の一つに、江島架橋っていうんですか、大根島に片山さんが橋をかけられました。あれはなぜ、ああいう大きなカーブのついた、大き

な高いものがついたかという、私は根底に5,000トン級の船の出入りというのが前提に設計されたと思ってるんですよ、素人ですけどね、僕はそうだと思います。けど、事実上中海淡水化は消えたわけですから、そうして、残っているのは新産業都市における5,000トン級の船が米子港に着けるか着けないかという問題だけだと思っています。僕は、これを整理すると、これからの議論になっていくか、将来の。中海架橋をつけるときに、これが生きてくると思うんです。中海架橋をつけるときに5,000トン級の船は要らないという設計でやると、ああいう江島大橋のような大きな高い橋をつけることはなくて済むわけです。そういうことも考えて、将来を見ながら、これは県市を含めて議論することの課題ですけども、同じような形で、この入り口において、こういうことを取り込まれるのはいいことなただけども、そういう将来的なことを含めながら、米子港の過去の歴史の中でそういうものが横たわっておるということについての検討をすべきではないかと思うんですが、いかがですか。

**○稲田分科会長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** 中海・錦海かわまちづくり計画でございますね。この計画は、先ほど委員おっしゃいましたように、米子港の全体的な活用、よなごベイ・ウォーターフロントの活用というところにつながっていくものでございますけども、その中の一部の事業ということでございまして、以前、漁港があったところを市民に親しんでいただけるような水辺環境を整備していこうということで、芝生広場、それから駐車場、駐輪場、あるいは遊覧船の発着場ですとか、遊歩道、そういったものを整備するという、一部にはなりますけども、そういった事業ですね。これを行うことによって、米子城ですとか、湊山公園、それから城下町、そういったところのさらなる活用。それと、米子港のウォーターフロントにつながっていくような、そういう中継点としての役割を持たせていけるような、そういう整備をしていきたいというふうに考えております。

**○稲田分科会長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** かわまちづくり、あるいは米子港のウォーターフロント構想、こういったものについては、県の所管課としっかり協議をして進めているところでございます。御質問のように、米子港というのはある意味、新産業都市構想でいきますと、そういった船が着いて、いろんな物資を積みおろしする、そのスペースとして港湾地区に現在指定されていると。その一部につきまして、現在の県のほうで民間投資を呼んでいくような形で規制緩和をしようとするところにつきましては、現状としては、例えば何か大きなイベントがあったときに臨時の駐車場として実際使っているというのが実態でございまして、今の港湾の需要からすれば、県のほうからすれば規制緩和をして、全部の港湾地区を規制を外すわけじゃありません。やはり船が着いて、現状として必要な物資を積みおろす場所については確保しながら、現状として、そういったものが余り利用されない区域については、米子港のウォーターフロント計画としてにぎわい創出を呼び込んでくるような民間投資をしていくために、港湾地区から少し外して、そういったものを呼び込んでくると、そういう考え方でございます。したがって、当時、新産業都市の構想の時代は、そういった大きな船がどんどん入ってきて、物資をおろすなり、積み込むなり、そういった計画でございましたが、現状として県のほうとしても、一定の規模は確保しつつ、現状としてそういうことが不必要といえますか、余り必要でない部分については、そこから外していくと

いう考え方で、今ウォーターフロント構想を県と市で、両方で検討しているということでございます。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 経過はそのとおりで、説明受けておりますからわかるんです。だから、そこで僕が言ってるのは、新産業都市構想の中で出た、いわゆる5,000トンバースというのが、今後にわたっても必要とした形の中で米子港を見ていくのか。それとも、それはもう境港の岸壁があれば充実してくれば、米子港まで荷を入れる理由はもう見えないということになれば、その構想を外すのかどうなのか。これは僕は重要な今後の中海圏における、今言った中海架橋を含めた計画にも大きな影響を及ぼしてくると思うんです。だから、そういう意味では、米子市のほうから提案をして、どういうふうにしていきたらいいのかということの検討を僕はされても悪くはないと思うんですよ、その見解を聞いとるんです。

**○稲田分科会長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** これまでも、県と県の所管部局と、私もその検討委員会に入っておりますし、その検討委員会の中には、民間の関係者の方も入っていらっしゃった検討会がございます。その中では、その港湾機能として、今回規制から外そう、港湾地区から外そうとする部分については、やはり反対される方はいらっしゃらなくて、にぎわい創出のために新たな民間機能を入れていく。したがって、県のほうも、今それだけのものを確保していく必要性は感じていらっしゃらないというふうに感じているところでございます。

**○稲田分科会長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** それについて関連ですけども、今、たしか5,000トン級が入ったのは、つくられてから1隻か2隻だったと思うだがん。それでね、あれをもし5,000トン級を入れるとなると、掘り起こさないけんだ、中海を。到底それは認められないと思うだがん。それと、当時、環日本海ができたときに、JRも船もやめてトラック輸送に切りかえた、そういう流れできとる。だから、今、遠藤さんが言われたように、思い切って、もう5,000トンは入らんなら入らんという状況で、あそこを活性化をしていくという目線でいきなさいという意味だと思っただがん。ちょっとそういう考えで進めてるの、それとも5,000トンでも入るだろうかというようなことで考えてやってるの、どっち。

**○稲田分科会長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** 私の今までの米子港の実績、矢倉委員さんもおっしゃいましたように、実績から考えれば、そういった大型の船が、今後、米子港を利用するという、そういう需要はないというふうに、現状としては県の見解も聞きますと、そういうふうに感じているところでございます。

**○稲田分科会長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** そういうふうにもわしも理解しておった。以上です。

**○稲田分科会長** ほかがございますか。

〔「ほかに、ある」と矢倉委員〕

**○稲田分科会長** 予算のこと。

矢倉委員。

**○矢倉委員** 一つ伺いたいと思いますけど、この農業集落排水事業、これに2億、ことしも…。

○**稲田分科会長** 下水道…。

(「下水道。」と矢倉委員)

○**稲田分科会長** 何ページの事業かわかれば、まず教えていただけますか。

○**矢倉委員** 下水道、農業集落排水だ。農業集落排水事業は下水道でしょう。これは経済部じゃなかったかいな、農集。下水道部だったかいな。

○**稲田分科会長** 所管課がもし、確認いただければと思いますが、資料の。何ページの、どの資料の。

○**矢倉委員** 下水道事業会計、これ、120ページ。

○**稲田分科会長** 下水道事業会計の資料ですか、矢倉委員。

○**矢倉委員** これこれこれこれ。事業別予算説明書。

○**稲田分科会長** 何ページでしょうか。

○**矢倉委員** 120ページ。

○**稲田分科会長** 事業番号が16、28、31とありますけど、どの……。

○**矢倉委員** 16番。

○**稲田分科会長** 16番、そうすると下水道企画課が所管となっておりますので。

○**矢倉委員** これは下水道か。

○**稲田分科会長** ということで、下水道部のところでお願いいたします。

ほかございませんか。ないですね。

[「なし」と声あり]

ないようですので、本件は終了いたします。

次に、議案第41号、令和2年度米子市米子インター周辺工業用地整備事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。

雑賀経済戦略課長。

○**雑賀経済戦略課長** 令和2年度米子市米子インター周辺工業用地整備事業特別会計につきまして御説明いたします。

説明に当たりましては、事業別予算説明書でさせていただきます。227ページでございます。一番最後のページだと思います。

まず、造成事業費についてでございますが、工業用地整備事業として1,414万1,000円を計上しております。これは、平成29年度より着手してまいりました米子インター周辺工業用地の整備が今年度で完成することによりまして、令和2年度から造成した区画の分譲を努めてまいりますが、その事務費等について予算化を行ってのものでございます。

次に、公債費についてでございますが、起債償還元金として9,824万円、起債償還利子として287万5,000円を計上しております。これは、米子インター周辺工業用地整備事業のために借入れを行いました起債の元金及び元金に係る利息の償還について予算化を行ったものでございます。

以上が、令和2年度の米子市米子インター周辺工業用地整備事業特別会計当初予算の概要でございます。

○**稲田分科会長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。ございますか。ないですか。

〔「なし」と声あり〕

ないようですので、以上で経済部所管の審査を終わります。

予算決算委員会都市経済分科会を暫時休憩いたします。

**午後 1 時 2 3 分 休憩**

**午後 1 時 3 6 分 再開**

**○稲田分科会長** 予算決算委員会都市経済分科会を再開いたします。

水道局所管について審査をいたします。

最初に、議案第 3 2 号、令和元年度米子市水道事業会計補正予算（補正第 1 回）を議題といたします。当局の説明を求めます。

湯崎総務課長補佐。

**○湯崎総務課長補佐兼財務担当課長補佐** では、議案第 3 2 号について御説明を申し上げます。

資料のほうで御説明をいたします。資料のほうを開いていただきまして、1 ページ目に補正の主な理由を載せております。3 点を上げております。1 点目、収益的収支に伴うもの。給水収益の減を含みます実績に伴う補正をいたしました。2 点目、資本的収支に係るもの。国道 4 3 1 号線水管橋更新事業ほか建設改良工事の減額及びそれに伴う企業債借入額の減額を改良工事の進捗に伴いましていたしました。3 点目、債務負担行為の追加をいたしております。1 ページ目の一番下段のほうに載せておりますけども、2 点ほど載せております。下水道工事に伴う配水管布設替工事 3 件を含みます。国道 4 3 1 号線水管橋更新事業。この 2 件に関しまして、債務負担行為の設定をいたしました。細かな数値につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

資料をめくっていただきまして、2 ページのほうに補正の主な事業計画を載せております。1 点目から 6 点目、当初、事業計画として御説明したものでございます。1 番の配水管改良事業におきましては、(3) 負担金工事につきまして、下水道工事に伴うものが減額となりましたので、それに伴いまして配水管改良事業全体が減額となっております。3 番の基幹管路更新事業、これにつきましては、基礎工法の変更、護岸復旧面積の減などによりまして減額をいたしております。4 番、国道 4 3 1 号線水管橋更新事業ですが、これにつきましては、年度をまたぎまして、平成 2 年度までに繰越工事といたしまして、債務負担行為の設定をいたしました。工事を繰り越しました主な理由としましては、何点かございますが、国有地と隣接していること、河川にかかっておりますので、河川管理者などとの関係団体との協議に少し時間を要したこと。そして、一番大きな理由としましては、令和元年度におきまして、境港市でヨットのレーザー級の国際大会が開催をされました。その大会の開催期間中、約 2 カ月でございましたが、工事のほうを中断するように要請がございましたので、その関係で 2 年間にまたがる工事となりました。6 番の各水源地整備事業でございますが、これは年度当初から債務負担行為として日下水源地電気機械設備更新事業を計上いたしておりましたが、そちらのほうの令和元年度分の予算執行が工事の進捗によりましてありませんでしたので、その分を減額いたしております。

続きまして、めくっていただきまして、3 ページ、4 ページには資本的収入、支出を載せております。3 ページでございます。1 の営業収益、(1) 給水収益、当初、通常のもの

と、元年度につきましては消費税の増税が年度中途にございましたので、その分の落ち込みも加味しながら、当初、予算を組みましたが、再度、1月にシミュレーションをしたところ、もう少し落ち込むシミュレーションとなりましたので、額としましては1,935万2,000円、約0.6%の水道料金の減額をいたしました。給水収益は減額といたしましたが、加入者納付金の増などによりまして総額36億7,135万円、当初より2,909万9,000円の0.8%のプラスといたしました。

4ページ目の収益的支出についてでございます。これは、補正予算作成時における実績額によりまして補正をいたしました。当初予算に比べまして800万円の減、32億5,806万4,000円といたしました。収入、支出合わせまして、純利益でございますが、当初予算に比べまして3,709万9,000円のプラス、4億1,328万6,000円を見込んでおります。

めくっていただきまして、5ページには資本的収入、資本的支出を載せております。3番、資本的収入でございます。1番、企業債、先ほどの国道事業、国道431号線水管橋更新事業の減などによりまして借入額を減額いたしております。4の補助金、基幹管路更新事業などの補助金を含めまして、総額4億9,100万1,000円といたしております。4番の資本的支出に関しましては、(1)の改良費、これは先ほど事業のほうで御説明した部分が減額となりましたので、企業債償還金と合わせまして、資本的支出全体で17億6,029万5,000円といたしております。差し引き、資本的収支の不足額が12億6,929万4,000円となっております。

これについては、6ページの一番上段で5番とつけております、不足額の補填の内容を載せております。損益勘定留保資金、すなわち減価償却費9億5,345万7,000円、当年度の純利益を含めます繰越利益剰余金2億3,391万円、消費税の調整額などで補填をいたしております。これらの結果といたしまして、6番から剰余金の処分の計算を載せておりますが、一番最後になりますが、最終的に次年度へ繰り越す翌年度利益剰余金といたしましては、26億9,267万6,000円となる予定といたしております。以上でございます。

**○稲田分科会長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。ございませんか。

戸田委員。

**○戸田委員** 今の補正予算書見たんですが、それで、今の債務負担行為の、先ほど説明があった下水道工事に伴う配水管の布設替工事ということですが、これは下水道工事ということどういう意味か、その辺の内容をまず伺っておきたいと思えます。

**○稲田分科会長** 湯崎総務課長補佐。

**○湯崎総務課長補佐兼財務担当課長補佐** 債務負担行為のうち下水道工事に伴う配水管布設替工事についてのお尋ねでございますが、これにつきましては、当初、下水道部のほうが発注されます工事に伴って、水道管の布設がえが発生する場合に、下水道工事に伴いまして水道管布設がえを行うんですが、当初予定しておりましたのは、令和元年度内に工期が終わる予定にしておりましたが、本体工事のほうの進捗が年度をまたぐということで、水道工事のほうも令和元年度から令和2年度まで工期を延長するものが3件発生しましたので、債務負担行為の設定をさせていただきました。以上です。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 本議会でもいろいろ話をしとるんですけども、いわゆる工事の施工方法なんですよ。今話を聞いてみますと、下水道管が布設できないから、水道管が布設できなかったというような解釈にとれるかどうかわかりませんが、そういうふうな解釈だ、同時施工でというような、その辺のところの下水道との連携は密にとられておられないのか。

それともう1点、下水道工事が、いわゆる実施されなかったから、水道工事も実施されなかったので、債務負担行為をしたということの内容ですか。

○**稲田分科会長** 石田施設課長。

○**石田施設課長** 施設課長の石田です。今年度の繰り越しというのは、下水道事業本体の工事が入札不調に終わったということが主な原因でございます。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** そのことをきちっと説明、入札不調で、いわゆる下水道工事が発注できなかったから、それに伴う水道工事が実施できなかったというように解しているんですか。

○**稲田分科会長** 石田施設課長。

○**石田施設課長** そのとおりです。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** それで今の、本議会でもお話ししたんですが、施工の関係で、従前は下水道工事をして埋め戻しをして、また水道工事によって掘削をして、配管をして、埋め立てをすると、埋め戻しをするというような内容だった。それでは経費が物すごくかかるので、図面を統一をして、今の下水道の工事を布設をしながら、埋め戻しをある程度して、その上に水道管を布設していくんだという、経費の節減化、同一施工ということで言ったんですが、今そのような様態をとられとるんですか。

○**稲田分科会長** 石田施設課長。

○**石田施設課長** 現在の施工方法につきましては、委員言われたとおり、下水道さんが終わられた後に、私どもがまた掘削をして布設していくということになっておりますが、委員言われる同時施工、そうしますと、お互いの進捗メーター、一日に布設できる延長数が3分の1だったり4分の1になりますので、下水道工事に関しての、水道局もあわせての施工日数が全体として延びるということがありますので、現在はしておりません。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私が申したいのは、従前のそのようなやり方をしておって、住民負担を強いるというのはいかがなものかって私は申しておるんです。だから、創意工夫があって、粗掘削をしてしまって、100メートル。同一施工でA工区とB工区と迎えていくというような方法論もあってもいいんじゃないかって言っとるんです。そういうようなところを、創意工夫が本当にされておられるのかどうなのか。今、本会議でも申しましたように、やはり住民負担の軽減化を図っていくのであれば、そういうふうないろいろな多角的な視野から工法を、私は下水道部と水道局と、ともに意見を出し合って、スピーディーな対応ができるような形態を私は堅持すべきだと思うんですが、いかがですか。

○**稲田分科会長** 石田施設課長。

○**石田施設課長** 先月ぐらいから、本格的に下水道部さんと、施工方法の変更についてとか、今後について協議をいたしたところでございます。もうしばらく時間をいただきたい

と思っております。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私も現場で何十回立ち会ったんですよ。下水道して、下水管本管して、埋め立てをして、またその真砂を、埋め立てるものを掘削をして、上水道を埋め立てすると、2度も3度でも同じことする。何でそんなことするだっということ。だから、そういうようなところの観点も、いましばらく検討させてくださいということで、これで終わりますけれども、やはりそういうふうな、今の予算計上の債務負担行為もいいんですけど、ある程度予算の軽減化を図っていくのが、私は今、求められておるんじゃないかなと、私はそれを思っております。

もう一つが、改良費で約6億5,000万円減額しておるんですけども、この内容はどのようなことですか。資本的支出の改良費。

○**稲田分科会長** 湯崎総務課長補佐。

○**湯崎総務課長補佐兼財務担当課長補佐** 改良費の減額についてのお尋ねでございます。これにつきましては、先ほど一部御説明をいたしました、国道431号線水管橋更新事業、工事の進捗のおくれは先ほど御説明しましたが、その減額が1億8,900万円ほどございました。もう1点は、日下水源地電気機械設備更新工事、これにつきましても、当初予算で2カ年にまたがるということで、債務負担行為と設定しておりましたが、これは工期、1年六月ほどありますが、こちらのほうの工事の進捗によりまして、令和元年度に予算執行する額がありませんでしたので、そのまま減額といたしておりましたので、大きな内容はこの2点でございます。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 債務負担行為を結んでおって、それで令和元年度、6億5,000万円、全く執行できなかったという説明だったんですが、その要因は何ですか。

○**稲田分科会長** 松前次長。

○**松前水道局次長兼浄水課長** 日下水源地の電気設備更新ですけども、基本的に今年度は機械、機器の製作のほうに当たっておりまして、実際、現場のほうで工事することは見込んでおりませんでした。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** もう一回説明して、ちょっと理解できない。

○**稲田分科会長** 松前次長。

○**松前水道局次長兼浄水課長** この電気機械設備は、2年間かけて日下水源地の電気設備、機械設備を更新する工事ですけども、1年目は、請け負った業者のほうが自社の工場等で機器の製作とかに当たる期間でございまして、実際に日下水源地に入って工事するということがありませんでしたので、予算は執行しておりません。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** いや、私も何十億、そういう機械、発注、設備、私はしたけど、そのために債務負担行為を組んで、例えば工場生産と現場布設工事のことを言っておられるんですけども、いわゆる工場の生産がある程度できとったけれども、日下水源地の実際の据えつけ加工ができなかったという解釈ですか。

○**稲田分科会長** 松前次長。

○松前水道局次長兼浄水課長 できなかったという、当初から2年目のほうに設定するという…。

○稲田分科会長 湯崎総務課長補佐。

○湯崎総務課長補佐兼財務担当課長補佐 済みません。当初、入札前に、業者を決定する前に予算編成をいたしますので、先ほど御説明したような、実際に落とした落札業者さんのほうが、今、御説明した内容で施工するかどうかはつきりいたしませんでしたので、当初の予算編成の時点では、全て2億3,000万、債務負担行為ということで、元年度のほうで計上させていただきました。

○稲田分科会長 戸田委員。

○戸田委員 それは理由にならんでしょう。要は、私たちも何十億やりよったんですけど、だけど、40億の、いわゆる入札で落とせば、工場生産で20億で、現地加工で、現地据えつけ加工で20億ということで分配してするんですよ、予算。合算でそれを計上して債務負担行為に結んでいくんですよ。予算執行できないことがわかっって予算をしたということになっちゃうんですよ、今の説明では。工場生産と現地加工と分けられたということになると、現地加工がもうできないってこと、頭から認めておるといふ答弁なんですよ、今の説明では。そういう予算組みっておかしいでしょう、だったら。入札する前からある程度ヒアリングして、そういう現地加工と工場生産はこういうふうな割合でっていうことは、あらかじめわかっるとははずですよ。実態に応じた予算を組むのが本来のあり方と違いますか。いかがですか。

○稲田分科会長 金田次長。

○金田水道局次長兼総務課長 ちょっと答弁整理をさせていただきませんか。

○稲田分科会長 暫時休憩いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時00分 再開

○稲田分科会長 再開いたします。

では、答弁から。

松前次長。

○松前水道局次長兼浄水課長 大変失礼しました。日下水源地の電気設備工事ですけれども、当初、工場製作と現地製作、合わせて2億3,000万で契約しております。工場製作のほうが間に合わなかったために、全額を次年度に繰り越しております。以上です。

○稲田分科会長 よろしいですか。

ほかございますか。

又野委員。

○又野委員 その資料の4ページの上のところなんですけれども、賀祥ダム管理費負担金が減になってると書いてあります。もともと負担金は幾らで幾らになったのかというのと、この負担金というのは何に使われてるのか、済みません、ちょっとわかりませんので教えていただければと思います。お願いします。

○稲田分科会長 湯崎総務課長補佐。

○湯崎総務課長補佐兼財務担当課長補佐 4ページの原水及び浄水費の中、賀祥ダム管理費負担金についてのお尋ねでございますが、当初は8,900万円ほどでございましたが、

最終的に6,667万9,000円となりました。この減額につきましては、当初、県のほうが国の交付金、補助金等を見込みまして予算計上をされておりますので、それに合わせまして水道局のほうでも計上をいたしましたものです。中身につきましては、賀祥ダムの維持管理費全般の36.1%になっております。以上です。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** この賀祥ダムから、何か水を引いてあるわけではないと思うんですけども、米子が負担する理由ってというのは何かあるんでしょうか。

○**稲田分科会長** 金田次長。

○**金田水道局次長兼総務課長** 少し歴史的な話になるのかもしれませんが、昭和50年代の話にさかのぼりますけども、当時、水が全体的に足りないというところから、ダムの……。

○**稲田分科会長** 細川水道局長。

○**細川水道局長** 賀祥ダムの管理負担金の話ですけども、昭和56年に米子市のほうが賀祥ダムに参画いたしまして、そのときからの建設負担金ということで、36.1%、建設も維持管理も負担するという協定になっておりまして、現在まで至っております。水につきましては、直接、この賀祥ダムに関します法勝寺川からはとっておりませんが、その後、いろいろなことを考えながら、現時点では日野川から相当分を取水しております。以上でございます。

○**稲田分科会長** よろしいですか。

ほかございますか。ないですね。

〔「なし」と声あり〕

ないようですので、本件は終了いたします。

次に、議案第42号、令和2年度米子市水道事業会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。

湯崎総務課長補佐。

○**湯崎総務課長補佐兼財務担当課長補佐** 資料のほう、続きまして、7ページのほうから、令和2年度の当初予算について資料を載せております。

7ページ、8ページには、予算の編成方針、予算規模、主な事業を載せておりますが、御承知のとおり、給水収益の減少傾向は依然として続いております。厳しい財政状況の中ではありますが、本年度は基本的には令和元年度から令和9年度までの米子市水道ビジョンに基づきまして、限られた財源の中ではありますが、安全で強靱な水道事業を継続的に運営できるように編成をいたしております。予算の概要、主な事業を載せておりますが、後ほどのページで御説明をいたします。

めくっていただきまして、9ページのほうに、令和2年度の事業計画を1番から8番として載せております。1番の配水管改良事業でございますが、(3)、先ほどからお話出ております下水道工事、土木工事、道路改良工事などの、負担金工事を含みます配水管改良事業として7億2,543万2,000円計上いたしております。

3番の基幹管路更新事業でございますが、平成30年度から実施しております事業で、令和2年度は3件の工事を予定をいたしております。これにつきましては、厚生労働省の補助を事業費の3分の1を受けて実施する事業といたしております。国道431号線水管

橋更新事業につきましては、平成23年度から実施しております境港市から米子に向かって、国道431号線にかかります水管橋を順次更新してきております事業で、全体で8件を更新をしてきましたが、このたびの御崎橋の更新が最後となる予定となっております。

5番の防衛補助事業についてでございますが、こちらは美保基地周辺の大口径の配水管を更新する事業でございますが、防衛省から事業費の2分の1の補助を受けて実施する事業となっております。

6番から8番につきましては、水源地に関する事業でございます。7番の車尾水源地調整池更新事業、これが新たなものになってきますが、車尾水源地内にあります調整池を解体をして、新たに調整池を新設する、更新する事業でございますが、これにつきましては、令和2年度から4年度までの3カ年の工期を予定をいたしております。以上、事業については、簡単ですが、御説明いたしました。

続きまして、10ページ、11ページに収益的収入、支出が載っております。10ページの収益的収入でございますが、1、営業収益中、(1)給水収益につきましては、前年度と比較しまして2,995万2,000円、1%の減といたしております。収益的収入全体で36億1,991万1,000円、前年度と比較しまして2,234万円、0.6%の減といたしております。

11ページに支出のほうを載せております。1、営業費用中、(4)受託工事費の増、(8)資産減耗費といたしております、右手に主な内容を載せておりますが、調整池撤去工事費8,700万円ほど計上しておりますが、これが先ほどの車尾水源地の工事に伴うものです。これらの増によりまして、合計33億1,527万9,000円、前年度と比較しまして4,921万5,000円、1.5%の増といたしております。収益的収入、支出合わせまして、最終的な純利益といたしましては3億463万2,000円を見込んでおります。

続きまして、12ページには資本的収入、支出を載せております。3の(1)企業債につきましては、先ほどから繰り越しの話がございましたが、令和元年度から1億8,680万円ほど繰り越した企業債収入を合わせまして8億8,680万円、5番の基幹管路更新事業、防衛補助事業に対します補助金を合わせまして、総額13億4,063万9,000円といたしております。

4番の資本的支出の改良費につきましては、先ほど事業の内容について概要を御説明させていただきました。令和元年度からの債務負担を含みます改良費となっております。総額30億5,291万2,000円といたしております。資本的収入、支出合わせまして、差し引きの不足額が17億1,227万3,000円となります。これにつきましては、13ページの5に不足額の補填の内容を載せております。当年度損益勘定留保資金、令和2年度の減価償却費であります9億5,671万円、繰越利益剰余金5億8,165万5,000円、消費税調整額を合わせまして、補填をいたしております。

最終的に6として剰余金の計算の内容を載せております。一番下になりますが、補填などを終えた後、令和3年度に繰り越す利益剰余金としましては、22億3,518万5,000円を見込んでおります。以上でございます。

**○稲田分科会長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

では、ないようですので、本件は終了します。

次に、議案第43号、令和2年度米子市工業用水道事業会計予算を議題といたします。  
当局の説明を求めます。

吉儀総務課長補佐。

**○吉儀総務課長補佐兼契約管財担当課長補佐** それでは、議案第43号、令和2年度米子市工業用水道事業会計予算について説明いたします。

令和2年3月定例会議案説明資料、資料5でもって説明いたします。資料5のほうをお開きください。予算編成方針といたしまして、令和元年度補正予算で報告したとおり、シャープ米子株式会社は、令和元年8月1日より給水を廃止されました。令和2年度におきましても、令和2年度予算は、シャープ米子株式会社、もしくは新たな企業が給水を希望されたとき、速やかに給水を再開できるよう必要最低限の設備の運用を行うための予算編成を行いました。

予算の概要について説明いたします。2ページをお開きください。令和2年米子市工業用水道会計当初予算総括表をもって説明いたします。収益的収入、営業収益、給水収益はありません。営業外収益188万8,000円、これが収入合計の全てとなります。収益的支出、営業費用1,222万5,000円。主な内訳といたしまして、原水及び浄水費、取水井戸の動力費、電気代があります。これが129万1,000円。そして、総係費、これは主に人件費となっております。675万8,000円になります。営業外費用といたしまして5万円、予備費といたしまして20万円、合計1,247万5,000円の支出となります。収入の合計から支出の合計を引いた純利益、これがマイナスとなります。1,058万7,000円のマイナスとなりました。資本的収入、資本的支出、資本的支出不足額補填の予算計上はしておりません。剰余金処分計算、繰越利益剰余金9,882万9,000円、当年度分利益剰余金、先ほどの金額ですが、1,058万7,000円のマイナスとなります。合計が8,824万2,000円、翌年度利益剰余金、同じく8,824万2,000円となります。簡単ではございますが、令和2年度米子市工業用水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

**○稲田分科会長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見をお願いいたします。

戸田委員。

**○戸田委員** 愚問かもしれませんが、シャープさんから管理経費を1割でも2割でも負担していただくというようなお話し合いはされたことがあるんでしょうか、ないんですか。

**○稲田分科会長** 細川水道局長。

**○細川水道局長** シャープさんのほうとはそういったお話はしておりません。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 今の工業用水の目的から逸脱するかもしれませんが、ただ、シャープさんの事業動向によって今の工業用水を使わなくなったと。さきには王子の大きな問題もあったんですけども、やはりそういうような負担をある程度していただくというような協議の場を持って私はいんじゃないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

**○稲田分科会長** 細川水道局長。

**○細川水道局長** 最初のスタートの時点で誘致企業ということもございますし、たまたまという表現が通用するかどうかわかりませんが、シャープさん以外でもお使いになるところがあれば当然契約してまいりますので、1社だけだったからといって、使わないのに維持管理費の負担を申し入れるというのは、ちょっといかなものかなというふうに、私個人としては今、考えているところです。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 確かにシャープさんの隣の工業団地まだあいとるわけですから、新しい企業さんが来るのを、それを見込んでこの工業用水を担保しとるんだという考え方は理解できるんですけど、これだけ毎年1,000万も純利益が出ていくということは、言葉を言えば垂れ流しみたいな形にも受けとめられる。それで、今の上水道のほうも企業会計も難しくなってくる中で、やはりある程度の資本的収支、バランス、利益を求めていくのであれば、そういうような、いった方法論もわずかであるけれども、そういうふうな一つの検討の選択肢の中には私は入れていくべきではないかと思いますが、まあそれは相手があることですので、失礼な言い方かもしれませんが、ひとつその辺のところも検討してみただければなというふうに思います。これは要望しておきたいと思います。

**○稲田分科会長** ほか、ございますか。ないですね。

〔「なし」と声あり〕

ないようですので、以上で水道局所管の審査を終わります。

予算決算委員会都市経済分科会を暫時休憩いたします。

**午後2時18分 休憩**

**午後2時20分 再開**

**○稲田分科会長** 予算決算委員会都市経済分科会を再開いたします。

下水道部所管について審査をいたします。

最初に、議案第2号、専決処分について（令和元年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第2回））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

藤岡下水道企画課長。

**○藤岡下水道企画課長** そういたしますと、お配りしております都市経済委員会の下水道部資料をごらんください。1枚めくっていただきまして、資料1でございます。

議案第2号、令和元年度米子市下水道事業会計補正予算（第2回）について御説明いたします。先日の都市経済委員会で御報告しましたとおり、皆生処理場から内浜処理場への送泥管の破損により、当面の間、送泥管の使用を停止しており、現在は大型吸引車により汚泥の運搬を実施しております。このため、2月、3月の汚泥運搬搬出経費及び来年度実施します予定の送泥管の復旧工事に係る実施設計委託費について、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものでございます。内容につきましては、補正の概要の2、主な事業に記載をしておりますが、皆生処理場汚泥収集運搬委託1,584万円、皆生処理場送泥管改築工事実施設計業務委託2,000万円でございます。

めくっていただきまして、2ページ以降は予算総括表でございます。2ページのほうには、処理場費のところ汚泥運搬委託費を記載しております。

3ページのほうですが、中ほど、資本的支出の欄には設計委託料2,000万を計上しております。そのほか、下の5、資本的収入不足額補てんについてでございますが、こちらにつきましては、過年度分損益勘定留保資金の確定によりまして、補填財源を整理したものでございます。なお、汚泥の搬出処理によりまして、事故後も通常の下水道処理を継続いたしております。説明は以上でございます。

**○稲田分科会長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田分科会長** ないようですので、本件は終了します。

次に、議案第33号、令和元年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第3回）を議題といたします。

藤岡下水道企画課長。

**○藤岡下水道企画課長** そういたしますと、同じ資料の5ページをお開きください。資料2でございます。議案第33号、令和元年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第3回）について御説明申し上げます。

補正の内容といたしましては、下水道事業債及び資本費平準化債の増額並びにその他実績に伴う補正でございます。予算規模については、5ページに記載をしております。

めくっていただきまして、6ページのほうからは予算総括表を記載をしております。全て予算ですので、消費税込みの総額でございます。6ページのほうですが、収益的収入、支出ですけれど、まず収入のほうは、長期前受金戻入の増、そして収益的支出のほうは、減価償却費及び資産減耗費の増を計上しておりますが、こちらは実績に伴う増でございます。

次に、7ページの資本的収入でございます。こちらにつきましては、企業債につきましては、会計全体の収支見込みを踏まえまして、資本費平準化債及び下水道事業特別措置分の借入額を増額をしております。その下の段の資本的支出の企業債償還金でございますが、こちらも実績に伴う増額補正でございます。結果といたしまして、その下の5、資本的収入不足額補てん額になりますが、この欄の一番下の計のところになりますけれど、資本的収入不足額16億785万4,000円に対しまして、当年度損益勘定留保資金、過年度分損益勘定留保資金、消費税の調整額で補填をする予定としております。

続きまして、9ページをお開きください。資料3でございます。こちらにつきましては、議決事項ではございませんが、繰越事業の追加がございましたので御報告をいたします。元年度予算の繰り越し予定の事業につきましては、12月議会で御報告をしておりますが、設備改築工事等につきましても、現場条件などに不測の日数を要したことによりまして、4事業について繰り越しを行う予定としております。なお、対象事業の位置図につきましては、裏のページ、11ページになりますけれど、位置図はこちら、記載をしております。説明は以上でございます。

**○稲田分科会長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見をお願いいたします。ございませんか。

戸田委員。

**○戸田委員** 企業債の増加2億5,300万円、これは要因は何ですか。

○**稲田分科会長** 金川下水道企画課総務担当課長補佐。

○**金川下水道企画課総務担当課長補佐** 企業債の収入の増額でございますが、収支の見通しを踏まえて、資本費平準化債及び下水道事業債の特別措置分を増額したものでございます。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** これは、毎年度やっておられるんですか、令和元年度だけですか。

○**稲田分科会長** 藤岡下水道企画課長。

○**藤岡下水道企画課長** この2つの地方債を補正をいたしましたのは、今年度が初めてでございます。資本費平準化債のほうですけれど、これは企業債の元金償還期間と減価償却費の期間、30年と45年というふうに異なっておりまして、減価償却の期間のほうが長いことから、この差額につきまして発行が認められる地方債でございます。こちらのほうにつきましては、当初予算の時点では事業会計全体の収支状況を踏まえて借入額を決定しておりましたが、このたび改めて全体の収支を見たことから、この2つの地方債につきまして借入額を増額をしたということでございます。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** そうではなくて、私が思うのは、この資本的収支のバランスをとるために企業債をされたんですかということをお伺いします。

○**稲田分科会長** 藤岡下水道企画課長。

○**藤岡下水道企画課長** 資本的収入のところに地方債の金額を入れておりますので、収入の増をするために、資本的収入の増を図るためにというふうな御質問ではないかと思えますけれど、この資本費平準化債は汚水処理に係る資本費に対して充当するという性格を持っておりまして、全体の企業会計の収支の状況を踏まえて、です。資本的収入の増といいますよりは、会計全体の収支の状況を踏まえまして、借入額を決定をしたということでございます。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** それで今の理解したんですが、大体普通の一般会計からいけば、何か事業をやるためにその企業債を発行するんだという受けとめ方なのかなというふうに理解してはるんですけど、ここに企業債の増加ということになれば、資本的収支のバランスをとるためにそのような措置を講じたのかなというふうに私は受けとめたということなんですが、いかがですか。

○**稲田分科会長** 藤岡下水道企画課長。

○**藤岡下水道企画課長** この地方債の性格が、建設改良費そのものに充てるという地方債ではございませんで、重ねての御説明にはなるんですけど、汚水処理に係る資本費に対して充当するという性質を持っております。企業債の元金の償還期間、下水道事業債の場合30年で償還をしておりまして、実際の下水の処理の施設ですけれど、さまざまなものがありますが、減価償却期間の平均年数は45年でございます。そういたしますと、45年間使えるものを30年で償還を行うということになりますので、減価償却期間のほうが長いということから、この当該年度の企業債元金の相当額と減価償却費相当額との差額について、発行が認められているものという地方債でございます。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 差額ということで今、理解できました。それでもう一つが、収益的支出のところ、資産減耗費の増加ということなんですが、これをちょっと詳細に説明いただければなと思いますが。

○**稲田分科会長** 金川下水道企画課総務担当課長補佐。

○**金川下水道企画課総務担当課長補佐** 資産減耗費でございますが、施設の更新等に伴って、既存の施設を除却した場合に計上をするものでございます。当初予算の時点では平成30年度の決算における除却資産の額が確定をしておりましたが、決算を受けて確定したことに伴い、改めて計上するものでございます。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** それで今の、ごめんなさい、もう一つ聞くの忘れたけど、今の企業債の発行はいいんですが、今それで、今の下水道事業に係る企業債、起債の残高、これは幾らぐらいになっておるんですか。当時、私が承っておったのは360億ぐらいだったかなというふうに記憶しとるんですが、今の現在では幾らぐらいになっておるんですか。

○**稲田分科会長** 藤岡下水道企画課長。

○**藤岡下水道企画課長** 令和2年度米子市下水道事業会計予算書のほうをごらんいただけたらと思います。予算書の17ページに、令和元年度米子市下水道事業予定貸借対照表を載せております。これが元年度末の貸借対照表でございますが、17ページでございます。このうち、負債の部の3、固定負債、(1)企業債、こちらに372億3,315万4,000円で、こちらが2年度以降に償還を予定をする地方債、企業債の残でございます。それから、4の流動負債のところの企業債、こちらに28億7,500万を計上しておりますが、これが流動ですので、1年以内に償還を予定をする地方債になります。この2つの合計額になりますので、済みません、今、電卓持っておりませんが、大体400億余りが公共下水道と農業集落排水事業、セグメント分2つありますけれど、合わせて下水道事業全体の企業債の残高でございます。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 最後にいたしますけれど、そのいわゆる企業債がぐっと上がってきておるなということに感じておるんですけれども、将来的にはこれはこのまま横に推移していくのか、まだ右肩上がりです上がっていくのか、逆に償還を済んで右肩下がりにしていくのかという、どういような、ストックマネジメントも策定しておられるんですけれども、今後の企業債の残高のいわゆる起債償還シミュレーションですよ、その辺のところをどのように想定されておられますか。

○**稲田分科会長** 金川下水道企画課総務担当課長補佐。

○**金川下水道企画課総務担当課長補佐** 現在の企業債の償還の中心になっておりますのが、平成10年前後の景気対策に伴って実施した下水道事業でございますが、その事業の償還が今後終了してまいります。それに対して、現在ストックマネジメント等で更新、あるいは新規の整備を実施しているものが新たに生じますので、傾向としては横ばいで推移をしていく、高どまりの状態を見込んでおります。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 予算説明また出てくるんでしょうけど、処理場のいわゆる整備工事とか、旧管の管路施設の工事がどんどん出てくるので、その辺の対応をしていかなければならない

ということなんでしょうけれども、その辺のところも十分に、いわゆる3点セットになってきますね、新路の布設と旧管の更新、それと処理場のいわゆる改修工事ということになってくるんですけど、やはり横ばいということになれば370億円がずっと推移していくというような、いわゆるバランスをとりながらその3点セットの事業をこれから進めていくというような考え方でいいんですか。

**○稲田分科会長** 藤岡下水道企画課長。

**○藤岡下水道企画課長** 御指摘をいただきましたように、現在のところ地方債高どまりをしておりますので、当然、償還の金額も今後、高い水準で推移をしていくものと考えております。企業債のみならず、全体の収支の状況を見ながら経営を考えていかないとイケませんので、まずはできる限りの歳出の削減の努力もいたしますし、あわせて持続可能な経営という視点から収入についても、今現在、下水道の使用料の審議会も開催もしておりますが、こちらについても、検討を重ねていく必要があると考えているところです。

**○稲田分科会長** よろしいですか。

ほかございますか、ないですね。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田分科会長** ないようですので、本件は終了します。

次に、議案第34号、令和2年度米子市一般会計予算のうち、下水道部所管部分を議題といたします。

当局の説明を求めます。

藤岡下水道企画課長。

**○藤岡下水道企画課長** そうしますと、令和2年度当初予算歳出予算の主な事業の概要、予算説明資料のほうをごらんください。こちらの13ページをお開きください。

下水道部所管の主な事業について御説明申し上げます。まず、13ページの上の段でございますが、合併処理浄化槽設置事業、こちらを9,150万円計上をしております。これは公共下水道の早期整備が困難な区域におきまして、合併処理浄化槽を設置される方に補助を行うものでございまして、昨年度同様に100基の設置を目標として予算化を図るものでございます。

続きまして、41ページをお開きください。41ページの上の段でございます。下水道事業会計繰出金、農業集落排水事業分でございます。こちらを2億8,967万2,000円計上しております。これは農業集落における生活雑排水などの汚水等を処理することによりまして、農村の基礎的な生活環境の向上を図るための農業集落排水事業分として下水道事業会計へ繰出金を措置するものでございます。内訳は、地方公営企業繰出基準に基づく資本費分が2億5,677万2,000円、人件費相当分が3,376万7,000円でございます。

続きまして、68ページをお開きください。下水道事業会計繰出金の公共下水道事業分として16億1,756万8,000円を計上しております。こちらは地方公営企業繰出基準に基づく公共下水道事業分として、下水道事業会計への繰出金を措置するものでございます。内訳は、地方公営企業繰出基準に基づく維持管理費分及び資本費分が、合わせまして15億1,756万8,000円、そして温泉観光振興のための基準外繰り出しが1億円でございます。法適用前の特別会計におきまして、公共下水道のほうは国が定める公営企

業繰出基準を基本としながら市全体の財政状況、そして合併処理浄化槽補助金も含めました生活排水処理対策施策を全体を全て勘案いたしまして、現金ベースの総額で繰出金を決定をしております。

法適後でございますが、平成30年の企業会計の決算、そしてこれを踏まえた財務諸表の分析、そして国の污水公費負担の算定方法の変更などがございまして、これらを踏まえて繰出金の考え方を整理をいたしました。具体的に申し上げますと、污水私費、雨水公費の原則に従い、公営企業繰出基準にのっとり、減価償却費をもとに算定をした繰出基準額に加えまして、一般污水の平均使用料単価と温泉污水の使用料の単価の差、そして温泉水の水量認定基準による使用料の減収分について、こちらは観光振興の観点から公費負担分とするということで、1億円を繰り出すこととしたものでございます。

なお、温泉観光振興経費の財源の一部には入湯税を充てております。説明は以上でございます。

**○稲田分科会長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見をお願いいたします。

伊藤委員。

**○伊藤委員** では、13ページの合併処理浄化槽設置事業についてお聞かせください。まず、今年度も100基ということですが、今の今年度の設置状況というのは何基だったのか、教えていただきたいです。

**○稲田分科会長** 遠藤下水道営業課長。

**○遠藤下水道営業課長** 令和2年2月末現在で90件の補助申請件数ということでございます。

**○稲田分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** じゃあ、ほぼ100基、あと少しですけども、目標達成というようなことで、令和2年度、当初予算でも100基ぐらいということで妥当なのかなというふうに、わかりました。どのような周知方法で、説明会が十分だったのかどうか、その点は分析しておられますでしょうか。

**○稲田分科会長** 遠藤下水道営業課長。

**○遠藤下水道営業課長** この補助制度の拡大というのが、平成31年4月に行ったわけですけど、5月の時点で対象となるエリアにつきましては、住民説明会を開催させていただいて、周知に努めたところでございます。ただ、今、初年度が終わる段階で、いろいろな部分も見えてきてまして、校区によって普及の状況、進捗の状況というのは非常に差が出ております。そういった中で、いろんな理由がありますが、設置が進んでいる理由、進んでない理由等々を検証しながら、効果的な普及というものを2年度以降はしていきたいというふうに思っております。

**○稲田分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** じゃあ、最後、意見ですけども、思い切った取り組みをされて、実際効果も出ているかなというふうに今、お聞きして思いました。今後、8年の事業ですよ、なのでその時点で今、分析しておられることをまた創意工夫をしながら目標達成に向けて2年度目頑張ってくださいなと思いますので、よろしく願いいたします。十分な周知方法だとか、あと説明に努めていただきたいと思います。以上です。

○**稲田分科会長** ほかございますか。

矢倉委員。

○**矢倉委員** 先ほど言ったあれですけども、この農業集落排水事業費、ことしも約2億8,900万余りが計上されてます。毎年約3億円近い予算が計上されて、一般会計から出るわけですけども、これは大体ざっと何件ぐらいが対象になってますか。

○**稲田分科会長** 藤岡下水道企画課長。

○**藤岡下水道企画課長** 農業集落排水事業の件数というのは、申しわけありません、水洗化の戸数の状況ということで申し上げますと、30年度末の戸数は4,919戸でございます。汚水処理のほうは人口の普及率で考えていきますので、30年度末の整備済みの人口については1万4,175人でございます。

○**稲田分科会長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** 実は、これをちょっと聞いてみたかったのは、先日、片山虎之助さんのところで、厚労省の職員と勉強会をしまして、指摘を受けたんですけども、どうしても農業集落排水事業のほうですと、戸数がどんどん減ってきていると。そういう中で毎年これだけの投資していくことは果たしてどうなのかと、変えれるところは合併浄化槽に切りかえていっているというような話がありましたので、やっぱり米子市としても切りかえるべきところは、合併浄化槽も今、いいのができておりますので、そういう方向で2本立てで、私はやられたほうがいいんじゃないかなというふうに思いましたので、この点をちょっと提案しておきたいというふうに思います。以上です。

○**稲田分科会長** 矢木下水道部長。

○**矢木下水道部長** 先ほど、矢倉委員さんの御指摘、御意見でございますけども、おっしゃいますように、農業集落排水は集落ごとに処理場を設けておりまして、非常にコストがかかる事業でございます。今後の人口減少等を踏まえますと、非常に経営状況が厳しいということがございます。現在の下水道部のほうではそのあたりも勘案しまして、可能などころから公共下水道への接続がえというのを現在検討をしております。それによりまして、コストの削減等を図っていきたいというふうに考えております。

○**稲田分科会長** よろしいですか。

ほかございますか。

戸田委員。

○**戸田委員** 1点だけ。水道管等の移設補償金2億3,000万円、これ当初予算措置しておられるんですが、どのような内容ですか。

○**稲田分科会長** 山中整備課長補佐。

○**山中整備課長補佐兼管路整備担当課長補佐** 先ほど御指摘のありました補償費の予算でございますけども、来年度、下水道工事に伴いまして、支障物件ですね、水道とガスを予定しております。水道につきましては19件、ガスについては4件の、トータルで2億3,000万を計上しております。以上です。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** それで、施工のときはそれぞれ下水道をやって上水道は上水道の受注業者がやられるということで、いわゆる補償金を当初予算措置されとるということですか。

○**稲田分科会長** 山中整備課長補佐。

○山中整備課長補佐兼管路整備担当課長補佐 そのとおりでございます。

○稲田分科会長 戸田委員。

○戸田委員 先ほども言ったんですけど、水道局に。いわゆるそういう同時施工というような創意工夫というのは考えておられませんか。

○稲田分科会長 宮田下水道部次長。

○宮田下水道部次長兼整備課長 御質問は、下水道と上水を別々に工事をするのではなくて、同時に施工をすることは経費の節減、もしくは住民サービスの向上につながるのではないかという御質問だと思います。これにつきましては、上水と下水の同時施工については、道路幅員等いろいろなケースが生じると思います。その上で、まず上水道と下水道では対象となる業者さんが異なるということがございます。また、下水道の工事、その日のうちに復旧を行って、開放しなくてはなりません。そういう中で、2社、2つの業者が同じ場所に入って同時に施工を行うということは、非常に作業効率の面からいうと、必ずしも同時にやるのが全体の工期短縮につながると思えないという部分もございます。いろいろ課題はあろうかと思いますが、今後、御指摘の件に関しましては、上水道のほうと協議を重ねていきたいというふうに考えております。

○稲田分科会長 戸田委員。

○戸田委員 今の宮田次長がおっしゃるように、ただ、考え方を市民から見れば、業者の方も一般土木施工と、いわゆる管工事と、それぞれの許可区分は違つとるけれども、しかしながら行政主導でその許可区分を取っ払って、同時にその施工できる能力のある会社はいっぱいあると思うんですよ。だから、そういうふうなことから考えれば、あなたが今おっしゃるように、それぞれの区分の許可業者が違うだということも理解するけれども、しかしながら今の社会情勢を鑑みれば、そういうふうな許可を同時にとらせて、切磋琢磨して同時施工をしていくような形のほうが、私はよっぽどスピーディーな対応ができると思っておるんですよ。そういうことを十分に検討されてください。

○稲田分科会長 よろしいですか。

ほかございますか。

遠藤委員。

○遠藤委員 この図面説明でもいいですか、お尋ねして。工事説明、別にあるんですか。

○稲田分科会長 矢木下水道部長。

○矢木下水道部長 申しわけありません。現在、説明しておりますのは、令和2年度の一般会計の下水道所管部分についての説明を先ほどさせていただきまして、この後に令和2年度の下水道事業会計の予算の説明をさせていただく予定としております。

○稲田分科会長 では、一般会計の現在の34号は以上で終了といたします。本件は終了します。

次に、議案第44号、令和2年度米子市下水道事業会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。

藤岡下水道企画課長。

○藤岡下水道企画課長 そういたしますと、下水道部資料のほうに戻りまして、11ページ、資料4をお開きください。議案第44号、令和2年度米子市下水道事業会計予算でございます。

令和2年度予算は、平成30年度の決算の財務諸表の分析などを踏まえまして、公営企業として求められる公共性と経済性を加味しながら、地方公営企業会計基準に基づき作成をしたものでございます。中ほど、予算の概要を載せております。2、主な事業をごらんください。まず、新規の管渠の整備としましては、市街地の面整備を中心に、彦名地区等の面整備も合わせて実施をし、約60ヘクタールの整備を行うこととしております。また、ストックマネジメント計画に基づきまして、老朽化した公共下水道の幹線管渠の改築工事を実施いたしますほか、先ほどの皆生処理場の事故に伴いました皆生処理場送泥管改築工事、内浜処理場の監視制御設備の改築工事など、施設の改築更新を順次実施していく予定でございます。

次に、12ページをお開きください。債務負担行為でございますが、11ページの主な事業のうち、内浜処理場の汚水ポンプ設備改築工事、皆生処理場脱臭設備改築工事について、こちらは2カ年で実施をすることとしておりまして、令和3年度の債務負担行為を設定するものでございます。

13ページからは当初予算の総括表でございます。こちらでも予算ですので、消費税込みの金額を記載をしております。まず、上段の収益的収入でございますが、営業収益の主なものとしては、下水道使用料、他会計負担金、長期前受金戻入などがございます。一番下の行でございますが、収益的収入の総額は56億7,380万8,000円でございます。これにつきましては、一般会計からの繰入金の減などに伴いまして、他会計負担金が減となり、全体で収益的収入は前年度から3億6,110万円減の56億7,380万8,000円を見込んだものでございます。

次に、2の収益的支出でございます。1、営業費用につきましては、管渠、ポンプ場、処理場等の施設の維持管理費、使用料収入などに係る事務経費、徴収のための事務経費などをそれぞれ計上をしております。全体で営業費用の、一番上の行になりますが、49億3,335万6,000円と、ほぼ前年並みの予算としております。

次に、2の営業外費用でございますが、こちらは企業債の支払利息、予備費などを計上しております。これらを合わせまして、収益的支出は、一番下の段から2番目の行でございますが、55億3,698万1,000円、前年度と比較しまして1.0ポイントの減ということで、ほぼ同額を見込んでおります。また、この一番下の行ですが、差引純利益としまして、消費税込みでは1億3,682万7,000円を見込んでおります。

なお、消費税を除きました財務諸表ベースでいいますと、令和元年度の貸借対照表の利益剰余金の金額から令和2年度の利益剰余金の金額を引いた差額になりますが、こちらは約1億4,000万円程度の純損失となる見込みでございます。

次に、14ページをお開きください。14ページの3、資本的収入でございますが、こちらは全体で56億8,708万6,000円を計上しております。これは資本的収支に対する社会資本整備総合交付金、いわゆる国庫補助金、企業債、受益者負担金などございまして、4の資本的支出が伸びたことによりまして、資本的収入も連動して増を見込んでおります。4の資本的支出、中ほどでございますが、管渠の新設費及び改良費、ポンプ場の建設改良費、処理場の建設改良費、企業債の償還金などを計上しております。このうち、管渠建設改良費は推進工事及び夜間工事の増、そして、先ほどから申しております皆生処理場送泥管の復旧工事の実施などがございまして、前年度から大幅増となり、約9億円増

の30億3,437万5,000円を計上しております。この結果、資本的支出全体では73億211万7,000円となっております。

以上の収支によりまして、この段の一番下の行ですが、資本的収入不足額は16億1,503万1,000円となります。こちらの補填でございますが、5、資本的収入不足額補てんの欄に記載をしておりますが、損益勘定留保資金、消費税調整額等で補填をする予定としております。これらの結果、令和2年度末の利益剰余金につきましては、当初予算のほうの予算書の20ページの貸借対照表の資本の部に記載をしておりますけれど、これらの結果4億642万1,000円が剰余金でございます。こちらにつきましては、決算時に議決をいただくこととしております。

続きまして、15ページ以降は建設改良費の内訳でございます。まず、15ページは処理場建設改良費の内訳でございます。一番下の行にあります処理場建設改良費計の金額7億7,300万、こちらは14ページに記載をしております建設改良費の処理場建設改良費の金額と一致をしております。

めくっていただきまして、16ページがポンプ場建設改良費でございます。こちらが一番下の行ですが、3億9,499万5,000円、こちらが資本的支出のポンプ場建設改良費の金額と一致をしております。

その下に書いております債務負担行為でございますが、こちらにつきましては、2カ年で工事をいたします2つの事業につきまして、2年度と3年度の事業費の内訳を記載をしております。

17ページは、これらの建設改良費の実施予定箇所の位置図でございます。

めくっていただきまして、19ページ、資料5-2は、建設改良費のうち管渠に係る建設改良費でございます。上段に新設、下段に改築を載せております。改築のほうには、先ほど来御説明をしております27ですが、皆生処理場送泥管の改築工事1億5,000万を計上をしております。

めくっていただきまして、20ページと21ページは、管渠の新設費及び改良費の位置図でございます。御説明は以上でございます。

**○稲田分科会長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見をお願いいたします。

又野委員。

**○又野委員** 最初にあった汚泥の流出事故とも関係してくるんですけども、この流出事故のときにいただいた資料では、その管路の診断業務をして、調査した結果、継続使用可能と判断したんですけども流出したということで、この影響で、ほかの管路も改修、当然今後していくことがあると思うんですけども、今の計画に何かしら再検討の余地が入っているとか、管路の調査ですね、その仕方を変更するだとか、何かそういうようなことっていうのは予算に何か反映してたりはするんでしょうか。

**○稲田分科会長** 清水整備課管路維持担当課長補佐。

**○清水整備課管路維持担当課長補佐** 御指摘のありました皆生処理場送泥管につきましては、汚泥を圧力をかけて送るという圧送管です。これにつきましては、下水道の総延長の中で見ますとごく一部になりますもんですから、それが今回破損したからといって調査方法が変わるとか、それによって大きく金額が変わるということはありません。以上で

す。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** ただ、その調査結果で継続使用が可能だという判断をされたとなると、その調査の仕方というか、その調査結果の判断の仕方も変わったりするのではないかなと思いますし、ほかの管路についても既に調査してあるところも本当に大丈夫なのかなど。やはり私、議員なんですけど、市民の一人としてこれ見た場合に、ほかのは大丈夫なのかなど感じているんですけども、そこら辺はどうなのでしょう。

○**稲田分科会長** 宮田下水道部次長。

○**宮田下水道部次長兼整備課長** 報告の時点、たしか約5年前、平成25年か26年の調査だったというふうに思います。御指摘の管路は、先ほども申し上げましたように、圧送管でございまして、自然流下ではございませんので、マンホールをあけて中に入って目視をするというのが非常に困難な管でございまして。そういう管でございまして、何か事が起こったときには、非常に危険な状態に陥るといってございまして。このたびの5年前に送泥管、約8キロについて調査を行いましたけども、直ちに使えなくなるという状態ではないという診断結果を受けました。受けましたけども、このたび、その原因はまだ定かではありませんけども、一部において汚泥の噴出があったということでございまして、委員が御心配、御指摘されるように、これは必要に応じてといいますか、5年を経過しているわけですので、その調査を改めてやっていくことが必要だというふうに考えております。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** ぜひとも、このようなことがあってはならないというのは、皆さんも重々承知しておられると思いますので、よろしく願いいたします。

○**稲田分科会長** ほかがございますか。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 説明資料の16ページ、17ページ、ポンプ場の改良の関係ですけども、この西福原ポンプ場、8番、今度増設ということにも入っとるようですが、これ何年にたしかつったんですかね。当時の見込みと今回増設するというのは、どこに差異が出てきたんですか。

○**稲田分科会長** 山崎下水道企画課下水道企画室長。

○**山崎下水道企画課下水道企画室長** 西福原ポンプ場を当初いつごろ建設したかというお尋ねと、今回増設に至った経過ということでございまして。当初、平成14年度に供用開始をいたしております。その当時はまだこの西福原周辺の整備に着手したばかりの段階であったんですけど、近年この西福原地区の整備がほぼ終わりました。現在、三柳地区を中心に外浜の整備を進めております。整備が進んだことに伴って流入量が当初に比べて大幅に増加していることもありますし、既存施設がもう既に15年以上経過しておるのが現状でして、ポンプの老朽化に伴う補修等々もあって、もう1台増設しないと現状の台数では対応できないということから、今回もう1台追加で、既存の建屋の中にもう1台ポンプを増設するといった工事の内容になります。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これをつくるときに、大分僕、議論したんですけども、途方もない大きなポ

ンプ場の事業費だったんですよね。幾らだったですかね、たしか一五、六億あったんじゃないかと思うけど、違いますか。そういうことの経過があって、気になっているんですよ。それは当時議論したときにも、いわゆる周辺の水洗化に伴っての流量が入ってくるんで、それなりのきちんとしたポンプ場をつくらないけませんと、こういう説明であったわけだけでも、そのときに流量計算というのは、それは周辺一帯のこのポンプ場の位置そのものにおいて、周辺一帯が入ってくるよというのが当初計算に入っていなかったわけですか。それ以上に水洗化がふえたということですか、これ。

○**稲田分科会長** 宮田下水道部次長。

○**宮田下水道部次長兼整備課長** 下水道ポンプ場施設、処理場施設つくるときには、計画の汚水量に応じた適正な規模でその構造物をつくっていくわけでございます。西福原につきましては、一番当初は流入量に応じて、まずマンホールポンプという小型のポンプで対応をしておりました。それが認可区域の拡大に伴って、整備を広げていくという前提のもとで平成14年度時点で、建物は全体の建物を建てたわけですが、ポンプについては、流量に応じたポンプしか設置してありません。このたび、そのポンプの更新を含めて増設を整備これから進めていきますので、それに合わせたポンプを増設していくということでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** わかりました。それからもう一つ、これ管渠の関係ですけども、14番、三柳地区の三柳団地のここについておりますね、14番。これは加茂新川のところにはもう大きい管渠が通ってるんですか、これは。加茂新川越えたんですか、これ。

○**稲田分科会長** 宮田下水道部次長。

○**宮田下水道部次長兼整備課長** 御指摘の箇所でございますけども、加茂新川を越えた弓ヶ浜公園のバスの転回広場だったよな。

(「今、バスをとめるような駐車場」と声あり)

あそこのところまでで工事がとまっております。加茂新川は越えております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 加茂新川は管渠は越えて、団地のほうにもう鼻先が出るとということですか。  
(「はい、そうでございます。」と宮田下水道部次長兼整備課長)

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** もう一つは、16番、これその前の分もあったかと思うんだけど、例えばここは防衛の、合同宿舎の関係の住宅地なんですよ、防衛庁の宿舎だったり、合同宿舎、大蔵省のがあったり。基地の周辺にかかわることなんだけど、防衛庁あたりにこれらの補助を求めていくようなことの取り組みはされておるんですか、全くされてないんですか、下水道の場合は。水道の場合は、ここの正面のところに入れたときに、防衛庁の補助金をとってやってきた経過がある、管渠の取りかえを。下水の場合には、そういう場合には対応できないんですか。

○**稲田分科会長** 宮田下水道部次長。

○**宮田下水道部次長兼整備課長** 委員の御指摘ですけども、防衛の補助が受けられないかということに関しましては、以前も委員会で御指摘があったように、ちょっとはっきりと覚えてないんですけども、そのときに下水道というのが汚水を対象とした下水道ではないん

じゃないか、雑排水を含めた広義の下水道という意味で位置づけがあったような記憶があるんですが、済みません、いずれにしてもちょっと今現在、そこのところは定かでありませぬし、この周辺の下水道整備を行うに当たりまして、そういった防衛省の補助を受けた経緯はございませぬ。ございませぬけども、その辺につきまして、対象となるかどうかについては、改めてちょっと研究して、必要であればそういった協議も行っていきたいというふうに考えております。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 当時の部長は松岡さんじゃなかったかと思うよ、大篠津の出身の。それで、防衛庁との基地の協定のいきさつもあるんで、それでそういうところから話をして、それでこの三柳周辺を含めてやるようになったときには、防衛庁に要求したらどうなんだということを書いて、要求する原案の文章までつくった経過があると思ってますよ。僕はそのときに、まだ皆さん方の説明では三柳のほうの個人の住宅の幹線なんで、自衛隊の宿舎の分を取り入れるということにはならないんで、要求に値せんかもしれんけども、今後そういうものが該当するようになってきた段階で考えていきたいというような話で、たしか終わってしまったような気がするんだけどね。そうなってくると、これから今言った宿舎の関係も含めて、基地の宿舎を含めて関係してきとると思うんだけど、それは全く見逃してきたということ、全く最初から考えてなかったということ。

**○稲田分科会長** 山崎下水道企画課下水道企画室長。

**○山崎下水道企画課下水道企画室長** 当時、遠藤委員のほうから同様の御指摘を受けて、ちょっと済みませぬ、今はっきりと記憶がないんですけど、防衛省に問い合わせをしました。他県の事例とか等々もその当時調査をしたと思います。実際その防衛補助の下水道事業に関して補助の対象になっている事例というのは、基地とかそういった防衛設備、施設から直接排出される汚水について、下水道の整備等々が必要な場合に補助対象になるという見解でして、それ以外の住宅ですとか、防衛施設があるからその周辺の地域全体が補助対象になるといった事例は全国的にないという防衛省の見解でして、防衛省関連の施設があるからといって、その地区の下水道整備が補助対象になるという見解ではないという回答を得たとちょっと記憶しているところです。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕は、それは政治的な大きな政治折衝が必要になってくるとは思うけれども、基地から出す汚水に対しては対象になるでしょう。例えば美保基地の場合も、基地から出す汚水には対象にいたしませんと明確に打ってますよね。そうすると、陸上自衛隊も同じことだ。基地から出す汚水の処理の管については当てはまる、つまりそれが下水道ですから、基地だけの管だけじゃなしに、住民の皆様と一緒にまぎって流れるわけですから、一般の方の分の管もそこに入ってくるわけだけでも、そういう理屈からいくと、住宅の皆さんの分も入るけども、基地からの汚水も入ることになれば、僕は対象になっていく可能性はあるんじゃないかと思うんだけどね。僕はそういう意味では交渉の価値はあると思うよ。だけん、それはどこら辺のレベルでの話なのかは知らないけども、水道局がこの陸上自衛隊の前の道路の水道管を変えたときには明らかに防衛庁の補助をとってやった、やられた経緯があるんですよ。そういうことから、この水道管だって防衛庁の基地の中だけに入る水道じゃなくて、周辺の上水道として配る管として使うわけですから、理屈は同じだ

と思いますね。入れるほうか出るほうかの話ですから。そげすると、基地から入ってくる管がその下水道管を通るならば、その分についての区域は認めさせるというのは、これできるような気がするんですけどね、そういう方向での考え方は内部で固まってないんですか。

○**稲田分科会長** 山崎下水道企画課下水道企画室長。

○**山崎下水道企画課下水道企画室長** 済みません、ちょっと記憶が不確かな部分もございますので、ちょっと当時の資料を改めて調べまして、対象になる可能性があるのであれば、再度、防衛省等にちょっと協議をしてみたいと思いますけど、当時の資料を確認した上で、再度ちょっと回答をさせていただきたいと思います。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 返答を求めときます。

○**稲田分科会長** ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田分科会長** ないですね。

ないようですので、以上で下水道部所管の審査を終わります。

予算決算委員会都市経済分科会を暫時休憩いたします。

**午後 3 時 1 5 分 休憩**

**午後 3 時 4 3 分 再開**

○**稲田分科会長** 予算決算委員会都市経済分科会を再開いたします。

都市整備部所管について、審査をいたします。

議案第 27 号、令和元年度米子市一般会計補正予算（補正第 4 回）のうち、都市整備部所管部分を議題といたします。

当局の説明を求めます。

錦織都市整備部長。

○**錦織都市整備部長** 済みません、予算審査の説明の前にちょっと 1 点ほど御報告させていただきたいことがございまして、きょうのお手元のほうに資料のほうを配付させていただいております。内容といたしましては、市道用地を賃貸借契約により権限を取得していることについてでございます。これにつきましては、経過といたしまして、予算決算の全体会におきまして、遠藤委員のほうから道路法第 4 条により、私権が制限されており、使用収益ができない土地に借地料を支払うことは違法であるというような御発言を受けまして、道路法に基づきます国の見解を伺ったというところでございます。国の見解を伺うに当たりまして、本市の見解といたしまして、道路法の規定により供用開始するためには、道路法の敷地について道路管理者が所有権、使用権等の権限を取得することが必要である。当該借地については、土地の使用権を得るために本市と土地所有者において借地契約を交わしたものであり、当該契約とそれに基づく借地料の支払いは道路法に反するものでなく、違法性は全くないと認識している。しかしながら、恒久的に安定した公道の道路敷地を確保することが望ましいため、現在、用地取得に向け土地所有者と交渉をしているということを、本市の見解として国のほうに見解を伺ったというところでございます。

国の見解といたしましては、道路法解説を根拠とされまして、貴市の見解は法令解釈の記述と相違なく問題ないものと思料するという回答を得ております。

また、補足といたしまして、道路管理者が管理する道路の道路区域の土地について取得すべき権限については、道路法第91条の逐条解説に詳しい。まず同条にいう権限とは、一般的にはある法律行為等を正当ならしめる法律上の原因を指し、道路区域の土地に関しては以下のようなものが考えられるとされている。当該土地についての所有権、地上権、借地権、使用貸借権等の権利であって、当該土地を道路の敷地として使用することについての土地所有者及びその他の権利者の単なる同意をも含むもの。したがって、貴市がその管理する市道の道路区域の土地につき、権限として所有権ではなく、貸借権を取得していることについては何ら法の規定に反するものではない。また、より権限として安定させ、かつ賃借料を払う必要を払拭するという趣旨から、今後、土地所有者との協議により所有権の取得を目指す必要も引き続き必要と思われるという回答を得ております。

また、本市といたしましては、平成30年度の決算にかかわる予算決算委員会におきまして、道路法に鑑み、用地買収も視野に入れながら速やかに解決されたいと、そういった指摘事項も受けておりますので、現在の所有権取得に向けまして、土地所有者の方と鋭意交渉を行っているというところでございます。

資料の2ページ目と3ページ目が道路法の91条の逐条解説でございます。それと、4ページ、5ページ目が、うちのほうが国のほうに照会を行った文書というところでございます。説明は以上でございます。

**○稲田分科会長** このまま、では予算の説明、次に移ってよろしいでしょうか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** これは何でこの時期にこういう説明に至ったんですか。

**○稲田分科会長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 先ほども御説明いたしましたけれども、予算決算の全体委員会のほうで遠藤委員さんのほうからそういう御発言といたしますか、御指摘がございましたので、改めまして国のほうに解釈を伺ったというところでございます。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** この間の予算委員会では十分な説明ができなかったということで、改めて国からの照会を得たと、こういうことですか。

**○稲田分科会長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 当然、市のほうとしましては、法的に違反するものではないということは重々に認識しておったわけでございますけれども、さらに当然、道路法の所管であります国のほうに解釈を伺ったほうがよりその説明が尽くせるということで、国のほうに見解を伺ったというところでございます。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 国のほうの見解は行政の見解としてあると思いますが、こういう回答もして、これ当然だと思っております。ただ、私の見解というのはまた別でありますし、他の方の見解もあると思っておりますから、今後、十分に検討してきて、当初のとおりできるかどうかやってみたいと思っておりますから。

**○稲田分科会長** じゃあ、この件はよろしいですね。

そういたしますと、議案第27号、令和元年度米子市一般会計補正予算（補正第4回）のうち、都市整備部所管部分を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

角建設企画課長補佐。

**○角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 議案第27号、令和元年度米子市一般会計補正予算（補正第4回）のうち、都市整備部所管部分について御説明いたします。

補正予算書の32ページをお開きください。32ページの上の表、道路維持費、道路維持補修事業（補助）につきましては、国の補正予算に伴う社会資本整備総合交付金の追加配分により事業の進捗を図るもので、測量設計委託を行おうとするものでございます。補正額につきましては、当初の交付金交付決定額に合わせた減額と、国の補正予算に伴う追加配分2,000万円との差し引きにより、2,670万7,000円を減額するものでございます。なお、本事業につきましては、ホームページ公開事業概要にも掲載しておりますので御参照ください。

次に、その下、道路維持費、橋りょう補修事業につきましても、国の補正予算に伴う社会資本整備総合交付金の追加配分により事業の進捗を図るもので、橋梁補修工事を行おうとするものでございます。なお、補正額につきましては、当初の社会資本整備総合交付金交付決定額に合わせた減額と、国の補正予算に伴う追加配分2,700万円との差し引きにより3,329万6,000円を減額するものでございます。本事業につきましても、ホームページ公開事業概要にも掲載しておりますので御参照ください。

次に、その下、市町村道整備事業費、市道上福原東福原線改良事業につきましては、3,400万円を減額しております。これは、当初の社会資本整備総合交付金の配分額により減額するものでございます。

次に、その下の表、都市計画総務費、駐車場事業特別会計貸付金として859万2,000円を計上しております。これは駐車場事業特別会計の決算見込みにより、収支不足額を一般会計から貸し付けようとするものでございます。

次に、その下、建築指導費、バリアフリー改修推進事業ほか3事業につきましては、各事業の実績により減額するものでございます。

次に、33ページをごらんください。上から2つ目の表、住宅建設費、市営住宅長寿命化改善事業につきましては、2,574万2,000円を減額しております。これは河崎住宅長寿命化改善工事等の実績に伴うものでございます。

次に、37ページをお開きください。37ページから38ページにかけて、繰越明許費の補正第2回でございます。土木費のうち、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金ほか11事業につきましては、繰越明許費として計上しております。主な繰り越しの理由は、関係機関との調整に期間を要したため、また、このたびの国の補正予算を活用した事業であることと等により、年度内の完了が見込めないことによるものでございます。説明は以上でございます。

**○稲田分科会長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** この32ページの目の5番、市町村道整備事業費、これ説明では社総金の配分がなかったために減額をするという説明だったと思うが、それでいいんですか。

**○稲田分科会長** 角建設企画課長補佐。

○**角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 社総金の交付配分により減額する部分と、あと補正予算により増額する部分の差し引きということになっております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これ、当初予算の段階でも私は指摘しましたよね。決算段階でも毎回、毎年、これは二、三年続いたと思うんですけども、いつも不用額で上がってきた、当初予算額そのものが。同じ傾向じゃないんですか、例えば事業が一つでも進捗したんですか、ここは。

○**稲田分科会長** どなたが、事業の進捗。答弁待ちですが、どなたが。

福住都市整備部次長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 事業の進捗についての質問だというふうに思っております。5番の市町村道整備事業、右説明欄の中に市道上福原東福原線改良事業（皆生温泉環状線改良事業・3工区）という工事名がございます。これは以前から遠藤委員さんのほうから御指摘がございまして、対象者、家屋補償を伴う補償物件でございまして。以前から指摘受けとる中で、対象者の方とずっと連絡をとって、今でも現在、連絡とっておるんですけども、昨年11月15日に電話をしたときに、相手の方と交渉ができて、一応交渉の件はわかっているというふうには返事をいただいております。それ以降、12月の26日から3月12日まで、電話をするんですけども、留守電にも対応をしていただけないという状況が続いております。これにつきましても、相手にまた再度、連絡等をとって、事業を進めていきたいというふうに考えております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これ、当初予算で組んだんでしょ、補正で上げたんじゃないですよ。そうすると、11月までは全く連絡がとれずにおったということですか、これは。

○**稲田分科会長** 福住都市整備部次長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** いや、連絡につきましては、11月15日が相手の方とお話しできたのは最終でございまして、そのときには相手の方からは今の交渉の件についてはわかっているというふうに返事をいただいておりますけども、それ以降、電話をするんですけども、電話にも留守電にも対応していただけないというのが今、3月12日まで続いているのが今の現状でございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 僕は、最初からこの当初予算、計上されることについて、事業が本当に進捗できるのかということを確認したと思うんですけども。そのときに皆さん方は、いや、ことは何とかして頑張ってやっていけるめどが立っておりますというような話があって、予算をスルーしたわけだけでも、結果的には毎年同じ結果が残ったということになるんじゃないですか。だから今聞いたのは、3月当初予算で組んだんだから、11月の段階ではそういうことだったと言うけども、それまでの間に目鼻がつく状況もあったんじゃないかと私は思うんですよ。だけど、11月の段階では相手方と話がとれて、うまく話ができるんじゃないかと思ったけど、それ以降の連絡はとれませんというふうに言っておられるけども、1回だけの話し合いだったのか、何回も話が続けておったのか、全くこっちには見えないですよ。だから、問題はこの予算そのもののこの箇所が、本当に予算つけてやれるかどうかというものの判断を見きわめていかないけんじゃないですか。3年か4年連続ですよ、これたしか。そういうことは少し状況判断甘いと思うんですけども、やらないけないと

ということと、現実に予算を載せて実行ができるかどうかということの判断というのは、見きわめが必要ではないかと思ってるんですよ。たしか3年か4年連続で流れておりますよ、これは。どうされるんですか。

**○稲田分科会長** 福住都市整備部次長。

**○福住都市整備部次長兼都市整備課長** 今この路線につきましては、学校も近くにごさいますして、生徒さんが通われる大変重要な路線だというふうに考えておりまして、昨年の今の11月15日に連絡をさせていただいたときに、そういう返事をいただいておりますので、引き続き交渉ができるというふうのうちも思ってたんですけども、今の12月26日から3月12日まで4回ほど電話させていただいてるんですけども、電話が通じないというのが今の現状でございます。ただ、米子市としましては、重要な路線というふうに考えておりますので、今、電話が通じない状況ではありますけども、また違う方法でも検討しながら相手と交渉していきたいというふうに思っております。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 電話が通じないという意味がわからん、相手がどういう状態なのか我々には判断ができないけども、問題なのは、本当に重要な路線であるならば、これこそ道路法によってきちんと定められた形の事業であるならば、悪いけども強制的な土地の取得ということもとらざるを得ない状況にくるんじゃないかと思うんですが、それはできないんですか。

**○稲田分科会長** 福住都市整備部次長。

**○福住都市整備部次長兼都市整備課長** 今のところは、行政代執行のことを言われとるというふうに思いますが、昨年の11月にお会いして話をさせていただいておりますので、先ほども言いましたけども、ちょっと電話連絡がつかせませんが、ちょっといろいろな方法で相手と交渉できるようなふうにならぬように努めていきたいというふうに思っております。

**○稲田分科会長** よろしいですか。

ほかございますか。

[「なし」と声あり]

**○稲田分科会長** ないですか。ないようですので、本件は終了いたします。

次に、議案第29号、令和元年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第2回）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

角建設企画課長補佐。

**○角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 議案第29号、令和元年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第2回）について御説明いたします。

補正予算書の47ページをお開きください。まず、先ほど一般会計補正予算で説明いたしました駐車場事業特別会計への貸付金の補正に伴い、使用料及び手数料と一般会計繰入金におきまして、財源の組み替えを行おうとするものでございます。

次に、48ページをお開きください。駐車場管理事業につきましては、令和元年度の施設の光熱水費の積算に当たり、平成30年度中改修中の金額をもとに積算しておりましたことから、改修後の光熱水費の実績をもとに積算し直したことによる差額分と、修繕の発生に伴う指定管理料の不足分503万円につきまして増額をするものでございます。説明

は以上でございます。

**○稲田分科会長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田分科会長** ないようですので、本件は終了いたします。

次に、議案第34号、令和2年度米子市一般会計予算のうち、都市整備部所管部分を議題といたします。

当局の説明を求めます。

角建設企画課長補佐。

**○角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 議案第34号、令和2年度米子市一般会計予算のうち、都市整備部所管部分の主な事業について御説明いたします。説明は、ホームページ公開の事業概要書により説明させていただきます。

なお、分科会資料といたしまして、主な事業の位置図をお配りしておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

それでは、事業概要書の62ページをお開きください。62ページの下の段、橋りょう補修事業として2億340万円を計上しております。これは橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、早期補修により市道橋りょうの延命化を図るため、補修工事7橋、調査設計7橋について行おうとするものでございます。また、令和2年度は、5年に1回の橋りょう定期点検を行う予定としております。

次に、63ページをお開きください。上の段、道路補修事業として1億3,350万円を計上しております。これは市道白浜2号線ほか、12路線の道路補修工事を行おうとするものでございます。次に、その下の段、道路新設改良事業として1億7,360万円を計上しております。これは市道大谷町奥陰田線ほか、12路線の道路改良工事を行おうとするものでございます。

次に、64ページ下の段、市道安倍三柳線改良事業として1億3,513万円を計上しております。県道の取りつけに伴う県道の付加車線設置工事を行おうとするものでございます。

次に、65ページ下の段、和田浜工業団地内市道改良事業として5,493万円を計上しております。和田浜工業団地内の円滑な交通を確保するため、市道和田浜団地大篠津西2号線の整備を行おうとするものでございます。

次に、66ページ上の段、市道上和田東22号線改良舗装事業として1億5,058万8,000円を計上しております。これは和田地区内において、避難道路としての機能を有する本路線の整備を行おうとするもので、工事費、用地費、移転補償費等を計上しております。次に、その下の段、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として1億555万1,000円を計上しております。これは防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、市道大崎西30号線ほか、6路線の整備を行おうとするものでございます。

次に、67ページ下の段、排水路新設改良事業として2億6,303万2,000円を計上しております。これは排水路の通水機能の向上を図るため、中間川ほか河川排水路の整備を行う予定としております。

次に、68ページ下の段、米子駅南北自由通路等整備事業として14億88万2,000

円を計上しております。これは令和4年度の事業完了に向け、自由通路の工事に着手するとともに、引き続き事業に支障する施設の移転補償などを行う予定としております。

次に、69ページ上の段、米子駅北広場ウォークブル推進事業として1,930万4,000円を計上しております。これは令和5年度の事業着手を目指して、駅北広場再整備に係る基本計画を策定しようとするものでございます。

次に、70ページ下の段、公園施設長寿命化事業として4,400万円を計上しております。これは公園施設長寿命化計画に基づき、公園遊具の更新を行うものでございまして、湊山公園及び弓ヶ浜公園の遊具の更新を行う予定としております。

次に、71ページ上の段、公衆トイレ整備事業として4,255万5,000円を計上しております。これは湊山公園の日本庭園の公衆トイレを改修するものでございまして、観光客等が安心して利用できるよう、トイレの洋式化やバリアフリー化を行おうとするものでございます。次に、その下の段、特定空家等除却補助金として1,200万円を計上しております。これは管理が不全な特定空家等を対象に、所有者がみずから除却する場合に上限額を120万円とし、除却費用を助成を行おうとするものでございます。

次に、72ページ上の段、空き家利活用流通促進事業補助金として300万円を計上しております。これはこれまで利用していなかった空き家の活用や流通を促進するため、市場に流通していない空き家の改修費用の一部について助成を行おうとするものでございます。次に、その下の段、市営住宅長寿命化改善事業として3,513万8,000円を計上しております。これは市営住宅の長寿命化に係る実施設計及び改修工事を行うものでございまして、河崎住宅長寿命化改善工事に係る実施設計、万能町住宅外壁改修に係る実施設計及び改修工事等を行う予定としております。説明は以上でございます。

**○稲田分科会長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見をお願いいたします。

矢倉委員。

**○矢倉委員** 事業別説明書の143ページ、これ、土木費。狭隘道路の拡幅について伺います。

これは特定防衛施設周辺整備の交付金事業であります。このたびの予算案の中には、和田、崎津の狭隘道路を買収して4メートル以上にしようということが入っております。これ今、この事業には大篠津も加わっております。そもそも、この市道認定の4メートルまでは、いかなる事情があるとも寄附採納以外は認めてこなかったのが米子市の一貫とした姿勢であったわけです。私も自治会の役員を30年以上しておりますけども、このことは一つの紳士協定として、私もかたく信じて守ってまいりました。なぜこういうことが行われたのか。これについて、まず説明を受けたいと思います。

**○稲田分科会長** 山浦都市整備部次長。

**○山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 矢倉委員が御質問されたのは狭隘道路ではなくて、防衛省の事業で用地買収をなぜ行っているかというところでよろしいですかね。狭隘道路というのはまた違う事業でございまして、矢倉委員がおっしゃっているのは、防衛事業が4メートル未満でも用地を買収しているのではないかというところの御質問でしょうか。

**○稲田分科会長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** それで、143ページの狭あい道路拡幅整備事業というのは国土交通省の事業でございます、矢倉委員さんが今言っておられます防衛施設の整備事業ということではないというところでございます。それで、生活道路、4メートル未満の分につきましては、全体会のときでも申し上げましたけれど、JRAとか防衛事業については4メートルまでも買収してるという状況がございます。ただ、一般の道路拡幅事業については、これまで寄附していただくという形でやっていたというところがございます。これについては、その事業によってやり方が違ってるといえるところがございますので、今、市道の改良事業の優先順位、公平性といいますか、そういったところの検討を行っているところでございますので、その中で用地の取り扱い、そういったところについても含めて検討いたしまして、整理いたしまして、またその点につきましては御報告をさせていただきたいと考えております。

**○稲田分科会長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** 前の説明なんかでも聞いたつたら、遠藤さんの質問で、緊急性道路だとか周辺住民の生活安定だとかということを委員会でも前回、答弁あったと思うんですよ。それは米子市内どっこもそうなんです、みんな同じ市民なんだ。今、震災だとか原発だとか、避難道、そういうものでみんな苦慮してる。ここだけが緊急にどうこうということにならんわけですよ。それで、防衛のお金だけだというふうにおっしゃいますけど、先ほども出たけども、崎津は中央競馬の金でやってるんですよ。それは間違いありません。

**○稲田分科会長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** JRAの環境整備事業につきましては、JRA施設から2キロですか、2キロの範囲内のものについては、そういった環境整備事業としてJRAさんのほうから交付金といいますか、そういうお金がいただけるというところがございます。

**○稲田分科会長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** JRAは私が提案したことだからよう知ってます、わしは。ほんなら、夜見と彦名も基地協に加盟してるんですよ、正式加盟してるんですよ。当時、予算が出なかった、本会議で私質問した。何でこんな不公平なことするんだと。当時の答弁は、例えば自治連合会が、要請があれば、一般財源でも補填しなければならないだろうというふうな答弁が出てる。これは議事録です。それはどうなんですか。要求されたら、同じ基地協内ですから、当然、買収できるんですか、伺います。

**○稲田分科会長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 多分、矢倉委員さんが言っておられるのは、米子飛行場周辺地域の振興協議会のことを言っておられると思いますけれども、確かに加盟しておられるのは弓浜地区6自治会ですか、そういった方が加盟しておられるということでございます。その中で、そういった事業についても御検討いただいて実施しているというところがございます。

**○稲田分科会長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** さっきも言いましたけど、私も30年以上役員してるんですよ。絶対認めなくなかった。だから、当然、地元の人にも絶対寄附採納だと言い張ってきたんですよ。夜見、彦名はいいんですか。今初めて聞きましたよ。絶対いけんって言っとったんだよ。今でも俺、自治会長しとるんだもん。自治会長して四半世紀ですよ。副会長を含めたら3

0年以上やっていますよ。そんなことなんか一回も聞いたことない。どうですか、もう一回教えてください。

**○稲田分科会長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** ちょっと済みませんけれども、過去のちょっと経緯というのを全部私も承知しておりませんのでわかりませんけれども、先ほど申し上げたように、やっぱり米子の飛行場周辺協議会、そういった中に加盟する自治会さん、そういったところでいろいろ協議をしていただく中で、こういった事業を決めてやっているというところだと思います。

**○稲田分科会長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** こういう紳士協定みたいなものを、法的には間違っていない、確かにそうだ。今、遠藤さんの道路の借地問題もそうだ。それ以上の信義というものがあるんですよ。そこが大事なんですよ。そこを言ってるんだと思いますよ、私は、遠藤さんも。恐らくそうだと思う、話はしてないけども。そこなんですよ、そこが間違っておる。例えば、うちらには、クリーンセンターの対策費がありますよ、クリーンセンター。クリーンセンターのあれやってくれて要望出したら、それもできるんですか。そういうことになりますよね。どんどん広がっていく。基地対策費というのは、基地協だけ出てないですよ。米子市全体も出てるでしょう。そこに米子市に払われた分も使って、米子市全体の大変な狭隘のところをやってくれて言われたら、買収してくれて、やらないけんようになってくるんじゃないの。一つ間違えたらそうなるということなんですよ。土地の借地は法的云々ってあったけども、そういうことを放置しておけば、次から次へ広がっていくということなんですよ。そういうことが怖いってということなんです。そういう言いわけしてたらだめよ。ずっと言われてた。わしはまだ若いときに、先輩議員が壇上でやられた。絶対それは認めませんって言ってるんだよ。それを信じてた。本当裏切られた思いですよ。やっぱり、人間、信義を重んじるということは一番大事だって。わしはこういう男だから、物すごい残念に思っていますよ。だから……。

**○稲田分科会長** 矢倉委員、質問の趣旨を述べてください。

**○矢倉委員** だから、わしはそういうことですごく残念に思ってる。市長、どう思いますか。

**○稲田分科会長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 先ほど都市整備部長のほうからお答えしたとおりでありますし、この問題につきましては、以前も決算審査の特別委員会等で、遠藤委員からだったと思います、御指摘をいただいたところでもあります。はっきり申し上げますが、道路整備にもさまざまありまして、その性格、事業内容の違いによって取り扱いが違ってるといのは事実であります。例えば都市計画の街路、先ほど安倍三柳線などの予算も御説明申し上げましたが、そうした大規模な道路工事で、みんなが通るようなものについては、当然これは国の予算もいただきながら用地買収をして整備をしているということでもあります。一方、事のよしあし、是非はともかく、いわゆる生活道路と呼ばれる集落内の道路のようなものにつきましては、従来、米子市においては、いわゆる住民の皆様方の御理解を得て用地を寄附していただくというやり方で、4メートル程度の道路を整備していったということでもあります。この取り扱いにつきましては、是非はともかく、実は御指摘あったもんですから、私のほ

うから指示をして近隣市の取り扱いを調べさせました。ところが、いい悪いじゃありませんが、多くの近隣の市においても同様の取り扱いを行われているというのが、これが実態であります。これ、だから米子市がやることが正しいということを申し上げているわけではありませんが、一方で、先ほどお話にありました、いわゆる防衛の民生安定化とか、それから、いわゆる調整交付金とかで行われている事業につきましては、基地の地元対策、地元補償として行われている事業であります。そういった事業の性格に応じて、取り扱いに差が出ているというのが今の実態であります。ただ、今のままでいいのかどうかということについては、これは十分御指摘もありましたので検証したいと、このように考えて、先ほど部長から申し上げましたとおり、現在どういう取り扱いが今後いいのかということを検討、検証しておりますので、その結果をまた改めて御報告したいと思っております。以上です。

**○稲田分科会長** よろしいですか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 関連してお聞きしますけどね、これは本会議場でも議論していたんですけども、今年度の道路新設改良事業で4メートル未満のものを4メートル以上に拡幅する件数というのは幾らあるんですか、道路新設改良事業で。これを教えてください。

それから、もう一つは、中央競馬会、この分では幾らあるんですか。

それから、特定防衛施設周辺整備事業交付金事業の分では幾らあるんですか。この3つの事業が問題だと思ってるんですけども、それぞれ件数を教えてください。

**○稲田分科会長** 山浦都市整備部次長。

**○山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 道路新設改良事業におきましては、令和2年予算におきましては用地買収は1件で500万を計上しているところです。日本中央競馬会事業所周辺環境整備事業におきましては、令和2年度予算の用地費は1件で570万を予定しております。特定防衛施設周辺整備事業調整交付金事業については、令和2年の予算の用地費は2件で400万を計上しているところでございます。

**○稲田分科会長** 4メートル未満からとかいうのはいいですか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 今、山浦さんかな、説明したものの内容は、予算化されてる範囲のものを説明にあつたと思いますね。ただ、私が聞いとるのは、令和2年度に係る件数を聞いたわけですよ。そうすると、私の手元にありますから見ますけども、道路新設改良事業費は1件、2件、3件、4件、5件、6件、4メートル未満のものが6件あるんです。それから、競馬会の分は2件あります。全部これは4メートル未満です。それが5メートルにするっていう話です。それから、交付金事業の分については6件あります。これ、2メートルから3メートルというのをこれを5メートル以上にする、あるいは7.5にするという話なんですね。問題なのは、今、副市長が交付金事業についてと民生安定事業についてと、何か混同されたような説明を、前回もされたけども、また今回もされとるような気がするんですけども、一番問題なのは、交付金事業であろうと、一般の税財源であろうとも、市道の公有財産の管理に当たって、片一方からは、片方の地域では寄附をいただきますという財源運用をして、片方の地域では市が公費で全額買いますよという、この土台が問題じゃないかというのは矢倉さんも言われた意見だと思うんですよ。私はこのことは前から言っ

ずです。同じサービス、いわゆる行政財産の管理で同じように市民の皆さんが使う道路、その拡幅する事業に対して、4メートル未満で、ある地域には税金で全部用地買収いたします。しかし、ある地域は全部地元寄附でないと仕事はできません。こういうことをやってきておること自身が問題じゃないかということなんですよ、一番問題なのは。いわゆる行政のサービス不公平でしょう、ある意味では。だから、ある人には不利益なものを与え、ある人には不当な利益を与えるという、こういうことにも解釈なるんじゃないですか。平等、そういうことも含めて、法の建前から見ても。これが現存していることが問題だと思ってますよ。だから、これを早く見直すべきじゃないのかと、こういうことを再三にわたって、私は副市長になられてからも言い続けてきとるはずだ。その前からも言ってきたはずだ。だけん、なぜこれが見直しができないんですかということ。私は大事なことは、量の加減を言ってるわけじゃないんですよ。根本的に税を出す、土台についての不公平が存在するような事業をやっているんですかと、こういうことなんですよね。なぜこれが検討できないかということ、これが僕は一番疑念になるとこなんです。どうなんです。

**○稲田分科会長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 遠藤委員からの重ねての御指摘であります。遠藤委員から御指摘を受けたことにつきましては、私は私なりにきちんと受けとめさせていただいてるつもりであります。先ほども御答弁申し上げましたが、都市整備部のほうに指示をいたしまして、その見直し作業には着手はしております。一つは、よそのことをまねをする必要はないわけですが、そうは言ってもよその市はどういうふうな扱いなんだろうということ、全国全ての市は調べておりませんが、近隣の市の扱いを調べさせました。我々が調べた中では、ほとんど全て、いわゆる生活道路と呼ばれるものについては寄附方式でやっているという御回答をいただいております。その是非は、確かに先ほど遠藤委員がおっしゃったとおり、不公平じゃないかという御指摘にもつながることだろうと思います。

一方で、これもかねてから繰り返し御答弁申し上げておりますが、そういった取り扱いが起きた背景というものには一定の背景があるんだろうというふうな考えております。いわゆる生活道路、自分たちが使う、自分たちの集落で使う道路なんだから自分たちの手出しでやってもらおうじゃないかということ。そして、さらには、仮に全てを、用地費について用地買収を行うとなれば限られた予算の中でやる、事業進捗がさらにおくれるといったようなことをどう考えるかと。そして、遠藤委員がおっしゃるような趣旨からいけば、よそはどうでもいいとはいいいながらみんながおかしなことをやってるということになる。つまり、今やってることについても一定の検討、配慮があって、一定の合理性の中で行われていることではないかなと。ただ一方、遠藤委員がおっしゃるように、用地買収するものとしらないものとの公平性をどう考えるのか。こういったような観点から、先ほど言いました街路、あるいは集落内道路、その中間をなすような連絡道路、あるいは地元補償的な工事で行えるような道路、そういったようなものの性格に応じてどういう取り扱いをするのがいいのかということ、今、都市整備部のほうで検討してるということでもあります。以上です。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 副市長ね、ちょっと、もう何か僕の感覚とはずれてらっしゃるなという。矢倉さんが言ったのはこういうことなんです。もともと4メートル未満の市道が拡幅する

場合には、僕も長い歴史を持っていますけども、矢倉さんが言うように全部寄附だったんですよ、これは間違いありません。全市的に全部その扱いだったんですよ。全部寄附してくださいと、4メートル未満については。それで事業が進んできとったことは間違いありませんよ。だが、ここ近年、この交付金事業の扱いに当たって、用地買収が絡んできたんです。だから、ややこしくなったんですよ、これは、もっと言えば。しかし、交付金というものは財源の使途が決まっているんじゃないでしょう。国から入る交付金だろうと市民から入ってくる税金だろうと、一般財源の金の使い道は決まっていますよ、自由に使えるんですよ、これは。交付金だけが用地買収に使って、一般財源の市民の税金では使えませんという変な理屈を持って並び立てられるからややこしさが出てくるんです。だから、4メートル未満については今までどおり、どういう地域であろうとも全部寄附いただきますと。それは米子市の財政もないので、できれば協力してくださいと、そういう形で環境整備させてください。一貫して全部やられるなら、僕は別に問題ないと思いますよ。そうじゃなくて、そうやってきておった中で、この交付金事業というものを近年、用地買収にまで広げたから何で特定の地域だけがそういうことになるんだと。ほかの地域は何でほったらかしにされるんだと、こういうことが起こっているということじゃないですか。僕はそのところをきちんと受けとめてもらいたいと思いますよ。近年、こういうことがなかったんですよ、以前は、どこの地域であろうとも。こういう交付金というお金が入ることの制度はあったけども、これをもってして用地買収にしてやれといったのは、これ、近年なんですよ、悪いけども。あえて名前まで出さんけどもね、地域も含めて。今まではどこの地域も4メートル未満は全部寄附だったんですよ。どこも全市がそう通ってきたんですよ。だから、異論が出なかったんですよ。だけど、今はそうじゃない。用地買収をする地域と寄附してもらわなきゃダメよという、こういう2頭立てが起きてるから、これは行政として問題じゃないかということになってるんですよ。それを直してくださいねと、再三にわたって言ったけど、何か優先順位をいろいろ考えて、その中で検討します、そんな次元の話じゃないじゃないかということ、今、説明聞いて私は思ってるんですよ。根本的な行政の組み立ての、法的な土台の問題だと思うんですよ、これは、予算を執行する。そのところの理解が見えてこないんですよ。どうなんですか。

**○稲田分科会長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 先ほど御答弁申し上げたとおりであります。委員の御指摘も踏まえ、他市の取り扱いも踏まえ、そして道路のそれぞれの性格等のあり方も踏まえ検討してるところでございます。以上です。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 他市の状況で、私は言ってるけど、他市のことをどういう内容で言っとるか知りませんが、他市がAという地域とBという地域を分けて、おたくのほうの地域はお金をもらわなきゃ道路をつけません、土地をもらわなきゃ、寄附してもらわなきゃ道路をつけません。おたくには用地買収してあげますというような市はどこにもないと思いますよ、私は。どこの市を言っておられるか知りませんが。そこの市があったら紹介してください。そこの市長さんもおかしいと思う、わしは。議会が黙っとらんと思う、それは、そこの市も。私はそれが漫然と何年も続くことが問題だと思ってるんですよ。一度の誤りなら我慢もできますよ。だけど、そう言われてみてなるほどなど、間違つとるなという考え方が出てこ

ないという、それが僕は問題だと思いますよ。誰が考えたって、これ。だから、今、矢倉さんが言っておられるのは、その歴史を含めて言っとられるんですよ。だから、全部4メーター未満は寄附でやるということをやれば、それはどこの市もやるところもあるでしょう。だから、それが間違っって現実に運用されてるから、交付金の場合だったら買収します。これはあくまでも法に逸脱しとるんですよ。裁量権の濫用なんですよ、ある意味で言う。だから、このことについては今のような答弁でなしに、しっかりと本当に早期に見直しをする。これをやってもらいたい。このことを強く申し上げておきたいと思います。

委員長。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** それから、これ、安倍三柳線の問題ですけど、本会議でも議論が出て答弁をされました。令和3年には全線開通するという、産業道路までは、供用開始するという話ですね。問題は、私は次の段階のときの質問の中で、次は今度、産業道路が次の終点まではどのぐらいやるんだ、いつやるんだという話で、これは副市長が答弁されたと思っただけでも、産業道路から東福原、今、県道のバイパスがつく、そこまでの交差点の間をやりたいというふうに思っくと、こういうふうにおっしゃったと思うんですね。それは間違いないですか。

**○稲田分科会長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 市道安倍三柳線の産業道路から431にかけてのことだと思いますけれども、まずは、今、県が施工しておられます東福原樋口線ですか、そちらのほうまでを第1段階として整備を進めたいというお答えをしたと思っております。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 部長は何でしょうね。なぜその東福原線のバイパスのところまでの交差点までしかできないという判断されるのでしょうか。あそこから先は建物の補償というのは2件しかないと思いますよ、県道東福原線の現道のところまでは。あとはみんな田んぼの中ですよ。そうすると、用地買収費を含めて、家屋補償も含めて、そんなに連檐した地域じゃないですから、あの根元のところだけ2件、家屋移転が求められるだけで、あとはほとんど田んぼの中です。そうすると、工事費見積もってみても、そんなに今の土地価格から見れば膨大な予算になるようなことではないと思ってるんですよ。産業道路まで、令和3年で開通できるならば、次の東福原県道の旧道のところまでの際まで一挙にやってっても事業費的にそう困難なことではないと思うんですよ。なぜそれが選択できないのか、不思議でかなわんです。なぜできないんですか。

**○稲田分科会長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 今の431までは向かわないということで申し上げたわけではなくて、当然、産業道路から431に向かってその幹線に向かいまして進めるということのございますけれども、ただ第1段階として、まずはそこを精力的に進めていきたいということでお答えしたというふうに思っております。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** ちょっと正確に議論しましょうや。一番いい結果を残せば一番いいわけであって、自分たちだけが正しくて議員の言うことは間違っるとというような話は議論じゃないと思うんだ。

(「それはないです、それはない。」と錦織都市整備部長)

○**遠藤委員** 県道の東福原線のところに、今ついてるところに、県道産業道路から今度は供用開始するところは真っすぐに引っ張って、移転補償する家は2件しかないんですよ、両側に。あとはみんな田んぼの中なんですよ。そうすると、そこまで一挙につけることができるんじゃないかということ言ってるんですよ。予算が難しいというような状況でもないじゃないかと。なぜそんなことにこだわられるんですかと、これを聞いてるんですよ、私は。

○**稲田分科会長** 錦織都市整備部長。

○**錦織都市整備部長** 済みません、ちょっとまたお答えがずれるのかもしれませんが、当然、先ほど言ったのは、その区間はまず第1段階として精力的に進めるということでお話ししているところでございまして、それは当然継続してずっと431に向かって進めるということについては変わりませんので、そういったことでちょっと御理解をいただけたらなというふうに思います。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これ以上言っても答えは出んかもしれないと思うけども、問題は安倍三柳線が長く41年とか都市計画決定してようやくここまできたんだないかと、長い時間かかったんだないかと。その割にしてはスピードがあるというような評価をする人もいますけども、僕はこれ、間違ってると思ってますよ、根本的な考え方が。都市計画道路の路線とは何のためにつけるんかということです。自分たちの机の上に年間の事業量が出てくればそれでいいんだという話とは事が違うんです。道路の効果とは何ですか。その地域の、社会の、経済効果も含めて、民間の需要も含めて、引導する、牽引する大きな役割を道路は持ってるんですよ。そのことの工事の完成を早くしなければ、効果が薄れるだけです。投資効果を上げようと思ったら、早期に完成することなんです。早期に完成するために障害のある部分というのは、今度私が提起している区域は、ほとんど財政的にそんなに負担がかからないでしょうと。だったらやったほうがいいじゃないですか、効果が上がるからと、こういうことを中身は言ってるんですよ。だから、そういうものの検討をなぜできないのかなというのは、聞いてって不思議でかなわない。いつまでたっても、一応やればいいじゃないのというような、そんなものではないと思うんだよ、都市計画道路の事業というのは。

○**稲田分科会長** 遠藤委員、質問をお願いします。

○**遠藤委員** だから、なぜその検討ができないのか。

○**稲田分科会長** 繰り返しになりますね。要は、第2区産業道路から431までが東福原樋口線までではなくて、一挙に431号線まで。

〔「違う、違う、違う」と遠藤委員〕

○**稲田分科会長** 違う。

○**遠藤委員** わかってないがん、みんなが。地域の事情をわかってないの。何ぼ予算がかかるの、あそこまで引っ張ったら。

○**稲田分科会長** その質問でよろしいですか。とりあえず第2工区がどれぐらいかかるであろうかという質問でしょうか。

錦織都市整備部長。

○**錦織都市整備部長** 第2工区につきましては概算ということでございますけれども、今のところ12億円ということで考えております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 部長ね、全然もう的外れな説明だわ。431号までが12億円でしょう、残る900メートルが。僕が言ってるのは、県道樋口線という道路が走ってることがわかっておられるでしょう、博愛病院の前を含めて、産業道路に向かって。その間と今の、今度、供用開始する間の区間をなぜできないんですかと言っとるわけだがん。どこまでその事業費がかかるんですか、12億もかかりませんよ。3億もかからんと思うよ、僕は。委員長、委員長。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** こう言っても、現実的に現場がわからないのか、やりたくないのか、どうか知らないけれども…。

○**稲田分科会長** 発言には注意してください。

○**遠藤委員** 少し無責任過ぎると思う、私は。もっと丁寧に、私は質問に対して答えなきゃならんと思うよ。

○**稲田分科会長** どの部分が質問か、簡潔に述べていただきたいと思います。

○**遠藤委員** 何で、言っとるがな、何遍も。委員長もわからんの。

○**稲田分科会長** 私は第2工区の進め方について言われてると思っておりますが。

○**遠藤委員** あのね、産業道路があるでしょう、今。

○**稲田分科会長** はい。

○**遠藤委員** そこに今度は、浜橋から供用開始するでしょう、跨線橋かけて。それが3年度に供用開始になるという見通しでしょう。

○**稲田分科会長** 1年後ですね、はい。

○**遠藤委員** それから先、終点までは、今度は2工区なんですよ。

○**稲田分科会長** はい。

○**遠藤委員** そげすると、その区間に東福原樋口線のバイパスが走りますよね。

○**稲田分科会長** はい。

○**遠藤委員** それから、もう一つ先に、県道樋口線が走ってるんですよ、今。現の道路が。

○**稲田分科会長** はいはいはい。

○**遠藤委員** その間の間のことを言ってるんですよ。

○**稲田分科会長** はい。では、431までではないですね。

○**遠藤委員** 431なんて一挙にしなさいなんて、そんな無謀なことは言ってませんよ。

○**稲田分科会長** ということは、産業道路からその、現在ある東福原樋口線のところまでを一気にやったらどうかということですか。

○**遠藤委員** そうそうそうそう。

○**稲田分科会長** それは……。

(「田んぼばかりで買収費がかからんじゃないかということです。」と戸田委員)

○**遠藤委員** 工事費ってそんなに高いもんじゃないよ。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これは市長ね、あなた自身が指示したらできることじゃないの、できないの、

考え方として。

○**稲田分科会長** 伊木市長。

○**伊木市長** 正直、どういう御趣旨で御質問いただいているか読み取れずにちょっと答えて大変申しわけなかったと思いますけども、2工区については1工区が終わり次第、速やかに設計含めた工事に入っていきたいと、そのような考えを持っておりますので、これはもうしっかり努力してやるのは間違いありません。以上です。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それについて、都市整備部長が答弁したのは、東福原のバイパス線まではしますという話が出たけども、僕はそれが何でそこでとまるんですかと。違うとって、そうじゃないの。何か、あんた説明が違っとるんじゃないの。

○**稲田分科会長** 答弁を求めます。

錦織都市整備部長。

○**錦織都市整備部長** 私の説明が悪かったかもしれませんが、今の431まで当然、頑張ってるということでございます。ただ、今、県道の両三柳中央線が施工しておられますので、まずはそこをつなぐということが1番目かなということで、別に全体をしないということで御説明したわけではないです。

(「もう、何で理解してもらえんかいな。」と遠藤委員)

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 僕が言ってるのは、今、部長が言っとることと違うんですよ。県道東福原線という既存の道路のところまで、次の区間を工事の区間にできませんかというふうに私は申し上げてるんですよ。それで、今、部長が言って、前に本会議で説明するのは、東福原線と新しいバイパスがその間に入るんですよ。そこまでしかしないという言い方された。何でその先ができませんかということと言っとる。その先に何がありますか、家が2軒しかないでしょうと。だったら、工事費にしてもそんなに高いもんじゃないでしょうと。だったら、一挙にそこまで引っ張ったらどうなんですかということと言っとるわけですよ。

○**稲田分科会長** 錦織都市整備部長。

○**錦織都市整備部長** 今、ちょっと、遠藤委員さんがおっしゃられることが、要は既存の県道東福原樋口線に接続してはどうかという形でございます。それについては、継続して整備するということは間違いございませんので、特に1工区、2工区と、2工区のところを第1段、第2段というような形で施工区域を区切ってるわけではないので、ただ気持ちとして、まずはその両三柳中央線結んで、それから、また東福原、当然これは同じ路線でございますので、継続してするということで間違いございません。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 言ってる意味がようやくわかっていただいたかどうか、まだ定かでないけども、今、言ってることの内容を、今、市長が言われたように積極的に検討していくということの中に含めていただいて、ぜひそういうところまでの事業区間を設定してもらいたいと、このことを要望しておきます。

ちょっと休憩して、その次に、今度は。

○**稲田分科会長** ほかの方ですね。

伊藤委員。

○伊藤委員 じゃあ、2点、聞かせてください。

72ページの上段の空き家利活用流通促進事業補助金なんですけれども、空き家がますます深刻化してまいりますので、予防策として期待しているところでございます。そこで、補助対象が1年以上活用されていない空き家とありますけど、それは何を以て判断をされるのか、まずお伺いしたいと思います。

○稲田分科会長 東森住宅政策課長補佐。

○東森住宅政策課長補佐兼住宅政策担当課長補佐 対象となる空き家についてでございますが、1年以上利活用されていないということは、本人様の聞き取り状況、それから電気や水道の開栓状況などを証明として出していただくということでございますけれども、それを何を以て基準としたということは、鳥取県の流通促進事業がそのような基準になっておりますので、それに即して米子市も同じように1年以上活用していないというものを対象といたしております。

○稲田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 今の、本人の聞き取りというところと、あと電気、ライフラインのところの証明というのが私はちょっと曖昧ではないかなと思ったりもしますので、その判断基準というのはもうちょっと明確にさせていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに今思いました。

あと、10件ということなんですけれども、もし10件以上というふうになれば補正とも対応していただけるのか、今の考えとしてお尋ねしたいと思います。

○稲田分科会長 原都市整備部次長。

○原都市整備部次長兼住宅政策課長 現段階では当初予算ということで計上させていただいております。これは初めての事業でございます、空き家の活用の契機になるかなということで我々考えております。これが何件になるのか、今10件を目標ということで上げさせていただいておりますけども、これ以上になったときどのようにするかというのは、ちょっと現段階で明確な方向性を出せておりませんので、状況を見ながらまた判断していきたいというふうに思っております。

○稲田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 次に、根拠法令である米子市空き家利活用流通促進事業補助金交付要綱というのの前に県の規程が定められていると思いますし、もともとは国の取り組みがあると思うんですけれども、この上限30万円というのがちょっと低いのではないかなと思ってはいるんですけれども、このところの、30万とされた根拠をお尋ねしたいと思います。

○稲田分科会長 原都市整備部次長。

○原都市整備部次長兼住宅政策課長 30万円が低いのではないかなという御指摘でございます。先ほども申し上げましたように、今まで全く空き家にこういったリフォームする場合の補助というものは米子市なかったわけ、済みません、ほかのバリアフリー関係は抜きにして、こういった補助はなかったわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、契機になれば、そういった空き家を活用したいけどリフォーム代がなかなかという方に、30万円が多い少ないの問題はあるかとは思いますが、そういった心の持ち方の契機になればということで、まずは県が3分の1出していただけるということもございませ

ので、そのあたりを考えてまずは向かってみようかなと。根拠を幾らか、何で根拠30万円なのかという明確なものではございませんけれども、100万円かかればその3割の補助でまず向かってみようかという、今の考えでございます。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** ここでの最後にしたいと思えますけれども、感想としましては、空き家になってるところで改修をする、今後住もうとしたら、大体は浴室とトイレを変えるかなというふうに思うと100万円ぐらいは必要で、その半分ぐらい、50万ぐらいだともっと活用されやすいんじゃないかなと私は思っているところですが、その契機となればということなので、1年間しっかり検証されて、次、事業継続をしていただく際には、もっともっと使いやすいようなものにしていただければなと思っております。広報だとか周知方法はどのようにされるのかお尋ねしたいと思えます。

○**稲田分科会長** 東森住宅政策課長補佐。

○**東森住宅政策課長補佐兼住宅政策担当課長補佐** 広報についてでございますが、ただいまチラシを作成中でございまして、広報5月号に記事を掲載しますとともに、チラシを不動産関係者の方ですとかリフォーム関係者の方に、それと不動産関係者、宅建協会さんなどにお配りする予定にしております。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 空き家とならないように、予防策ですのでしっかりやっていただきたいと思えます。

次に、その下の段の市営住宅長寿命化改善事業についてなんですけど、これは河崎住宅だとすると、49R-2を想定しての事業ということでいいんでしょうか。

○**稲田分科会長** 潮住宅政策課長補佐。

○**潮住宅政策課長補佐兼市営住宅担当課長補佐** そのとおりです。49R-2を対象としております。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** そうしますと、現在、この49R-2の、何世帯住んでいらっしゃるのかと、何世帯が継続して住まれることを希望していらっしゃるのか、わかれば教えていただきたいです。

○**稲田分科会長** 潮住宅政策課長補佐。

○**潮住宅政策課長補佐兼市営住宅担当課長補佐** 申しわけございません。今、ちょっと世帯数は把握しておりませんが、これについての予算をお認めいただきましたらば、また今回は49R-2についての実施設計ということを考えておまして、先般からの長寿命化計画とかでも申し上げておりますが、住民の方のアンケートとかもさせていただいて、エレベーター設置等とかのまたお話とかもしないといけないですけども、そのところでまた御意見を伺って、引き続きお住まいになるかどうかというのはそのときにまたお尋ねすることになるというふうには思っておりますが。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 当初の計画よりずれ込んでいるとは思いますが、そこら辺のところ丁寧な説明をしていただければなと思っておりますので、これは要望しておきます。

今、エレベーター設置というふうにおっしゃられましたけれども、それはもうエレベーター

ター設置の方向で長寿命化計画を設計をするということによろしいのでしょうか。

○**稲田分科会長** 原都市整備部次長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** エレベーターにつきましては、長寿命化計画の中にも記載しておりますけれども、つけるという、バリアフリーを目的としてエレベーターというのは必要な設備というふうには考えますが、以前も議会で御説明したと思いますけれども、家賃が、やはり設備が整いますとはね上がるという問題もございますので、住民の方々の意見を十分に伺ってどういう整備がいいのかというのは、皆さんとまずは話し合いをさせていただいて向かっていきたいというふうに考えております。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 今、御説明されたとき、エレベーター設置も含めてというふうにおっしゃられたので、もう決まっているのかなと思っただけです。49R-1を私も見せていただきましたけれども、1階部分のみのスロープが3カ所ある、ちょっとなかなか景観的にも変わった建物だなというふうに思いますし、また49R-1では4階に入居する方の応募がなかったということも承知しておりますので、議会の意見も十分含んで事業設計していただきたいと思います。要望します。以上です。

○**稲田分科会長** ほかございますか。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 二、三、聞いておきたいと思うんですね。

一つは、道路維持補修事業の関係で、どういう判断基準で道路補修をしておられるのかというのがちょっと疑問を抱くことが1件あるんですよ。立町の糺さん神社前、義方小学校のそこから立町入っていきます道路ありますね、市道が。あれ、何線かというのかわからんけども。あそこから立町1丁目まで、こないだオーバーレイというんですか、舗装はされましたよね。あれはどういう判断基準であの区間の舗装がなされたんですか。

○**稲田分科会長** 渡邊道路整備課長補佐。

○**渡邊道路整備課長補佐兼道路改良担当課長補佐** 判断基準は、現地の舗装の不陸、要は段差、それから、あと路面のクラック、そういったものを勘案して補修に入るか入らないかを決定しております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 当然それは当たり前だと思うんです。私が聞いてるのは、現地写真を撮っておられると思うから、あとは証拠を見せてもらえたらいいと思うんですが、私、毎朝あそこから通うんですよ。ところが、糺神社の付近はそんなに、言うなれば舗装は剥がれてるという、傷んでおるといふ症状ではなかったんです。ただ、あそこにお寺さんがありますけど、それから先、灘町に向かって。あの付近一体は、水産の店もありますけども、あの辺はあなたがおっしゃったように物すごいでこぼこしちよって、何で直さんかなというふうに思いで走っておりました。だけん、僕はそこの何か、そこの違いを感じるんですよ。なぜ糺さん神社、まだ傷んでないのに何でこれ全部オーバーレイかけたんかなと。寺のこの付近はもっと早くかけてもよかったになと、かけられたけんそれはよかったと思う。何かそこには区切りがつけられなかったんだらうかという気がします。あの糺さん神社の前にはまだ使える状態のままオーバーレイしてしまっていると、僕が目から見れば。こういうのが見えたから、どういう判断基準でやっておられるんですかということを知って

るんです。あるときある方がこう言いました。起点と終点を一本にして考えて舗装すると。だから、その間に少々いいところがあっても全部丸め込んでしまうと。こんな説明を受けたことが私、一遍あるんですよ。ある市道について、何とこれやってもらえんかなと言ったら、いや、全線をまずやれるかやれんかを判断してからそれからですと。全線を考えると、まだ半分は残ってますからできませんと拒否されたことがあるんですよ。そういうことを過去にあったもんで、それが頭に残ったもんだから、あの糺さん神社の市道走ったときに、なぜ使える道路までオーバーレイかけるんかなということをもったんだから、あなたおっしゃったようなことと現実が少し乖離してないかなと、こういうことでお聞きしてるんです。

○**稲田分科会長** 山浦都市整備部次長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 補助事業でやる事業でございますので、適正化債という起債を使ってやる事業をしていますので、路線というものをやはり重視するということがありますので、パッチング的に切れ目のある舗装というのはできませんので、路線的に補修をするというところがございます。

それと、部分的に悪いところは、それはその部分として維持補修の範疇でできるものでありましたら、その部分というのは、パッチングといいますか、上に舗装をかけるというところも部分的というか区間的にはあるというふうには考えております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** つまり立町の市道のところは補助事業があるの。一般の単独事業と違うの、補助事業なの。

○**稲田分科会長** 山浦都市整備部次長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 社総金でできない事業を適正化債という起債をいただけるものでありまして、それでやっておりますので、ある程度の区間で路線的にやらなければいけない事業ということになります。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それは、説明はわかりましたけど、けども、やらなくてもいい区間があればそれは取り除いてやるということではできないんですか。何でそういうことを聞くかという、高島病院の横、天神町、こないだ部分的に補修されましたよね。それまではがたがたがたがたして大変なことだったと思いますよ。あれを見たら、あの区間も医大前の大通りも含めて全部オーバーレイかけてもらった方がいいんじゃないかと思います、裁判所前含めて。けども、高島病院のところは、今言った部分的な補修にして、今言った立町のところは起点から終点までどんと引っ張っていくという。これ、2つ見ると、どうも判断基準がどこか違うんじゃないかなと。こんなことでいいのかなということをお私思うんですよ。今、あなたがおっしゃった理屈でいうなら、あの高島病院の前から医大までどんと全部舗装かけたらいいと思うんですよ。けど、そこはしないけど、立町のところはどんとかけてしまったと。この判断はどこから出てくるんかなということなんですよ。

○**稲田分科会長** 渡邊道路整備課長補佐。

○**渡邊道路整備課長補佐兼道路改良担当課長補佐** 天神橋から高島病院や裁判所の前を通る路線ですけども、あれも一応補修の対象路線には上がっております。ですんで、時期を見てあそこも補修をかけるような計画はしております。

それと、あと、先ほどちょっとつけ加えさせていただきますけども、補修でやらなくてもいいじゃないかという、委員さんおっしゃられたんですけども、実際は、先ほど私申しましたんですけども、路面のクラックとか、あるいは舗装の剥がれとか、そういったものも加味しとるし、それから、あと、現状の交通量、そういったものも加味しながら、このままでは、今、十分通れるきれいな状態であっても、いずれまた補修が必要になってくるぞということであれば、その部分も含めて補修はさせていただきます。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 私があえて申し上げるのは、限られた財源ですからできるだけ有効的に使って、できるだけ多くの住民の要求に応えてもらいたいということを言いたいんですよ。だから、そのためにはそういう工夫もあってもいいんじゃないのかなという目から見ると、今言ったようなやり方というのはいいのかなというふうに思ったからあえてお聞きしてるんです。だから、その辺のところの意を酌んでください。

それから、この市道上和田東22号線改良舗装工事、これ出てますけど、この事業というのはいつごろまでが事業の完成の予定なんですか。

**○稲田分科会長** 渡邊道路整備課長補佐。

**○渡邊道路整備課長補佐兼道路改良担当課長補佐** 上和田東22号線は、令和3年度を完了予定年度にしております。

**○稲田分科会長** ほかがございますか。

戸田委員。

**○戸田委員** 先ほど矢倉委員さんと遠藤委員さんからお話がありましたが、私も予算委員会の中でいろいろと市民の意見を伝えました。改めて伝えておきたいと思いますが、先般もお話があって道路がなかなかつけていただけない。浜のほうにしたら、よく道路がつけておられますよというお話があったんです。そういう話の中で、十分に内容について説明を申しあげました。あれだけの防衛施設があって、スクランブルとかそういうふうなことで騒音がいっぱいあるんだろうなということで、ある程度そういうふうに住民の方々に配慮せないけんのですよということをお話をさせていただいたんですが、ある程度理解していただいたんですけども、やはり日野川以東というのはなかなかそういう認識が少ないもんですから、なかなか理解を得にくい部分があります。そのことは市長さんも理解していただきたいと。ただ、私がきょう要望したいのは、今回も道路改良事業、排水事業にも大きな予算をつけていただきましたけれども、やはりそういうふうな地元の了解事項がとれれば、ある程度そういうふうな優先といいますか、公平感を保った中での事業配分というのは、私はある程度していただければなというふうに思います。

もう一つは、今の単発的な事業配分ではなくて、継続的に、5カ年なら5カ年だというような、いわゆる継続事業のあり方を私はしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

**○稲田分科会長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** これは既にお答えした部分もあります。確認的な御質問だと思いますが、いわゆる単市で行っております生活道路、あるいは排水路の補修経費につきまして、総務部長からもお答えいたしました。今回、従来、ここ近年の予算から比べるとかなり大きな予算をつけさせていただきました。私の認識としてもそうではありますが、少しこの部分

は手薄かったんじゃないかなと、近年ですね、このように思っております。もちろん年度年度財政との状況を勘案しながらということでもありますけども、単年でやっては効果がありませんので、しばらくの間、ことし御提案を申し上げてる程度の事業規模は維持したいと。そういったことを基本として財政運営をやっていきたいとこのように思っておりますし、今御質問いただきましたとおりであります、さまざま、いろいろ宿題はありますけども、やはり道路というものは特に、水路も実はそうなんですけども、生活インフラとしてとても大事なものであります。いわゆる予防保全といったような観点も含めて、できるだけ確な改修等に努めてまいりたいと思います。以上です。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 前向きな答弁いただきまして喜びますけれども、やはり道路認定の事業について私質問しませんでしたけども、開発行為の関係でどんどん市道が出てきています。市道の定義というのは何かということ、今、副市長さんがおっしゃられたように、住民生活を通じて本当に大事なインフラです。そういうことを十分に理解していただいて、今後の予算反映にしていただければなど、これは強く要望しておきたいと思います。

**○稲田分科会長** ほかがございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田分科会長** ないですね。ないようですので、本件は終了します。

次に、議案第37号、令和2年度米子市駐車場事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。

角建設企画課長補佐。

**○角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 議案第37号、令和2年度米子市駐車場事業特別会計予算について御説明いたします。

説明に当たりましては、令和2年度事業別予算説明書により説明させていただきます。令和2年度事業別予算説明書の211ページをお開きください。211ページ、駐車場管理費、1番、駐車場管理事業として6,005万1,000円を計上しております。これは万能町駐車場及び米子駅前地下駐車場の管理運営費でございます、このうち主なものは指定管理料2,677万7,000円及び万能町駐車場整備費3,109万7,000円でございます。万能町駐車場の整備経費の内訳といたしましては、老朽化した駐車场上屋の撤去及び外灯の更新・新設並びに老朽化した精算機等の更新経費でございます。

その下、2番、駐輪場管理事業として2,100万1,000円を計上しております。これは米子駅前地下駐輪場の管理運営費でございます、このうち主なものは指定管理料1,324万円でございます。

次に、212ページをごらんください。212ページ、起債償還元金及び利子につきましては、駐車場、駐輪場整備の財源として借り入れしました起債の償還元金及び利子でございます。

その下、予備費として50万円を計上しております。説明は以上でございます。

**○稲田分科会長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田分科会長** ないようですので、本件は終了します。

次に、議案第38号、令和2年度米子市市営墓地事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。

角建設企画課長補佐。

**○角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 議案第38号、令和2年度米子市市営墓地事業特別会計予算について説明いたします。

令和2年度事業別予算説明書の213ページをごらんください。1番、北公園墓地事業として392万4,000円。その下、2番、南公園墓地事業として867万1,000円。3番、淀江墓苑事業として90万9,000円を計上しております。いずれも墓地の管理委託料等、施設の維持管理経費でございます。

次に、214ページ中ほどから215ページにかけての公債費につきましては、南公園墓地、北公園墓地の過去に借り入れました起債の償還元金と利子でございます。

次に、その下、予備費として140万円を計上しております。説明は以上でございます。

**○稲田分科会長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見をお願いいたします。ないですか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田分科会長** ないようですので、以上で都市整備部所管の審査を終わります。

予算決算委員会都市経済分科会を暫時休憩いたします。

**午後5時08分 休憩**

**午後7時10分 再開**

**○稲田分科会長** 予算決算委員会都市経済分科会を再開いたします。

18日の予算決算委員会における分科会報告の意見の取りまとめを行います。報告に入れる意見につきまして、委員の皆様からの御意見を求めます。

どのようにいたしましょうか。項目をまずは洗い出しというか並べて、それについて、では実際にするしないを決めて、最後文言調整という、3工程が必要かと思いますが、まずそのようなやり方でよろしいでしょうか。

〔「一任」と声あり〕

**○稲田分科会長** 一任というのは、どの項目を選ぶかも一任になりますでしょうか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** わしが議論した例の市道管理の関係。

**○稲田分科会長** 市道…。

**○遠藤委員** 改良事業、それから防衛庁の交付金事業、この2件についてはぜひ項目上げてもらっていかんやいけんと思うよ。

**○稲田分科会長** ちょっと待ってくださいよ。

〔「住宅。」と戸田委員〕

**○遠藤委員** 住宅もな。

**○稲田分科会長** ちょっと待ってください、ですから事業名を。主な事業の概要で。

〔「立町の例を出された。」と戸田委員〕

遠藤委員、立町の、ここは始点終点になってて。

**○遠藤委員** そうそうそう、いわゆる地域によって格差があるというやつだ。いわゆる4メートル未満を買収する、あるいは片一方は寄附せえという、2つの事業が出たわけだけ

ん、それはきちんとやっぱり法のもとにおいて整理させにゃいけんと思うだがん。そのことを当たり前にさせたっていけんと思うだ。それはきょういんどうけども、議長の膝元でそげなこと起こって、おまえどげ思うやって言ったらかと思った、きょうは、正直なところ。

○**稲田分科会長** 遠藤委員、遠藤委員。

○**遠藤委員** いや、こんなようなことあり得ないわい。

○**矢倉委員** だって反省しちよるてって。

○**稲田分科会長** 市道の整備のあり方ですかね。最初の、要するに、どこの道路を整備していくかということが、きょうのああいって曖昧なことではなくて、しっかりと基準を持ってやるべきだという意味ですよ、前半の立町の部分は、違う。

○**遠藤委員** 基準を持ってだない。4メートル未満の道路を4メートル以上に拡幅する場合の改良工事っていうのがああだがんね。道路新設改良工事業というのは、その中に入っとうだ、それが。その中で、悪いけども、崎津や大篠津は公費で用地費を買いますと、用地代を買いますと。それから、悪いけど、箕蚊屋南部、ここは、あるいは三柳、こうは全部寄附してもらいますと、こういうことが起きとうわけだがん、事業の中で。事業名があるよ、ここに、持っとうよ。

○**稲田分科会長** 道路新設改良事業ですか。

○**遠藤委員** 道路新設改良事業と中央競馬会事業所周辺環境整備事業と特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、この3つの中にそういう問題がはらんどうだがん。

○**矢倉委員** 今回和田が入っとうしな。

○**稲田分科会長** ですから、要は用地を買収するものと寄附があるものは、これはもう不公平だということですよ。それは、済みません、もうあしたの10時には文章をつくらなきゃいけないもんですから、こちらにお任せという言葉はうれしいもあり、ただ詰めるところは詰めなきゃいけないもんですから、最終的にはその部分がどういう、不均衡という言い方。

○**遠藤委員** 逆に言ったら不公平でしょう。

○**稲田分科会長** 不公平でいいですか。それで、ほかの委員の方も不公平という表現でよろしいでしょうか。

○**遠藤委員** 不公平しかないでしょう、今のところはな。

○**稲田分科会長** いや、ほかの委員の方は。

○**前原委員** 中央競馬のやつは…。

○**遠藤委員** いや、違うだがん、前原さんな。金の財源はそれぞれJRAから回ってきとったっていうか、防衛省から交付金、いずれにしても、いずれも交付金だけん、これは。財源に明示はしてないだがん。

○**矢倉委員** そらもうずっと長い間そういう約束事だったんだ。急にやっちゃってきただがん。俺、知らなかったのよ。

○**遠藤委員** 悪いけども、大篠津の辺から風吹かしただ、間違いないだ、こりゃあ。

○**矢倉委員** これ、ずっとだったんだ。

○**遠藤委員** 今までずっとしてなかった。

○**稲田分科会長** いえいえ、ですから、各委員の皆さんの御意見はわかっておりますが、

文章として最後の結びのところでどうするかということです。ですから、そのような事例があるので検討を要するとか。

○遠藤委員 不公平…。

○矢倉委員 今、検討しとるって言ったがね。

○遠藤委員 検討はせないけんけど、不公平だけん正せと言っとかないけん、改めろと。

○稲田分科会長 不均衡じゃだめですか。

○遠藤委員 検討じゃなしに改めろだ。

○稲田分科会長 改めろ。

○矢倉委員 検討はしとるっ言った。

○稲田分科会長 いや、要は不公平感があるので…。

(「そうそうそう。」と声あり)

(「その是正をお願いする。」と声あり)

○稲田分科会長 是正を検討されたいでいいですか。

○遠藤委員 行政サービスの享受に対する不公平が存在してるので改めろと。享受に対する不公平。享受っていう言葉がわかるでしょう。行政サービスを受けるという意味の不公平。

○稲田分科会長 メモがとれない。遠藤委員、聞いてはおりますけど私の手の動きが追いつきませんで。もう一度、ゆっくり。

○遠藤委員 行政サービスの享受に対する不公平が生じてる、改めろ。

○稲田分科会長 行政サービスに対する享受の不公平が生じているのではないかではだめですか。

○遠藤委員 ないない、現に生じとうもん。認めとうもん、彼らも。

○稲田分科会長 ほかの皆さんは、そちらで。

戸田委員。

○戸田委員 水道事業手当…。

○稲田分科会長 あ、いやいや、まだ終わってないです。

○矢倉委員 認めとって予算出いてきちょうだけん、そりゃいけんがな。

○田村委員 委員長、大体3つぐらい。

○稲田分科会長 個数ですか、全体の。いや、それは私のほうからはない。

○田村委員 もうそれは構わない。

○遠藤委員 いいですよ。

○稲田分科会長 ただ、願わくばというか、できるならば、本来ならば皆さんが一致する見解で私は伝えたい。お一人の方、お二人の方が牽引したような意見よりは、全員がこの部分で納得というもので合意をしたい。

行政サービスに対する享受の不公平が生じているので再検討。

○遠藤委員 改めろだがん。

○田村委員 是正されたい。

○稲田分科会長 是正されたいでいいですか、もうそれでさせてもらいます。是正されたい。

○遠藤委員 本来なら予算が通るはずがないだ、これは。国会でも通らんで、こぎゃんこ

としたら。

○**稲田分科会長** 次の項目。

○**遠藤委員** 市営住宅は。市営住宅の長寿命化計画の中で、今回はあれでしょう、予算の中では実施設計費だけしか提示はされてないでしょう。だけん、空き室の解消に向けた取り組みというのが全くできてないですがんね、きょうも議論したんだけん。だけん、それに対してやっぱり空き室を解消せえと、図れということが大事じゃないかと思えますで。

○**稲田分科会長** 空き室、これは違うのか。空き家利活用流通促進事業というのもありますけど、その下が長寿命化ですよ。だから、全くやってないわけではないような気がしたんですけど、どうですかね。

○**遠藤委員** 実施設計費やちはつけてないもん、実施設計しか。

○**稲田分科会長** 空き家を減らせということですよ。私の聞き取り悪かったら済みません。

○**遠藤委員** 空き室。

○**稲田分科会長** 空き室を。

○**遠藤委員** 解消するように図れと。

○**稲田分科会長** 解消を図れということですよ。

○**遠藤委員** 具体的な解消を図れと、具体的に解消を図れと。

○**稲田分科会長** その1個前にそのような施策が書いてあるような気がするんですが。

○**遠藤委員** 全然ないもん。

○**稲田分科会長** これ、違うのかな。

○**遠藤委員** それから、市道安倍三柳線。

○**田村委員** まだこのページ。

○**遠藤委員** まだか。

○**稲田分科会長** じゃあ、市営住宅長寿命化改善事業においては、最終的には、より空き室を解消する施策を進められたいでいいですか。

○**遠藤委員** ええですよ。

○**稲田分科会長** 空き家ですかね、空き室。

○**遠藤委員** 空き室というのは、市営住宅の場合空き室だ。空き家は民間だ。

○**稲田分科会長** 次、安倍三ですか。

○**遠藤委員** 安倍三。未着工工区に対して速やかに進捗を図れと。

○**稲田分科会長** 今回の予算がまだ第1工区のことなんですけども、そこはもう。いや、第2工区のことですよ、遠藤委員が言われてるのは。範囲が……。

○**遠藤委員** だけん範囲は言ったが。

○**稲田分科会長** いやいや、違う違う。今回は第1工区の予算なので、おっしゃってる内容が第2工区。

○**遠藤委員** 第2工区。

○**稲田分科会長** だから、全然今回の当初予算ではない、令和3年、4年、5年、もっと先かもしれませんけど、のことになるので、少し的外れてしまいますが。

(「それはしょうがないです。外しましょう。」と声あり)

(「予算に関連せん。」と声あり)

○**稲田分科会長** そのとおりです。

○**遠藤委員** 予算に関連せんでことか。

○**稲田分科会長** じゃあ、安倍三は、済みません、なしということにさせていただきます。  
ほか。

戸田委員。

○**戸田委員** 令和元年度米子市水道事業会計補正予算における日下水源地電気機械設備更新事業について、補正減額されたが、その理由については工場での製作がおくれたということであるので、適切な監督指導をされたいと。

○**稲田分科会長** では、それでよろしいですね。

(「下水はよかったですか。」と伊藤委員)

○**稲田分科会長** 読み上げたほうがいいですか。

(「またせき立てる。」と戸田委員)

○**稲田分科会長** 読み上げる、はい。ちょっと私、日下水源地、その事業が減額され…。

○**戸田委員** 工場生産のおくれにより、措置をされたが、適正な監督指導をされたいと。監督業務を怠ったけん、そういうことも発生しとうわけだけん。それもこちらがきつく追及して初めて話をするわけだけん、何があったかわからんよ。おくれたというより、納入がされてないから。

(「おくれたというより、要求、つくる前に結局わからなくて、入札したらそういうふうになってたってもう知ってたんですよね。知ってたので、知ってたの自体が監督が行き届いてない。」と先灘議会事務局長)

○**稲田分科会長** だからまだ…。

(「見込みが甘いっていえば見込みが甘い。無理です。」と先灘議会事務局長)

○**戸田委員** まあ見込みが甘いんだな。

(「それもうわかってたことなんだけど、予算とその実態があっても、既になってなかったですよ。」と先灘議会事務局長)

○**戸田委員** だから、工場生産かかってなかった。

(「工場生産があるから、設置の分は。」と先灘議会事務局長)

○**稲田分科会長** 進捗管理の適切な把握と、強い監視を努められたいとか。

○**戸田委員** 進捗管理と適切な監督指導がされたいということかな。何でわしだけマイクが入っとうの。わしばっかり入る。

○**稲田分科会長** いや、今話しされてるからですよ。

○**稲田分科会長** 今3つ出てますけど、こういったところでよろしいでしょうか。

そういたしますと、長時間にわたりましたが、それでは、以上を踏まえ、最終的には委員長、副委員長で取りまとめたものを明日の提出とさせていただきますので、最終的には委員長、副委員長で確認で、くどいですが、作成というところにさせていただきます。

(「お願いします。」と伊藤委員)

以上で予算決算委員会都市経済分科会を閉会いたします。

**午後7時24分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

予算決算委員会都市経済分科会長 稲 田 清